

第 2 回定例会会議録目次

第 1 日目（平成 1 6 年 6 月 1 4 日）	頁
○開会宣告	3
○開議宣告	3
○日程第 1 会議録署名議員指名	3
○日程第 2 会期決定	3
○日程第 3 議長報告	3
○追悼演説	4
○日程第 4 行政報告	5
○日程第 5 選挙第 1 号 中空知広域水道企業団議会議員の選挙について	8
○日程第 6 許可第 1 号 経済建設常任副委員長の辞任について	8
○日程第 7 選任第 1 号 経済建設常任委員及び副委員長の選任について	9
○日程第 8 選任第 2 号 議会運営委員長の選任について	9
○日程第 9 報告第 1 号 平成 1 5 年度滝川市一般会計予算繰越明許費の繰越しについて	9
○日程第 1 0 報告第 2 号 平成 1 5 年度滝川市下水道事業特別会計予算繰越明許費の繰越しについて	1 0
○日程第 1 1 報告第 3 号 専決処分について（平成 1 5 年度滝川市一般会計補正予算（第 1 1 号））	1 0
○日程第 1 2 報告第 4 号 専決処分について（平成 1 6 年度滝川市一般会計補正予算（第 1 号））	1 2
○日程第 1 3 報告第 5 号 専決処分について（平成 1 6 年度滝川市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号））	1 3
○日程第 1 4 報告第 6 号 専決処分について（平成 1 6 年度滝川市老人保健特別会計補正予算（第 1 号））	1 4
○日程第 1 5 報告第 7 号 専決処分について（滝川市税条例の一部を改正する条例）	1 6
○日程第 1 6 議案第 1 号 平成 1 6 年度滝川市一般会計補正予算（第 2 号）	
議案第 3 号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例	
議案第 5 号 滝川市民福祉条例の一部を改正する条例	2 1
○日程第 1 7 議案第 2 号 平成 1 6 年度滝川市公営住宅事業特別会計補正予算（第 1 号）	3 6
○日程の追加について	3 7
○日程第 1 8 議案第 4 号 滝川市手数料条例の一部を改正する条例	3 7
○日程第 1 9 議案第 6 号 株式会社滝川振興公社の株主総会における議決権の行使について	3 9

○日程第20 諮問第 1号 人権擁護委員候補者の推薦について	40
○休会の件について	40
○散会宣告	40

第8日目（平成16年6月21日）

○開議宣告	45
○日程第 1 会議録署名議員指名	45
○日程第 2 一般質問	45
7番 渡辺精郎君	45
5番 大谷久美子君	60
1番 本間保昭君	70
4番 久保幹雄君	75
3番 三上裕久君	79
10番 田中敏男君	86
○延会の件について	95
○延会宣告	96

第9日目（平成16年6月22日）

○開議宣告	101
○日程第 1 会議録署名議員指名	101
○日程第 2 一般質問	101
16番 窪之内美知代君	101
15番 酒井隆裕君	115
8番 清水雅人君	120
12番 中田翼君	136
○日程第 3 議案第 7号 議員の派遣について	141
○日程第 4 報告第 8号 社団法人滝川国際交流協会の経営状況について	142
○日程第 5 報告第 9号 滝川市土地開発公社の経営状況について	143
○議事延長宣言	148
○日程第 6 報告第10号 財団法人滝川市生涯学習振興会の経営状況について	150
○日程第 7 報告第11号 監査報告について	
報告第12号 例月現金出納検査報告について	151
○日程第 8 意見書案第1号 地方分権を確立するための真の三位一体改革の実現を 求める要望意見書	
意見書案第2号 緊急地域雇用創出特別交付金制度の延長・改善を求める 要望意見書	153

○日程第 9 常任委員会及び議会運営委員会閉会中継続調査等の申出について	1 5 3
○市長あいさつ	1 5 4
○閉会宣告	1 5 4

平成16年第2回滝川市議会定例会（第1日目）

平成16年 6月14日（月）

午前10時01分 開会

午後 1時59分 散会

○議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員指名
- 日程第 2 会期決定
- 日程第 3 議長報告（追悼演説）
- 日程第 4 行政報告
- 日程第 5 選挙第 1号 中空知広域水道企業団議会議員の選挙について
- 日程第 6 許可第 1号 経済建設常任副委員長の辞任について
- 日程第 7 選任第 1号 経済建設常任委員及び副委員長の選任について
- 日程第 8 選任第 2号 議会運営委員長の選任について
- 日程第 9 報告第 1号 平成15年度滝川市一般会計予算繰越明許費の繰越しについて
- 日程第10 報告第 2号 平成15年度滝川市下水道事業特別会計予算繰越明許費の繰越しについて
- 日程第11 報告第 3号 専決処分について（平成15年度滝川市一般会計補正予算（第11号））
- 日程第12 報告第 4号 専決処分について（平成16年度滝川市一般会計補正予算（第1号））
- 日程第13 報告第 5号 専決処分について（平成16年度滝川市国民健康保険特別会計補正予算（第1号））
- 日程第14 報告第 6号 専決処分について（平成16年度滝川市老人保健特別会計補正予算（第1号））
- 日程第15 報告第 7号 専決処分について（滝川市税条例の一部を改正する条例）
- 日程第16 議案第 1号 平成16年度滝川市一般会計補正予算（第2号）
議案第 3号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
議案第 5号 滝川市民福祉条例の一部を改正する条例
- 日程第17 議案第 2号 平成16年度滝川市公営住宅事業特別会計補正予算（第1号）

○追加日程

- 日程第18 議案第 4号 滝川市手数料条例の一部を改正する条例
- 日程第19 議案第 6号 株式会社滝川振興公社の株主総会における議決権の行使について
- 日程第20 諮問第 1号 人権擁護委員候補者の推薦について

○出席議員 (21名)

1番	本間保昭君	2番	山腰修司君
3番	三上裕久君	4番	久保幹雄君
5番	大谷久美子君	6番	石田昇君
7番	渡辺精郎君	8番	清水雅人君
9番	大累泰幸君	10番	田中敏男君
11番	堀田建司君	12番	中田翼君
13番	谷口昭君	14番	山木昇君
15番	酒井隆裕君	16番	窪之内美知代君
18番	田村勇君	19番	藪内英之君
20番	井上正雄君	21番	水口典一君
22番	坂下薫君		

○欠席議員 (0名)

○説明員

市長	田村弘君	助役	深村完市君
収入役	中文雄君	教育長	安西輝恭君
監査委員	八幡吉宣君	総務部長	末松静夫君
市民生活部長	鈴木四君	保健福祉部長	池田亨君
経済部長	大竹敏章君	建設水道部長	池田隆君
建設水道部参事	木下善雄君	教育部長	谷田部篤君
監査事務局長	辰巳信男君	病院事務部長	門山伸夫君
秘書課長	若山重樹君	総務課長	東照明君
企画課長	中嶋康雄君	財政課長	高橋賢司君

○本会議事務従事者

事務局長	林弘君	参与	福田正己君
主査	中川祐介君	主査	鈴木靖子君

開会 午前10時01分

◎開会宣告

○議 長 ただいまより、本日をもって招集されました平成16年第2回滝川市議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は、全員であります。

◎開議宣告

○議 長 これより本日の会議を開きます。

この場合、本会議に先立ち、去る5月25日に開催されました全国市議会議長会第80回定期総会において、議員25年以上の功績で石田昇議員が特別表彰を受けましたので、その伝達式を行います。

また、4月1日付の人事異動に伴う部長職職員の紹介並びに人事交流職員の紹介がありますので、暫時休憩いたします。

休憩 午前10時02分

再開 午前10時08分

○議 長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎日程第1 会議録署名議員指名

○議 長 日程第1、会議録署名議員指名を行います。

会議録署名議員は、議長において井上議員、水口議員を指名いたします。

◎日程第2 会期決定

○議 長 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から6月22日までの9日間といたしたいと思います。これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、会期は9日間と決定いたしました。

◎日程第3 議長報告

○議 長 日程第3、議長報告を行います。

報告事項は、お手元に印刷配付のとおりでありますので、お目通しをお願いいたします。

ここで、病気療養中にありながら議会運営委員長の重責を果たしてこられました東秀雄議員が5月の10日に急逝されました。ご報告申し上げ、慎んで哀悼の意を表するものであります。

この場合、東議員のご遺族、弘子夫人とご長男聡志様にご入場いただき、追悼演説を行いたいと思います。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時09分

再開 午前10時10分

○議 長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎追悼演説

○議 長 追悼演説を行います。谷口議員。

○谷口議員 議長にお許しをいただきましたので、去る5月の10日、幽冥境にして逝去されました東議員を悼み、本日ここに平成16年市議会第2回定例議会に当たり、ありし日のお姿をしのびつつ、滝川市議会議員一同を代表いたしまして、慎んで哀悼の言葉を申し上げます。

東議員は、体調の変化にお気づきになり、砂川市立病院で検査を受け、昨年7月に入院、治療、全快して退院をいたし、議員としてのその他の数多くの公職については、変わらぬ元気な姿で堂々と活躍をされておりました。東議員は、日常は非常に食生活に最大な関心を払って、健康管理に注意をしていたことでしょう。3月の第1回の定例議会には、壇上より議会運営委員長として意見書の説明、報告も変わりなくご活躍をされていたのでございます。しかし、5月10日、東秀雄議員の突然の急逝についてはとても信じられがたいものがあり、私たち議員一同は、心から哀悼の意を表するものであります。

東議員は、昭和5年、歌志内市で生を受け、歌志内の学校を卒業、昭和20年4月、滝川人造石油株式会社に入社、9月に退職、9月に歌志内北炭神威鉦に入社、昭和27年4月に退職、昭和27年の5月に中山組に入社、37年の6月に退職、37年に空知自動車学校に就職いたし、平成元年に退職をしております。平成3年にたきかわ観光協会にお勤めになり、業務課長として観光協会の発展、まちづくりの数々の行事に参加し、市民との交流を深めて、計画と実行に努力をいたしておりました。

平成11年4月に滝川市議会議員に当選、2期目を迎え、この間市議会においては、厚生常任委員会の副委員長、議会運営委員長、総合計画特別委員会の委員、ごみ処理広域化調査特別委員会の副委員長、廃棄物処理等審査特別副委員長、中空知広域水道企業団の議員、民生委員推薦会委員として活躍をしていました。また、数多くの公職につき、幾多の功績を残された東議員に対し、そのご苦勞に深く感謝の意を表するものであります。

東議員は、多くの方々に対する人間関係については非常に大切にされる方でもございました。特に議会運営委員長の立場として、提案については全会一致ですということとは困難な場合が多かったわけでもございます。各会派の原理原則は十分に理解をしまして、また全会派が一致するように努力もされていたようです。この真剣なお姿には、心から感謝を申し上げたいと、このように思っております。

ます。

一方、地域でも多くの要職を担い、町内会長を初め、滝川安全運転協議会の理事、体育協会の理事、共同募金会の理事、交通指導員、たきかわ観光協会副会長、ほかにも多くの要職をしておりました。東議員は、あんどん滝川しぶき祭りには実行委員、責任者として関係機関と積極的に取り組み、観光産業の振興、地域の活性化に大きな役割を果たしておりました。地域経済の活性化を図るために、観光事業の充実拡大を図り、観光のイベントにも積極的な展開、市民の憩いの交流の場にも新たな活動を実施していたことは、東議員の姿が今にも見えるような思いがしてなりません。

一般質問の折には、交通指導員の立場、また自動車学校の教官の立場のように、交通関係については強い力を入れて質問をしておりました。理事者側、また議員に交通ルールを説明するような感じも受けたわけでございます。もとの自動車学校の先生だなど、そのように私は感じをしておりました。あの一般質問が今では懐かしい、懐かしい思いでいっぱいでございます。

議会の終了後は、議員と議員との親睦、理事者の親睦を東議員は一層深めて楽しくテーブルを回り、私のところにも何度もビールを持ち回ってきた記憶がございます。人間関係を大切に、豊かな豊かな本当によい人柄でした。このことにつきましては、心より敬服した次第でございます。心の底から親睦を深め合った数々の行事、今では思い出として私たちの心の奥深く残して忘れがたいことは数多くある次第でございます。

滝川市は、今21世紀に向け、地方財政の改革についても厳しい現状に直面をしておるわけでございます。この行動ある21世紀の政治の指導的な役割を果たすべき東議員がご逝去されたことにつきましては、非常に残念でございます。ここに滝川市議会一同の名において亡き東議員の残された数々の功績をたたえ、改めて心からご冥福を申し上げまして、私の追悼の言葉といたします。

以上です。

○議 長 ご遺族の方が退場されますので、暫時休憩いたします。

休憩 午前10時22分

再開 午前10時23分

○議 長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

以上で議長報告並びに追悼演説を終わります。

◎日程第4 行政報告

○議 長 日程第4、行政報告を行います。

行政報告を求めます。市長。

○市 長 行政報告に先立ちまして、私からも一言だけ東議員の急逝に際しまして、心からご冥福をお祈りをさせていただきたいと存じます。

東議員におかれましては、ただいま追悼演説にございましたように、議会人としての大変な献身的なご努力のほかに、市民活動家として極めて熱心なまちづくりの活動に専念をされていらっしゃる

いました。ある意味では、責任感の旺盛さというのがひょっとすると死期を早めたのかもしれないと思いつつ、東議員が熱心にこのまちのために尽くされた、そういう思いを私ども引き継いでいかなくてはならないというふうな決意を新たにしているところでもあります。心からご冥福をお祈り申し上げたいと存じます。

行政報告につきましては、お手元に配付をさせていただいている内容でございますので、お目通しを賜りたいと存じますが、2点についてのみ口頭でご報告を申し上げます。

まず、第1点目は、平成15年度各会計決算の概要についてであります。5月末日をもちまして、一般会計及び特別会計の出納整理期間が終了いたしまして、一応の計数がまとまりましたので、後ほど正式に手続きを経まして議会のご承認を求めることになるわけでありますけれども、本日その概要につきまして簡潔にご報告を申し上げます。

一般会計におきましては2億790万円の剰余となりましたが、その内容は市税収入で5,620万円の増、一方歳出では除排雪対策経費が2,631万円減となるなど、経費の節減、さらに特に小雪ということが影響した歳出の減少であります。

次に、特別会計におきましては、国民健康保険特別会計では1億3,389万円の歳入不足が生じましたが、不足額を16年度から繰り上げ充用し、歳入歳出差し引きゼロ円となったものであります。この14年度の不足額に加えて、保険給付費等の歳出が増加していること及び所得の減少傾向から、保険税収入が減少していることなどによるものでございます。下水道事業特別会計は806万円の剰余であります。これは前年度からの繰越金などによるものでございます。老人保健特別会計におきましては995万円の歳入不足が生じましたが、この不足額を16年度から繰り上げ充用し、歳入歳出差し引きゼロ円となりました。国庫負担金、道費負担金が過小交付されたものでありまして、次年度に追加交付されますので、実質的には歳入不足とはならない内容でございます。介護保険特別会計、介護保険事業勘定は3,264万円の剰余が生じましたが、これは前年度からの繰越金などによるものであります。介護保険特別会計、介護サービス事業勘定につきましても7,221万円の剰余が生じましたが、これも同じく前年度からの繰越金などによるものであります。勤労者福祉共済特別会計は553万円の剰余、公営住宅事業特別会計につきましては451万円の剰余となっております。

次に、企業会計におきましては、病院事業会計の収益的収支では1億3,115万円の純利益となり、資本的収支では3億591万円の差し引き不足となっておりますが、これにつきましては内部留保資金等で補填いたしております。また、水道事業会計の収益的収支では6,249万円の純利益、資本的収支では4億3,699万円の差し引き不足となっておりますが、これも内部留保資金等で補填をいたしております。以上、一般会計ほか各会計の15年度の決算概要につきましてご報告を申し上げます。

次に、2点目でございますが、市立病院の産婦人科診療についてご報告を申し上げます。市立病院の産婦人科につきましては、北海道大学医学部から医師の派遣を受け、現在では1名の常勤医師が診療を行っております。医師の引き揚げ要請がございまして、北海道もこれに積極的に加わっていただきまして、継続派遣、確保に向け要請を積極的に行っているという経過につきましては、既

に昨年の第3回定例会でもご報告を申し上げたところでございます。本年5月19日に北海道大学の産婦人科の2名の教授と北海道保健福祉部の職員が本市を訪問をなさいまして、現在の産婦人科医局の体制で地域医療の確保を図るためにセンター化はやむを得ないとの見解が伝えられたところではありますが、北大側からは断腸の思いでの選択であり、ぜひ協力をいただきたいとの再度の要請がございました。道内及び全国的にも産婦人科医師の不足につきましては承知しているところであり、北海道大学からの派遣を受けている以上、承諾せざるを得ないと判断をし、常勤医の確保につきましては、医局の人材が充足された時点での派遣について承諾をいただいたところでございます。9月以降の体制につきましては、開院日における外来診療の実施、子宮がん検診の継続、救急対応の確保などの協力を要請し、外来診療の体制等具体的な事項は早急に検討するとしておりましたが、今月の9日に北大の医局長が市立病院を訪れまして、月、水、金の週3回を砂川市立病院から滝川市立病院に医師を派遣し、外来診療と子宮がん検診を行うという結論が知らされたところでございます。救急体制につきましては、さらに検討中という話でありまして、私としてはさらなる充実を求める中でこの受け入れをいたしたところでもあります。市といたしましては、今後も一日も早い常勤医の確保に向けて、引き続き北大以外に対してもさまざまな方向で取り組んでまいりたいと存じているところであります。

以上、2件について口頭でご報告を申し上げた次第であります。

○議 長 次に、教育行政報告を求めます。教育長。

○教 育 長 教育行政報告につきましては、お手元の教育行政報告に記載のとおりでございますけれども、2点につきまして口頭でご報告を申し上げます。

1点目でございますが、健康づくりチャレンジデー2004についてでございます。市民の皆さんの健康、体力づくりの意識の高揚などを目的に、今年度で第7回目を迎え、去る5月26日に実施いたしました。その結果、当市の参加率は61.3パーセントであり、対戦相手の兵庫県稲美町の61.8パーセント、0.5ポイントを下回り、残念ながら敗退いたしました。しかし、今年度は参加者の拡大のために町内会等に依頼するなど、本年度の参加率の目標を60パーセントと定めたとところでございます。結果といたしまして、参加率61.3パーセントとなりましたが、このことは今後の健康、体力づくりの向上にとりまして望ましい方向であり、関係者に敬意を表したいと存じます。また、チャレンジデー当日から4カ月間で50万歩を目標に歩きましょうという健康づくりウォーキング事業に、これについても市の事業としてスタートいたしました。今後とも健康滝川21計画を推進し、1年を通じまして市民の皆さんの健康、体力づくりを支援してまいりたいと存じます。

2点目でございますが、教育委員長の選任並びに教育委員長職務代理者の指定についてでございます。5月28日に開催されました第4回滝川市教育委員会におきまして教育委員長の選挙を行い、教育委員長に了輪隆教育委員が再任されました。また、教育委員長職務代理者につきましては、木村耀子教育委員が指定されたところでございます。今後とも教育行政のより一層の推進に努めることを申し上げ、報告とさせていただきます。

以上、2点を申し上げ、口頭報告とさせていただきます。

以上でございます。

○議 長 これをもちまして行政報告を終わります。

◎日程第5 選挙第1号 中空知広域水道企業団議会議員の選挙について

○議 長 日程第5、選挙第1号 中空知広域水道企業団議会議員の選挙についてを議題といたします。

東議員のご逝去に伴い、中空知広域水道企業団議会議員に欠員が生じたため、同企業団規約第6条第3項の規定に基づき、補充議員1名の選挙を行いたいと思います。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定に基づき、指名推選によりたいと思いますが、これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることと決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法につきましては、議長において指名することといたしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、議長において指名することと決定いたしました。

中空知広域水道企業団議会議員に井上正雄議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました井上正雄議員を中空知広域水道企業団議会議員の当選人と定めることに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました井上正雄議員が中空知広域水道企業団議会議員に当選されました。

当選されました井上正雄議員には、本席よりその旨を告知いたします。

◎日程第6 許可第1号 経済建設常任副委員長の辞任について

○議 長 日程第6、許可第1号 経済建設常任副委員長の辞任についてを議題といたします。

この場合、地方自治法第117条の規定により、堀田議員は除斥の対象となりますが、あらかじめ退席されておりますので、このまま会議を続行いたします。

堀田経済建設常任副委員長から、都合により副委員長を辞任したい旨の願い出を6月7日に受理いたしました。

お諮りいたします。本件は願い出のとおり辞任を許可することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、堀田経済建設常任副委員長の辞任を許可することに決しました。

◎日程第7 選任第1号 経済建設常任委員及び副委員長の選任について

○議長 日程第7、選任第1号 経済建設常任委員及び副委員長の選任についてを議題といたします。

提案の内容は配付のとおりでありますので、説明、質疑、討論を省略して、直ちに採決いたしたいと思います。これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

よって、説明、質疑、討論を省略して採決いたします。

本案のとおり選任することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

よって、本案のとおり選任することに決しました。

◎日程第8 選任第2号 議会運営委員長の選任について

○議長 長 日程第8、選任第2号 議会運営委員長の選任についてを議題といたします。

提案の内容は配付のとおりでありますので、説明、質疑、討論を省略して、直ちに採決いたしたいと思います。これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

よって、説明、質疑、討論を省略して採決いたします。

本案のとおり選任することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

よって、本案のとおり選任することを決しました。

◎日程第9 報告第1号 平成15年度滝川市一般会計予算繰越明許費の繰越しについて

○議長 長 日程第9、報告第1号 平成15年度滝川市一般会計予算繰越明許費の繰越しについてを議題といたします。

説明を求めます。総務部長。

○総務部長 ただいま上程されました報告第1号の平成15年度滝川市一般会計予算繰越明許費の繰越しについてご説明を申し上げます。

地方自治法第213条第1項の規定による繰越明許費について、同法施行令第146条第2項の規定により報告するものであります。

今回の繰越明許費につきましては、道営事業の一部が平成15年度中に執行がなされないことか

ら、翌年度への繰り越しが必要となったものでございまして、3月の議会において平成15年度一般会計補正予算の繰越明許費の議決をいただいているものであります。

なお、事業名及び金額、財源内訳につきましては、繰越計算書に記載のとおりでございますので、お目通しを願ひまして、以上、説明とさせていただきます。

○議長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

報告第1号は報告済みといたします。

◎日程第10 報告第2号 平成15年度滝川市下水道事業特別会計予算繰越明許費の繰越しについて

○議長 日程第10、報告第2号 平成15年度滝川市下水道事業特別会計予算繰越明許費の繰越しについてを議題といたします。

説明を求めます。建設水道部参事。

○建設水道部参事 ただいま上程されました報告第2号 平成15年度滝川市下水道事業特別会計予算繰越明許費の繰越しにつきましてご説明申し上げます。

この事業につきましては、北海道が事業主体として建設を進めております石狩川流域下水道事業につきまして、平成15年度事業費の一部1億5,750万円が北海道において繰越明許されたということに伴ひまして、構成6市4町に係る負担金についても翌年度への繰り越しが必要ということとなりますので、さきの市議会第1回定例会で滝川市の負担額につきまして繰越明許費の議決をいただいたところであります。

つきましては、地方自治法第213条第1項の規定により、繰越明許費の繰り越しについて、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告をいたします。

内容につきましては、予算繰越明許費繰越計算書の記載のとおりであります。石狩川流域下水道事業負担金784万9,000円を平成16年度へ繰り越しをしたところであります。

以上で報告第2号の説明を終わります。

○議長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

報告第2号は報告済みといたします。

◎日程第11 報告第3号 専決処分について（平成15年度滝川市一般会計補正予算

(第11号)

○議長 日程第11、報告第3号 専決処分について（平成15年度滝川市一般会計補正予算（第11号））を議題といたします。

説明を求めます。総務部長。

○総務部長 ただいま上程されました報告第3号 専決処分についてご説明を申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、平成15年度滝川市一般会計補正予算について専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により報告し、ご承認を求めたいとするものでございます。

今回の補正につきましては、地方交付税の決定による増額補正、一般公共事業債調整分が増額許可を得たことによる増額補正及びこれらに伴い基金繰入金及び基金積立金の調整をしたいと思いますものです。

第1条で、歳入歳出それぞれ5,484万9,000円を追加し、予算の総額を224億4,536万9,000円とするもので、歳入歳出予算の補正は第1表によるところでございます。

第2条、地方債の変更につきましては、第2表によるところでございます。

専決処分年月日は、平成16年3月31日であります。

2ページ、3ページは第1表、歳入歳出予算補正、5ページは第2表、地方債補正であります。

内容につきましては、事項別明細書によりご説明いたしますので、8ページ、9ページをお開き願います。歳入、9款1項1目地方交付税、補正額1億411万3,000円は、3月17日に特別交付税が決定し、地方交付税の総額が確定したことにより、普通交付税4,099万8,000円、特別交付税6,311万5,000円を増額補正するものであります。

17款2項1目基金繰入金、補正額1億816万4,000円の減額につきましては、地方交付税及び地方債を増額補正することから基金繰入金を減額するもので、土地開発基金繰入金4,374万円、社会福祉事業振興基金繰入金6,442万4,000円をそれぞれ減額するものです。

20款1項2目農林業債70万円の増額、同じく3目土木債4,120万円の増額、同じく4目教育債1,520万円の増額、10ページの同じく7目民生債180万円の増額につきましては、要望していた一般公共事業債調整分につきまして許可が得られたことによる補正でございます。以上、歳入合計5,484万9,000円の増額となったところでございます。

次に、歳出についてご説明いたしますので、12ページ、13ページをお開き願います。2款1項1目一般管理費は、財源振りかえでございます。4目財産管理費、補正額5,484万9,000円につきましては、一般公共事業債調整分が認められたことなどにより、その範囲内で財政調整基金に積み立てするものでございます。

3款以下は、すべて財源振りかえでございます。以上、16ページで歳出合計5,484万9,000円の増額となったところでございます。

以上を申し上げます、報告第4号の説明とさせていただきます。

○議長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

お諮りいたします。本件は承認することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

よって、報告第3号は承認することに決しました。

◎日程第12 報告第4号 専決処分について（平成16年度滝川市一般会計補正予算
（第1号））

○議長 長 日程第12、報告第4号 専決処分について（平成16年度滝川市一般会計補正予算
（第1号））を議題といたします。

説明を求めます。総務部長。

○総務部長 ただいま上程されました報告第4号 専決処分についてご説明申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、平成16年度滝川市一般会計補正予算について専決処分しましたので、同条第3項の規定によりご報告し、承認を求めたいとするものです。

今回の補正につきましては、報告第5号の繰り上げ充用に伴うものでありますが、平成15年度の国民健康保険特別会計が収支不足となり、平成16年度予算を補正して繰り上げ充用することになりましたが、その財源を一般会計から貸し付けることによる補正でございます。

第1項で、歳入歳出それぞれ1億3,704万2,000円を追加し、予算の総額を227億6,404万2,000円とするものであります。

第2項といたしまして、歳入歳出予算の補正は、第1表によるとするものでございます。

専決処分年月日は、平成16年5月31日であります。

2ページ、3ページは第1表、歳入歳出予算補正でございますが、内容につきましては事項別明細書によりご説明いたします。

先に歳出からご説明申し上げますので、8ページ、9ページをお開き願います。4款1項6目他会計繰出金補正額4万2,000円は、国民健康保険特別会計繰出金でございますが、一般会計から貸し付けを行うことにより生じる利息分を繰出金として措置するものでございます。

12款2項3目他会計貸付金1億3,700万円は、国民健康保険特別会計貸付金でございます。国民健康保険特別会計における繰り上げ充用の財源を一般会計から貸し付けするものでございます。以上、歳出合計1億3,704万2,000円の増額となったところでございます。

続いて、歳入についてご説明申し上げますので、6ページ、7ページをお開き願います。21款

3項8目他会計貸付金収入、補正額1億3,704万2,000円につきましては、貸付金償還収入と利子収入でございます。歳入合計1億3,704万2,000円の増額となったところでございます。

以上を申し上げまして、報告第4号の説明とさせていただきます。

○議 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

お諮りいたします。本件は承認することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、報告第4号は承認することに決しました。

◎日程第13 報告第5号 専決処分について（平成16年度滝川市国民健康保険特別会計補正予算（第1号））

○議 長 日程第13、報告第5号 専決処分について（平成16年度滝川市国民健康保険特別会計補正予算（第1号））を議題といたします。

説明を求めます。市民生活部長。

○市民生活部長 ただいま上程されました報告第5号 専決処分についてご説明いたします。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、次のとおり専決したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

専決事項でございますが、平成16年度滝川市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）であります。若干中身をご説明いたしますが、平成15年度出納閉鎖に当たりまして、14年度の収支不足から、一般会計からの借り入れによる返済、保険給付費の増、被保険者数の増加の傾向にありますが、所得の減少等により税調定の減及び収納率の悪化等の要因により収支不足が見込まれ、一般会計より借り入れをし、平成16年度会計より繰り上げ充用することによる補正でございます。

第1項、総額に歳入歳出それぞれ1億3,704万2,000円を補正いたしまして、予算の総額を歳入歳出それぞれ47億3,649万1,000円とするところであります。

2項におきまして、歳入歳出予算の補正は、第1表、歳入歳出予算補正によるところであります。

専決処分年月日につきましては、平成16年5月31日であります。

2ページ、3ページは歳入歳出予算補正並びに4ページ、5ページは歳入歳出予算事項別明細書

でございますので、お目通し願います。

歳出からご説明いたしますので、8ページ、9ページをお開き願います。歳出でございますが、7款1項1目利子4万2,000円の補正でございますが、これにつきましては一時借入金・運用金利子であります。

10款1項1目前年度繰上充用金1億3,700万の補正につきましては、前年度繰上充用金で前段申し上げました平成15年度収支不足に繰り上げ充用するものであります。歳出合計1億3,704万2,000円を補正したところであります。

次に、歳入についてご説明いたしますので、前ページをお開き願いたいと思います。歳入でございますが、7款1項1目一般会計繰入金、これにつきましては一般会計からの繰入金であります。

9款4項1目他会計借入金でございますが、1億3,700万円の補正であります。これにつきましても一般会計からの借入金です。歳入合計1億3,704万2,000円の補正となったところであります。

以上、報告第5号の説明とさせていただきます。

○議 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

お諮りいたします。本件は承認することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、報告第5号は承認することに決しました。

◎日程第14 報告第6号 専決処分について（平成16年度滝川市老人保健特別会計補正予算（第1号））

○議 長 日程第14、報告第6号 専決処分について（平成16年度滝川市老人保健特別会計補正予算（第1号））を議題といたします。

説明を求めます。市民生活部長。

○市民生活部長 ただいま上程されました報告第6号についてご説明いたします。

専決処分でございますが、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、次のとおり専決したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

専決事項、平成16年度滝川市老人保健特別会計補正予算（第1号）であります。平成15年

度収支におきまして、医療費の財源であります支払基金交付金、国、道負担金が確定され、これらの精算が16年度になり、追加交付と返還金の差額が歳入不足となり、不足額につきましては平成16年度で精算されることから、繰り上げ充用することに伴う補正でございます。

第1項、歳入歳出それぞれ2,562万7,000円を補正いたしまして、歳入歳出それぞれ57億4,218万2,000円とするものでございます。

2項におきまして、歳入歳出予算の補正は、第1表、歳入歳出予算補正によるところでございます。

専決処分年月日につきましては、平成16年5月31日であります。

2ページ、3ページは歳入歳出予算補正並びに4ページ、5ページは歳入歳出予算事項別明細書でありますので、お目通し願います。

歳出からご説明いたしますので、8ページ、9ページをお開き願います。歳出でございますが、4款1項2目償還金1,567万4,000円の補正につきましては償還金でございますが、平成15年度精算による返還金で、支払基金交付金の返還金並びに同審査支払手数料分の1,567万4,000円でございます。

6款1項1目前年度繰上充用金995万3,000円の補正でございますが、これにつきましては前年度繰上充用金で、平成15年度収支不足により繰り上げ充用するものであります。歳出合計2,562万7,000円の補正となったところでございます。

次に、歳入についてご説明いたしますので、前ページをお開き願いたいと思います。歳入でございますが、2款1項1目医療費負担金2,066万6,000円の補正につきましては医療費負担金で、15年度精算する追加交付で国庫負担金分であります。

3款1項1目医療費負担金で496万1,000円の補正につきましては、同じく国庫負担金と同様の追加交付金でございます。歳入合計2,562万7,000円の補正となったところでありまして、補正後57億4,218万2,000円となったところであります。

以上、報告第6号の説明とさせていただきます。

以上です。

○議 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

お諮りいたします。本件は承認することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、報告第6号は承認することに決しました。

◎日程第15 報告第7号 専決処分について（滝川市税条例の一部を改正する条例）

○議長 日程第15、報告第7号 専決処分について（滝川市税条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

説明を求めます。市民生活部長。

○市民生活部長 ただいま上程されました報告第7号 専決処分についてご説明いたします。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定によりご報告申し上げ、承認を求めたいとするものであります。

専決事項は、滝川市税条例の一部を改正する条例でございます。

専決処分年月日につきましては、平成16年3月31日でございます。

これにつきましては、平成16年3月31日、地方税法等の一部を改正する法律が公布されましたが、この法律改正に伴い、本年度における市税の賦課事務等に支障を来すことから専決処分をしたものでございます。

初めに、平成16年度の地方税法改正の概要を申し上げます。1点目でございますが、妻に対する均等割の非課税措置の廃止であります。これにより従前の夫婦共稼ぎの妻には均等割が課税されておりましたが、この改正により一定の収入のある妻が均等割の課税対象となります。市民税の該当年月日につきましては、平成17年度に2分の1、18年度で全額ということになります。

2点目でございますが、さらに均等割の税率の改正でございますが、市町村の人口段階による税率区分を廃止し、一律3,000円にするものであります。これにつきましては、ことしの平成16年度課税から該当するものでございます。

3点目でございますが、65歳以上で合計所得が1,000万円以下の者を対象にした老年者の所得控除48万円が廃止されます。これにつきましてはの適用につきましては平成18年度から。

4点目でございますが、土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る100万円の特別控除の廃止とともに、長期、短期譲渡所得に係る税率を引き下げる改正であります。これにつきましては、平成17年度から適用になります。

5点目でございますが、上場株式等以外の株式に係る譲渡所得の金額に対する税率を4パーセントから3.4パーセントとする改正、これにつきましては平成16年度から20年度までに限り、上場株式に係る譲渡所得に係る税率を3.4パーセントからさらに2パーセントにする改正であります。これにつきましても本年度、16年度から適用ということになります。

以下、改正条例の内容を簡潔にご説明いたしますので、報告第7号参考資料、滝川市税条例の一部を改正する条例改正要旨をごらんいただきたいと思っております。まず、第24条、個人の市民税の非課税の範囲でございますが、先ほどご説明いたしました個人の市民税の均等割の非課税基準を引き下げるとともに、市内に住所を有することにより均等割の納税義務を負う夫と生計を一にする妻で、市内に住所を有する者に対する均等割の非課税措置を廃止するための改正であります。平成17年

度は2分の1、18年度からは全額課税ということになります。

第26条、市民税の納税管理人に係る不申告に関する過料でございますが、これは文言整理でございます。

第31条、均等割の税率でございますが、先ほどご説明したとおり、市民税の個人の均等割の標準税率について人口段階の税率区分を廃止し、これを3,000円に統一するとともに、市民税の法人の均等割の標準税率に係る法人等の区分における公益法人等に防災街区整備事業組合を追加するための改正でございます。影響額といたしましては、1,608万6,000円の影響額でございます。

第33条の2でございますが、所得控除でございます。48万円の老年者控除を廃止するための改正でございます。

第33条の8、配当割額または株式等譲渡所得割等の控除でございますが、これは条文整理でございます。

以下、第35条の4、第47条につきましては、文言整理並びに条文整理でございます。

第53条、固定資産税の納税義務者でございますが、家屋の所得者以外の者がその事業の用に供するために取りつけた特定附帯設備につきましては、当該取りつけた者を所有者とみなし、当該特定附帯設備を償却資産とみなすものとするための条文追加でございます。

第129条、都市計画税の納税義務者等につきましては、条文の整理でございます。

附則第9の2項、新築住宅に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告でございますが、これにつきましては法附則改正に伴う5号を追加する改正でございます。

附則第10の3項、附則第10の4項につきましては、特別土地保有税に係る読みかえ規定でございます。

附則第11項、居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除でございますが、これにつきましては新設でございますが、居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除につきまして、その個人が当該譲渡資産の取得に係る一定の住宅借入金等の残高を有することとする要件を除外し、その適用期限を3年延長するための改正でございます。

次に、附則第12項、特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除でございますが、これにつきましては所得割の納税義務者が平成16年1月1日から18年12月31日までの間に所有期間が5年を超えて当該個人の居住の用に供した家屋または土地を譲渡した場合に、当該譲渡資産に係る譲渡損失の金額があるときは一定の要件の下で、これにつきましては譲渡資産の借入れ残高の必要、買換え資産の取得不要、買換え資産の借入金残高不要の要件の下で、その譲渡損失の金額について、その年の翌々年度以降3年度間の各年度の総所得金額等からの繰越控除を認める特例措置をするための改正でございます。

次に、附則第18項及び第18の2項でございますが、長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例でございますが、土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例について、先ほどご説明いたしました100万円の特別控除を廃止し、税率を4パーセントから3.4パーセントに引き下げるための改正でございます。

附則第19項、第18項に規定する長期譲渡所得の金額についてでございますが、これについては土地等の長期譲渡所得の金額または短期譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額につきましては、土地等の譲渡による所得以外の所得等の通算及び翌年度以降への繰り越しを認めないための改正で、廃止の条項になります。

附則第20の2項でございますが、優良住宅地の造成等のための土地を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例でございますが、これにつきましては優良住宅地の造成のために土地を譲渡した場合の課税の特例について、その適用期間を平成21年度まで延長し、税率を次のようにするとともに、収用交換等の5,000万特別控除を、特定土地区画整理事業のための2,000万円特別控除の特別控除を適用した場合には、この軽減税率の特例は適用しないとするための改正でございます。現行は4,000万円以下の場合、3.4パーセントでございますが、改正後2,000万円以下の部分ということで2.7パーセント、4,000万円を超える部分につきましては4パーセントの現行につきましては、改正後2,000万円を超える分ということで3.4パーセント。

附則第20の3項でございますが、居住用財産を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例でございますが、これにつきましては条文の整理でございます。

附則第21項でございますが、短期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例でございますが、土地等の短期譲渡所得の課税の特例について、税率を記載のとおり改正するものであります。

附則21の3項でございますが、短期譲渡所得の課税の特例について、税率を記載のとおり改正するものでございます。

附則21の4項でございますが、これは廃止規定でございますが、土地等の短期譲渡所得の金額または長期譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額については、土地等の譲渡による所得以外の所得との通算及び翌年度以降への繰り越しを認めないための改正でございます。

附則第22項につきましては、条文整理でございます。

附則第23項におきましても、条文の整理でございます。

附則第23の2項でございますが、株式等に係る譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例でございますが、上場株式等以外の株式を譲渡した場合の株式に係る譲渡所得の金額に対する税率を4パーセントから3.4パーセントにするための改正でございます。

次に、附則23の2の2項でございますが、上場株式等を譲渡した場合の株式に係る譲渡所得等に係る市民税の課税の特例でございますが、上場株式等を譲渡した場合の株式等に係る譲渡所得等に係る市民税の課税の特例について、その適用期間を平成16年度から平成20年度までに限り税率を3.4パーセントから2パーセントにするための改正でございます。これは、16年度から適用になりますが、影響額につきましては8万3,000円と試算しております。

次に、附則23の3項でございますが、特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等、譲渡所得等の課税の特例でございますが、これにつきましては一定の要件を満たした特定株式の譲渡をした場合の適用要件の緩和をこの特例の対象とするための改正でございます。

附則第25の2項、長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例でございますが、これは条

文の整理でございます。

附則第26項、短期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例、附則第32条、宅地等に対して課する15年度から平成17年度までの各年度の都市計画税の特例、附則32の4項につきましては条文の整理でございます。

附則第33項、個人の市民税の所得割の非課税の範囲等でございますが、控除対象配偶者または扶養親族を有する場合には、総所得金額等の合計額が35万円に、本人、控除対象配偶者及び扶養親族の合計数を乗じて得た金額以下であるものにつきましては、市民税の所得割を課さないものとするための改正でございますが、これにつきましては従前36万円が35万円という改正でございます。

以上で報告第7号 滝川市税条例の一部を改正する条例の専決処分の説明といたします。よろしくご承認をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。清水議員。

○清水議員 専決処分をされました市税条例の一部改正条例について、2点にわたり質疑を行いたいと思います。

この条例改正は、国の地方税法改正に伴うものであるとはいえ、市民に対する影響は多大なものがあると考えます。そこで、まず1点目、個人住民税の影響額について伺います。これについては、個人住民税2,000円から3,000円、また生計同一の妻の均等割を段階的に課税する。また、公的年金を140万から120万円控除、さらに老年者控除ということで48万の控除を廃止をする。また、控除対象の配偶者等の控除額も減らすと、こういった中身ですが、増税の影響額の総額について伺います。

2点目は、これらの増税となる対象人口あるいは世帯数ということでお伺いをしたいと思います。その2点をまず1点目ということです。

それと2点目は、これらの大きな痛みについて市民生活はどのような影響を受けるのか、またこういったもので、逆に市は増収ということになるわけで、こういった増収をどのように市政に生かしていくのかという点について伺います。

○議長 長 答弁を求めます。市民生活部長。

○市民生活部長 清水議員のご質疑にお答えしたいと思います。まず個人の均等割の改正でございますが、先ほど影響額につきましては16年度で1,608万6,000円ということでお話ししましたが、この影響額でございますし、それから妻に対する均等割の課税でございますが、これは17年度が2分の1ということございまして、17年度の影響額につきましては416万1,000円、18年度は全額ということになります。これにつきましては832万2,000円、対象人員につきましては、これにつきましては2,774人ということで試算しているところでございます。

それから、公的年金等の控除の関係でございますが、これにつきましては18年度から適用とい

うことをごさいます、影響額につきましては1, 139万2, 000円ということで試算をしております。

それから、老年者控除の廃止でございますが、これにつきましては18年度適用ということで、2, 596万6, 000円の影響ということで試算をしているところでございます。

私の方からは以上でございます。

○議長 長 助役。

○助 役 ただいま市民生活の影響が大きいのではないかとというようなことで、市民生活部長から影響額についてご説明申し上げました。その増収分をどのように市政に生かすのだと、こういうご質疑であります。市税については地方交付税とともに大変重要な一般財源であります。市政の継続性あるいは効率性、そういうものを追求をしながら、引き続き収支のバランスを図る中で健全経営を進めると、こういうことであります。

以上であります。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 総額をお聞きしましたので、まず総額について伺いたいと思います。

2点目については、そのとおり受け取れば、それは別に間違いではございません。しかし、小泉内閣になってからこのような国民負担増というのが医療、年金という形でこういう階層に、お年寄りですとか生活者全体にたび重なってきているということで、今後の市政運営に当たっては、市民負担増については極力注意をしなければならぬというふうに考えます。当然市民の理解も十分得られるようなものでなければ、市民負担増を行うべきでない。そういったような観点、こういう点について重ねてお伺いをしたいと思います。

○議長 長 答弁を求めます。市民生活部長。

○市民生活部長 総額ということでご質疑でございますが、16年度の影響額でございますが、この個人の均等割の改正の関係で、これは試算でございますので、1, 608万6, 000円でございますし、17年度につきましては妻に対する均等割の課税でございますが、17年度416万1, 000円、18年度につきましては妻に対する均等割の全額と公的年金等の控除の縮小、それから老年者控除の廃止を合わせまして1億2, 871万6, 000円ということでございますので、ご理解願います。

○議長 長 助役。

○助 役 今回の専決処分は、地方税法が改正されたわけでありまして、国会において慎重審議、その結果可決された内容に基づくものでありまして、これからの行政運営に当たりまして、お話の内容もあることだとは思いますが、そういうこととは別にいたしまして、やっぱり慎重に市民生活というものを十分勘案をしながら行政運営を進めるべきだと、このように考えております。

○議長 長 ほかに質疑ありますか。

(なしの声あり)

○議長 長 これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

お諮りいたします。本件は承認することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、報告第7号は承認することに決しました。

◎日程第16 議案第1号 平成16年度滝川市一般会計補正予算(第2号)

議案第3号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

議案第5号 滝川市民福祉条例の一部を改正する条例

○議長 日程第16、議案第1号 平成16年度滝川市一般会計補正予算(第2号)、議案第3号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例、議案第5号 滝川市民福祉条例の一部を改正する条例を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。助役。

○助役 ただいま上程されました議案第1号 平成16年度滝川市一般会計補正予算(第2号)についてご説明をいたします。

今回の補正は、一般職の職員の給与に関する条例の改正などによる人件費の減額、北海道医療費助成制度の改正に伴う滝川市民福祉条例の改正による重度心身障害者医療、老人医療、乳幼児医療、母子家庭等医療の扶助費等の補正が主な内容となっています。

第1条で、歳入歳出からそれぞれ7,320万9,000円を減額し、予算の総額を226億9,083万3,000円とするものであります。

第2項におきまして、歳入歳出の補正は、第1表によるところでございます。

第2条で、債務負担行為の変更は、第2表によるところでございます。

3ページから5ページになりますが、第1表、歳入歳出予算補正でございまして、お目通しをいただきたいと思っております。

次に、7ページをお開き願います。第2表、債務負担行為補正でございまして、これは農業経営基盤強化資金を借り入れた認定農業者に対する利子助成の対象の増により、限度額を266万9,000円増額し、変更後327万6,000円としたいとするものであります。

続いて、歳入歳出予算補正について説明をさせていただきますので、最初に14ページ、15ページをお開きいただきたいと思っております。歳出であります、1款1項1目議会費、補正額404万9,000円の減額につきましては、3月議会において可決されました議員報酬の見直しによる減額補正でございまして、

次に、2款1項3目企画費、補正額30万円につきましては、人の輝くまちづくりに要する経費でございまして、このうち菜の花プロジェクトに関連して、北海道市町村振興協会の地域づくり研修会の助成が得られることになりましたことから、当該経費について補正したいとするものであり

ます。菜種油の廃食油を活用しての新エネルギーや石油代替燃料についての可能性というようなことで、専門家を講師に招いて研修会を開催する予定であります。7月、10月の2回を予定しているところであります。

同じく4目の財産管理費、補正額2,588万2,000円の増額は、財産の取得、管理及び処分に要する経費の補正でございますが、一つは道道江部乙赤平線の拡幅工事に伴い、土地開発基金で所有している土地を一たん一般会計で取得してから道に売却するものであります。公有財産購入費76万2,000円を計上しております。これの関係の12万円は基金運用収入であるため、一度財産運用収入で歳入してから、改めて土地開発基金積立金として積み立てするものであります。

次に、財政調整基金積立金の2,500万円につきましては、市が出資を行っています第三セクターの減資に伴い、有償減資割当金2,500万円を基金に積み立てたいとするものであります。内訳といたしましては、滝川ガス株式会社の減資割当金2,000万円、株式会社アニム滝川の減資割当金1,000万円のうち500万円、合わせて2,500万円となっております。

同じく9目交通安全対策費、補正額10万円でございますが、交通安全対策に要する経費でございます。寄附者の意向によりまして、独居老人に対して交通安全グッズを配布したいとするものであります。市内におよそ400人ほどの独居老人がいらっしゃいますが、アームバンド、広角プリズム、靴やかさにつける反射板など、夜間反射板を購入して、交通安全指導員が独居老人宅を訪問して張りつけを行う内容でございます。

次に、16、17ページであります。3款1項2目身体障害者福祉費、補正額1,934万2,000円の減額につきましては、重度心身障害者医療に要する経費の減額補正でございます。道の医療助成給付制度の見直しに伴い、市民福祉条例を改正をして医療扶助費及び事務費を減額するものでございます。

同じく3目知的障害者福祉費、補正額238万3,000円につきましては、知的障害者通所更生施設「滝川新生園」の運営管理に要する経費の補正でございますが、昨年の9月議会におきまして、アイガモ飼育施設整備費として535万4,000円を補正させていただきましたが、秋以降の工事で例年より早い降雪、あるいは年度末における大雪などが原因で工事の一部が施工できなくなりました。このため、残工事分として今回補正計上したいとするもので、施工済みの分といたしましては、ひなの育成室工事、あるいは鶏舎の鉄骨の解体、撤去、運搬までの297万1,000円です。今回補正計上したいとする分は、残工事の鶏舎基礎工事43万8,000円、鶏舎組み立て工事94万5,000円、屋根及び壁工事100万円の合計238万3,000円でございます。

同じく4目老人福祉費、補正額391万8,000円の減額につきましては、老人医療に要する経費の減額補正でございます。重度心身障害者医療に要する経費と同様に、道の医療費助成給付制度の見直しに伴い、市民福祉条例を改正し、医療扶助費及び事務費を減額するものでございます。

2項1目児童母子福祉費、補正額1,133万7,000円は、乳幼児医療に要する経費で1,208万8,000円の増額補正と母子家庭等医療に要する経費で75万1,000円の減額補正でございます。いずれも道の医療費助成給付事業の見直しに伴い、市民福祉条例を改正することに

よるものでありますが、乳幼児医療に要する経費につきましては、対象年齢の引き上げに伴い増額するものであります。なお、母子家庭等医療に要する経費につきましては、10月1日から名称を変更し、ひとり親家庭等医療給付事業となるところであります。

同じく2目保育所費、補正額362万9,000円は、保育所の運営管理に要する経費の補正でございます。江部乙保育所に配置する保育士1名を事業団からの派遣職員で対応することになりまして、事業団に対して人件費負担を行うものでございます。補正額は、7月から3月までの9カ月分でありまして、4月から6月分につきましては現行予算で対応するということでございます。

次に、18、19ページ、4款1項5目環境衛生費、補正額644万8,000円の減額につきましては、滝の川斎苑に係る中空知衛生施設組合負担金の減額でございます。7月1日から新たに赤平市が滝の川斎苑を利用することになり、7月分からの施設維持費等を再計算し、赤平市の負担が加算され、滝川市、新十津川町、雨竜町は減額されることとなるものでございます。なお、赤平市の加入により、火葬件数が増加いたしますことから、若干の整備経費も含まれております。

2項1目じん芥処理費、補正額251万4,000円につきましては、ごみ処理施設に係る中空知衛生施設組合負担金の補正でございます。赤平市の施設を活用し、10月1日から新たに動物用小型焼却炉として使用するもので、施設の取得整備費、維持費について、北空知衛生施設組合及び滝川市、赤平市、新十津川町、雨竜町で経費負担するものでございます。

6款1項2目農業振興費、補正額107万8,000円につきましては、農業の振興に要する経費で7万8,000円、農業生産総合対策事業に要する経費で100万円の補正でございます。農業の振興に要する経費は、農業経営基盤強化資金の借り入れ予定がふえたこと、基準金利が上がったことなどにより利子補給助成金を増額補正するとともに、あわせて債務負担行為の補正を行いたいとするものでございます。農業生産総合対策事業に要する経費につきましては、国の農業生産総合対策事業補助金の内示を受けたことにより、係る事業費を補正するもので、滝川市地産地消推進協議会を設置いたしまして、農産物供給に係る流通システムの検討、地場農産物の啓発普及事業を進めるほか、地産地消推進事業として、米の収穫交流事業、野菜、リンゴの収穫交流、市民交流、朝市などを実施していくものでございます。

次に、20、21ページになります。7款1項1目商工業振興費、補正額500万円につきましては、商業振興対策に要する経費でございます。株式会社アニム滝川の減資割当金1,000万円のうち500万円を商業振興基金に積み立てたいとするものであります。

8款2項2目道路新設改良費、補正額190万円の減額でございますが、給与条例の改正による事業費支弁人件費の減額補正でございます。

4項4目公園緑地造成費、補正額62万4,000円の減額につきましても、給与条例の改正による事業費支弁人件費の減額補正でございます。

9款1項1目消防費、補正額1,197万8,000円の減額につきましては、滝川地区広域消防事務組合の給与条例の改正による組合人件費の減額と新採用職員の配置によります研修費等の増額に係る滝川地区広域消防事務組合負担金の補正でございます。滝川市負担分といたしましては、人件費分として1,361万5,000円の減額、一方旅費、需用費、役務費等として163万7,

000円の増額、差し引き合わせまして1,197万8,000円の減額となっております。

次に、22、23ページであります。10款1項3目補正額25万円につきましては、スクーリング・サポート・ネットワーク整備事業に要する経費で10万円の減額と新規事業であります。子どもと親の相談員活用調査研究事業に要する経費35万円の補正でございます。スクーリング・サポート・ネットワーク整備事業に要する経費の補正につきましては、道からの委託金額が確定したことにより減額したいとするものでございます。子どもと親の相談員活用調査研究事業に要する経費につきましては、本年度から新たに道からの受託事業として実施するものでございまして、16、17年度の2カ年事業となっております。事業の内容といたしましては、相談員1名を配置をし、小学校を対象にした不登校や問題行動の未然防止、早期発見、早期対応を図るものでございます。なお、配置校につきましては西小学校を予定しているところであります。

5項1目学校管理費、補正額39万3,000円の補正につきましては、その他高等学校教育の実施及び管理に要する経費でございますが、西高の格技場部分の屋上の防水補修費でございます。

8項4目体育施設費、補正額190万円の減額補正につきましては、空知太スキー場の運営管理に要する経費の補正でございます。スキー場のリフトワイヤーが劣化をいたしまして、取りかえ修繕を行いたいとするものであります。

13款1項1目職員費、補正額7,971万6,000円の減額につきましては、給与条例の改正により補正したいとするものであります。以上、歳出合計で7,320万9,000円の減額補正となったところであります。

訂正をいたします。8項4目の体育施設費、補正額、スキー場のリフトワイヤーの関係ですが、190万円の減額と申し上げたようですが、190万円の増額補正であります。

続きまして、歳入についてご説明申し上げます。10ページ、11ページをお開きください。歳入でございますが、16款1項1目民生費負担金195万9,000円の減額、2項2目民生費補助金315万4,000円の減額、5目農林業費補助金53万4,000円の増額、3項5目教育費委託金25万円の増額は、いずれも歳出関連でございます。

17款1項2目利子及び配当金3,000万円は、滝川ガス株式会社及び株式会社アニム滝川の有償減資割当金でございます。

同じく3目の基金運用収入12万円は、土地開発基金で所有していた土地の運用収入でございます。

次に、12、13ページであります。2項1目不動産売払収入62万2,000円は道道江部乙赤平線の拡幅工事により、市有地を道へ売り払いする収入でございます。

18款1項1目一般寄附金10万円は歳出関連でございます

19款2項1目基金繰入金1億2,043万2,000円の減額は、財政調整基金繰入金及び土地開発基金繰入金の減額により、一般財源の調整を行うものでございます。

21款5項3目雑入、補正額2,071万円のうち2,011万円につきましては、中空知衛生施設組合滝の川斎苑に赤平市が加入することにより、過年度施設整備費を再計算し、滝川市、新十津川町、雨竜町は超過負担となることによります還付金でございます。残りの60万円は人の輝く

まちづくり事業関連であります。北海道市町村振興協会の助成金30万円と人の輝くまちづくりに要する経費の一部が財団法人地域活性化センターの研修事業として、財源措置ができたことによる補正でございます。以上、歳入合計で7,320万9,000円の減額となったところでございます。

以上申し上げまして、議案第1号の説明とさせていただきます。よろしくご審議をいただきたいと思います。

以上です。

○議長 総務部長、説明。

○総務部長 続きまして、議案第3号についてご説明申し上げたいと存じます。

本条例の改正につきましては、職員の給与縮減措置といたしまして、一般職の職員の給与に関する条例の一部改正、特別職の職員の給与に関する条例の一部改正、教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部改正及び特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正したいとするものでございます。

前段経過について触れさせていただきますが、給与の縮減につきましては、本市の厳しい財政状況を踏まえ、財政健全化計画を昨年度策定したところでございます。人件費につきましては、10パーセント程度の削減、一般会計ベース、平成20年度単年度で4億8,300万円の削減目標といたしまして、その目標額を達成するため昨年末より職員団体と協議を進めてまいりましたが、このたび協議内容が合意いたしましたので、本条例改正案を提案することといたしました。

財政健全化計画の人件費削減の考え方につきましては、まず職員数の削減を図り、目標額の不足分を給与縮減により目標額達成を図ろうとするものでございます。給与縮減内容につきましては、職員団体への当初提示案とは幾分変更となっておりますが、職員数の削減効果額を精査いたしまして、給与縮減目標額を再計算したもので、財政健全化計画の目標額は変わらずに達成するものでございます。

主な変更内容は、財政健全化計画では見込んでいなかった消防事務組合等への負担金が給与縮減措置により減額となる分を人件費の削減効果に含めたこと、また給料の1パーセント削減に相当する額を期末、勤勉手当の役職加算と管理職手当のさらなる縮減に振りかえたことであります。今回の縮減は、部長職で5パーセント、課長職で4.9パーセントと上位職の縮減率を高くし、一般職の平均縮減率は4.2パーセントとなっております。

次に、本条例の改正の概要でございますが、議案第3号の参考資料8ページをごらんいただきたいと存じます。給与縮減の概要という資料をつけてございます。今回の縮減につきましては、第1点目として、給料、報酬の減額でございます。助役、収入役、教育長、識見を有する監査委員につきましては、現行12パーセント減額しているところですが、15パーセント減額に改定したいとするもので、非常勤特別職につきましても3パーセント減額したいとするものです。議会議員の中から選出された監査委員につきましては、副議長の報酬額との整合性を図るため、識見を有する監査委員の減額率と同様に15パーセント減額したいとするものでございます。なお、医師、弁護士及び大学教授等に委嘱しております専門委員、情報公開、個人情報保護審査会委員及び介護認定審

査委員につきましては、人材確保の観点から改定しないとするものです。また、一般職につきましても3パーセント減額したいとするものでございます。

第2点目として、従前国と異なる基準で支給していましたが寒冷地手当の加算額を国公乙地に準拠いたしまして改定したいとするものでございます。

第3点目といたしましては、管理職手当の減額でございます。本則の35パーセントを減額して支給するもので、資料に本則、現行、改定の支給率を記載してございますので、お目通しを願います。

以上の3点につきましては、第1条関係、第4条関係から第6条関係において、平成16年7月1日から施行したいとするものでございます。なお、管理職手当につきましては、一般職の職員の給与に関する条例施行規則の一部改正となります。

次に、平成17年4月1日から施行したいとする項目が4点目から6点目でございますが、第4点目として、第2条関係、第4条関係及び第5条関係におきまして、常勤の特別職及び一般職の期末、勤勉手当に係る役職加算を現行支給率の半分にさらに減額したいとするもので、加算率につきましては記載のとおりでございます。なお、この改正規定は議員の皆さんには及ばない措置となっております。

また、役職加算対象者のうち国公に規定されていない行政職給料表1表の3級職員等につきましては、第3条関係におきまして、平成18年4月1日から廃止したいとするものでございます。

第5、第6点目として、第2条関係におきまして、昇給停止年齢を国公に準拠いたしまして55歳に改正することとし、また調整額を廃止したいとするものでございます。なお、市立病院の医師につきましては、地域医療の確保という観点を考慮いたしまして、今回の給料減額、管理職手当の減額、期末、勤勉手当に係る役職加算の減額の適用は行わないことといたしました。

次に、議案参考資料の1ページをごらんいただきたいと思います。一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の新旧対照表でございますが、まず一般職の職員の給与に関する条例の一部改正につきましては、給与縮減の概要で申し上げましたが、施行日の違いがありますことから、3条立ての構成といたしまして、第1条関係では平成16年7月1日施行分を規定いたしまして、第37条で寒冷地手当を国公に準拠する改定規定を、また附則で給料と調整額の3パーセント減額規定を定めたいとするものでございます。

次に、第2条関係は平成17年4月1日施行分を規定いたしまして、第9条は昇給停止年齢に係る改定規定及び文言整理でございます。

第15条の2は、給料の調整額廃止に伴う改正規定でございます。附則におきまして、期末、勤勉手当の役職加算の減率期間及び加算率の上限規定の改正と所要の整理をしたいとするものでございます。

次に、第3条関係は平成18年4月1日施行分を規定いたしまして、第34条第4項は役職加算の適用3級以上を4級以上とする改正規定でございます。

次に、第4条関係、特別職の職員の給与に関する条例の一部改正及び第5条関係、教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部改正ですが、いずれも附則の改正におきまして、給

料縮減の改正規定と期末手当に係る役職加算割合の改正規定でございます。

次に、第6条関係、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正ですが、改正後の附則第2項は監査委員、専門委員、情報公開、個人情報保護審査会委員及び介護認定審査会委員を除く非常勤特別職の報酬額を3パーセント縮減する改正規定、第3項は議会選出及び識見を有する監査委員の報酬額を15パーセント縮減する改正規定でございます。

次に、附則でございますが、第1項は施行期日でございます、第1号におきまして第1条の規定、第4条及び第5条のうち給料縮減の改正規定、第6条の規定を平成16年7月1日から施行したいとするものでございます。

次に、第2号におきまして、第2条の規定、第4条及び第5条のうち役職加算の支給率の改正規定は、平成17年4月1日から施行したいとするものです。

次に、第3号におきまして、第3条の規定は平成18年4月1日から施行したいとするものです。

附則第2項から第4項は、昇給停止に関する経過措置の規定でございます、第2項につきましては平成17年4月1日を基準日とし、この基準日を55歳を超えている職員は従前の例により昇給する規定でございます。

附則第3項につきましては、基準日後に昇給停止年齢を超える職員と基準日前における年齢との近接の度、権衡上必要があると認められる場合は、規則において昇給停止年齢を超えても昇給させることができる規定でございます。

附則第4項につきましては、規則で定める職員、この場合行政職給料表2表適用の学校給食調理手、医療職給料表1表適用の病院医師となるのですが、昇給停止年齢が現行60歳となっておりますが、別に定める規則において57歳に改定となり、経過措置中における56歳を超える昇給方法につきましては従前の例によるものとする規定でございます。昇給停止に関しましては、経過措置を含め、国公と同様の措置となるところであります。

今年度の給与縮減に伴う人件費の影響額は、一般会計で消防事務組合の負担金等を含め、7月から3月の期間ですが、1億398万9,000円、全会計で1億6,696万円となります。なお、本定例会には一般会計のみ減額補正することといたしまして、他の特別会計、企業会計につきましては、今後の執行状況により予算措置を行うことといたしますので、ご理解をお願いいたします。

以上で議案第3号の説明とさせていただきます。

○議 長 お諮りいたします。この後午後の説明が時間がかかりますので、この辺で昼食休憩といたしたいと思っております。よろしいですか。

(異議なしの声あり)

○議 長 再開は午後1時といたします。休憩いたします。

休憩 午前11時56分

再開 午後 1時00分

○議 長 休憩前に引き続き会議を再開をいたします。

市民生活部長から説明を求めます。

○市民生活部長 ただいま上程されました議案第5号についてご説明いたします。

滝川市民福祉条例の一部を改正する条例でございますが、北海道医療給付事業であります重度心身障害者医療給付事業、母子家庭等医療給付事業、乳幼児医療給付事業、老人医療給付事業の4事業につきましては、市町村との共同で行う北海道単独事業で実施しているところでございますが、北海道において平成16年度からの見直しが3月で決定されたことから、北海道の改正に準じまして、滝川市民福祉条例の一部を改正したいとするものであります。

改正概要であります。まず乳幼児医療でございますが、対象年齢の拡大を図ったところでございまして、少子化対策の一つといたしまして、通院3歳未満が就学前まで拡大、入院6歳未満が就学前まで拡大する改正でございます。

2点目の母子医療給付対象者の拡大でございますが、男女平等の観点から、父子家庭にも適用を拡大する改正でございます。

3点目の北海道老人医療給付対象者の段階的廃止という改正でございますが、これにつきましては昨今の高齢化、国の高齢医療制度の変化から、段階的に平成20年3月末でこの制度を廃止する改正でございます。

次に、重度、母子、乳幼児医療給付事業の自己負担の見直しでございますが、これにつきましては一定の負担能力のある者において応分の受益者負担の拡大をし、1割負担とすると。ただし、月額負担限度額を外来1万2,000円、入院4万200円とし改正するもので、ただし3歳未満児及び市民税非課税世帯は現行どおりの初診時一部負担金、現行医科580円、歯科510円、柔整270円の初診料の見直し等の改正をしたいと思います。

実施時期でございますが、重度、母子、乳幼児医療につきましては平成16年10月1日から、北海道老人医療給付事業におきましては平成16年8月1日から実施する改正でございます。

次に、条例の改正についてご説明いたしますので、議案第5号参考資料、滝川市民福祉条例の一部を改正する条例新旧対照表をお開き願いたいと思います。

それでは、この対照表につきましては2条立てになっておりますが、まず滝川市民福祉条例の一部を改正する条例、第1条関係でございますが、これにつきましては老人医療給付関係について、本条例の改正で削除する関係でございます。まず、第1条、目的でございますが、老人医療の関連で3号条文を削除。

第3条、対象者、条中、老人医療費並びに老人医療の文言削除でございます。

第6章でございますが、老人医療関連で、第28条から第40条までにつきましては、老人医療関係でございますので、全条文削除という中身でございます。

次に、5ページになりますが、第56条、権利の消滅でございますが、条中29条第1項は、これは老人関連条項でございますので、文中のこの部分を削除と。

次に、滝川市民福祉条例の一部を改正する条例の第2条関係でございますが、まず第1条、目的につきましては文言整理でございます。

同条第5項、母子家庭等医療がひとり親家庭等医療に改正、母子家庭がひとり親家庭に、母が母

または父、または母もしくは父にそれぞれ改め文言を整理するものであります。以降条項中、第3条、第47条の2の3項、第48条、第49条から第50条も同様の改正でございます。

第2条、用語の定義につきましては文言の整理でございます。

同条3項、医療費について文言の明記と文言の整理をしたところであります。

同条4項、一部負担金の定義においての条文を加える関係でございますが、これにつきましては三つの区分ということで、3歳未満の者、その他規則で定める者、これは非課税世帯というふうにご理解願いたいと思います。これら以外のもの、これにつきましては3歳以上で課税世帯の区分という改正でございます。これらで規則で定める医療費の一部の額をとということで定義した項でございます。なお、以降の条項中、第5条、第42条、第49条も同様の改正であります。

同条第5項ですが、基本利用料については第32条の2第1項、これは老人医療関係でございますが、これを削除いたしまして100分の10を加える条文整理でございます。

同条第8項、付加給付については条文の整理でございます。

第3条の2、申請の手續きにつきましては文言の整理であります。

第3条の3、用語の定義ですが、乳幼児の定義において、6歳未満の者の達する日の属する月の末日を6歳に達する日以降の最初の3月31日に改める条文整理でございます。いわゆる就学前という表現の改正でございます。

第5条でございますが、支給の範囲及び支給額ですが、乳幼児医療にかかわるもので、入院外医療、入院医療及び指定訪問看護の区分を削除し、一部負担金を加え、条文整理するものであります。

第5条の2、受給者証の交付につきましては文言の整理であります。

第41条の2項第5号、重度心身障害者医療の対象者につきましては文言の整理であります。

第43条、受給者証の交付につきましても文言の整理であります。

第47条の2の2項でございますが、これにつきましては父子家庭の拡大ということで、ここで父の定義について、父とは配偶者と死別した男子で、現に婚姻していないもの及びこれに準ずる男子のうち、次に掲げる1号から7号までのいずれかに該当するもので、1号、離婚した男子であって、現に婚姻していないもの以降7号までが父の定義の関係でございます。

第57条、施行細目でございますが、規則への委任に改め、この条例の施行に関し必要な事項は規則で定めるに改める条文整理でございます。

附則でございますが、まず1項の施行期日でございますが、これにつきましては老人医療給付事業につきましては先ほど言いましたように平成16年8月1日から、乳幼児、重度心身障害者、並びにひとり親家庭等の医療は平成16年10月1日からの施行の中身でございます。

次に、2項以降につきましては経過措置でございますが、まず2項につきましては老人医療の関係で、平成16年7月31日に65歳になった者につきましては従前の例による経過措置でございます。

3項につきましては、一部改正の1条関係で一部負担金は基本利用料でございますが、これにつきまして8月1日から9月30日の間の経過措置を明記したものでございます。

4項の経過措置につきましては、乳幼児医療、重度心身障害者医療費、ひとり親家庭等の医療費

の関係で平成16年10月1日同日前に係る医療につきましては、従前の例によるという中身の改正でございます。

以上で議案第5号 滝川市民福祉条例の一部を改正する条例の説明といたします。

○議 長 説明が終わりました。

これより一括質疑に入ります。質疑ございますか。酒井議員。

○酒井議員 それでは、何点か質疑を行いたいと思います。

10ページ、16款道支出金についてお伺いしたいと思います。医療費助成制度についてでございますが、今回の道の見直しは父子制度も制度に含まれることや乳幼児医療についても就学前まで対象となるなど評価できる面も含まれておりますが、その反面、住民税非課税世帯を除き1割負担となるなど、全般的には大幅改悪と言えるものです。特に重度心身障害者などには、非常に厳しい制度見直しとなっています。長引く不況の中、ただでさえも暮らしが大変なときに、社会的弱者である障害者、お年寄り、母子家庭、乳幼児に対し負担増を押しつける、これらの医療制度改悪についてどのように認識されているのか、お考えを伺います。

第2点についてでございますが、つきましては道に10月から実施される医療改悪を行わないよう求めるとともに、市民の負担増を少しでも抑えるため、これまで行ってきた市の独自事業分だけでも存続させるべきだと考えますが、それについてのお考えを伺いたいと思います。また、これまで道が負担していた部分を仮に本市が負担するとなると年間ベースで幾らになるのか、これについてもお伺いしたいと思います。

第3点目でございますが、この道の見直しについて、原案は昨年12月に発表されましたが、本市としてこうした議案を策定する前に、障害者団体などとの相談など、こういった対応をしてきたのか、また説明会が行われたと聞いておりますが、その中でこういった意見が出てきたのかお伺いします。

第4番目でございますが、今回の見直しによりまして、無料から1割負担となる市民を何人程度と把握しているのか、特に在宅酸素療法患者、人工透析患者で対象となる市民は市内に何人いるのか、具体的な数字を伺います。

5番目になります。北海道は、重度心身障害者の激変緩和措置といたしまして更生医療制度の指定医療機関の拡大や障害者の地域生活を支える基盤整備を対策に掲げております。そこでお伺いしたいのが、こうした対策は医療費の負担増への効果があるものなのか、その効果のほどを伺います。

以上、5点お伺いいたします。

○議 長 答弁を求めます。市民生活部長。

○市民生活部長 酒井議員の質疑にお答えしたいと思います。1点目のどのような認識の関係でございますが、これにつきましては道の改正によりまして条例の改正の中でご説明いたしましたが、自治体と道との共同事業ということもございまして、道のいわゆる現在では50対50の費用負担という中身からいきまして、4事業全体の事業の中で見直しを図ったということにつきまして、将来的なこの事業の、特に重度心身障害者、乳幼児、母子については継続をするという中身も含めまして、これらについてはやむを得ない措置として認識しているところでございます。

次に、2点目の求めない場合の市の単独を継続すると年間ベースでどのようになるかということですが、試算といたしまして、乳幼児医療の改正におきまして年間ベースで試算をいたしました。この場合、16年度の当初予算ベースで試算をいたしますところ、当初予算では市の持ち出し分といたしましては2,315万7,000円ですが、試算額といたしましては影響額860万9,000円がふえまして、3,176万6,000円ということで試算をしているところでございます。

3点目の説明会等でございますが、これにつきましてはさまざまなご意見をいただいておりますが、多くは重度心身障害者の医療でございますが、これについては1割負担の反対ということで、従来の初診時、すべて初診時というご意見もございましたし、精神障害者の加入の関係等ございました。

それから、4点目の無料から、それから課税世帯の関係でございますが、これはあくまでもまだ16年度におきましては途中経過でございますので、試算の中身として申し上げますが、重度医療費におきましては障害者で非課税は40パーセント、重度医療の中には障害者の老人、いわゆる障老というのがございますが、これにつきましては非課税を60パーセント、それから母子医療についてでございますが、非課税を70パーセント、それから乳児医療につきましては非課税5パーセントを算定したところでございます。

5点目の更生医療の関係での効果の関係でございますが、3月の道議会におきまして、先ほど説明した内容についての取り扱いについてはこのままでいきますと。ただし、重度心身障害者等も含めまして新たな支援策につきましては、道議会の日程に向けて検討したいということでありましたのですが、今の段階におきましては具体的な内容についてはまだ自治体の方には通知されておられませんので、ご理解していただきたいと思っております。

以上です。

(「在宅酸素や人工透析については」なしの声あり)

○市民生活部長 失礼しました。在宅酸素の関係でございますが、これにつきましては私ども酸素療法をやっているかどうかということにつきましてはちょっと把握は難しいと。ただ、呼吸器疾病に関する身障者手帳の所持者につきましては、3月末で1級が4人、2級が5人、3級が32人、合計41人ということで把握しております。なお、精神障害者の、先ほど若干触れておきましたが、1級が11人、2級が54人、3級が11人の計76名ということで、国保医療課としては把握しているところでございます。なお、精神障害者につきましては14年度末の数字しかちょっとつかんでおりませんので、申し添えておきます。

以上です。

(「人工透析」なしの声あり)

○市民生活部長 大変申しわけありません。人工透析については、今の段階ではちょっと把握しておりませんので、失礼します。

○議長 説明が終わりました。酒井議員。

○酒井議員 それでは、何点か再質疑させていただきたいと思っております。

まず、第1番目の考えをどのように認識しているのかと、この質疑に対してでございますが、これに対してはやむを得ないという答弁でございました。しかし、こうした重度心身障害者を初め負担増になる人というものに対してさまざまな団体から反対の声が上がっているというところで、これをやむを得ないということでおさめるというのは、私はどうしても納得がいかないと思います。

それから、第2番目の質疑についてで、お答えになっていないのです。市の独自分だけでも存続させるべきだと私はご質疑しました。これにつきましては、通年ベースでいきますと滝川市の負担分が2,381万6,000円、これが収入増となるわけでございます。当初予算で言えば741万3,000円でございますが、これをはるかに上回る数字でございます。これが滝川市でこれまで行ってきた歯科を除く独自制度、これを仮に行ったとしても1,640万3,000円が浮くこととなるわけでありまして。少なくともこうした制度について維持すべきではないかと考えますが、こうした考えについて再度伺いいたします。

それから、3番目に質疑したことでございますが、障害者団体からさまざまな意見が出されたこと、精神疾患云々についてもお話があったこと。私が聞きたいのは、そういうことではありません。こういう議案を策定する前の段階で説明会で聞いたことというのは、私もう聞いております。こうしたお話が出たということは聞いております。その前に12月に発表された段階で、滝川市として議案を策定する、原案を考える前に、実はこういうふうなものがあるのだけれども、どうかと、そういうことを聞いたかどうかということをお伺いしているわけで、そうした対応について再度伺いしたいと思います。

それから、激変緩和措置について道が掲げているということについて、具体的なものについては市に示されていないからわからないということではございましたが、これについては北海道新聞にこの中身についても既に出されておりました、その中身について全く見ていないというわけでもないだろうと。それから、大体のそういったことについては予想されていることだろうというふうな思うわけです。そこで、あくまでもそうした中身において、それが本当に医療費の負担増につながるのか、そこをお伺いしたい。指定医療機関が拡大になる、それから基盤整備というものが出されておりますが、これが本当に医療費を増大をさせる、負担増を減らす、そうした効果があるものなのか、再度伺いしたいと思います。

以上、質疑いたします。

○議長 市民生活部長。

○市民生活部長 私の方から、ちょっと私の方の聞き違いもありましたが、説明会で滝川市としてどういう説明をしてきたのかということで、12月、昨年来からさまざまな議論が道でされておりました、これらにつきましては昨年12月まで、さきの一般質問等でもお答えしており、全道市町村会、市町村会事務局と道と話し合ってきた経過もございまして、滝川市としましては、3月で決まった時点におきまして滝川市として滝川医師会、歯科医師会、薬剤師会という三師会、並びに身障福祉協会、それから心身障害者を持つ親の会、手をつなぐ育成会、ろうあ者福祉協会滝川支部、母子寡婦会というような中身でご説明をしてきております。その中の意見といたしまして、やはり従来どおりの、いわゆる一部負担も含めまして無料化を継続していただきたいという意見は

ございましたが、さまざまご説明している中でほかの制度の説明も含めまして導入することにつきましては、全部が全部賛同されておりませんが、できればそういうふうに継続をしていただきたいという中身で、全体的には理解はされたと思っておりませんが、これらを説明した部分としましてそれぞれご理解していただいたと私どもは考えておるところでございます。

なお、三師会につきましては役員とお話をしておりますが、決まり次第手続き上も含めまして総会なりでご説明していただきたいという中身を持っておりますので、つけ加えておきたいと思いません。

以上です。

○議長 長 助役。

○助 役 何点かについてお答えをさせていただきますが、住民の負担増になったその認識についてであります。ご納得がいかないのだということではあります。既に3月の議会でも市長からお答えをさせていただいている部分ではあります。この見直しの原案をつくるのに当たって、北海道が関係機関も含めて北海道医療給付事業の見直しに係る協議会を設置をしながら、広く意見を聞きながら議論した結果としてまとめられた内容であるわけでありまして、また昭和48年から制度が創設され、53年に道老が制度を創設されておりますけれども、やっぱりその時々々の社会経済状況に合わせて見直しは図られてきているところでもあります。今回の見直しの観点は、やはり非常に厳しい財政状況も踏まえた中で、北海道の医療給付事業が将来的に持続できるかどうかと、こういう大きな観点の中で見直しを図られた中身でありますから、これは負担増の一面だけとらえてご認識されるということについては、もっとトータルで考えてご判断をいただく必要があるのではないかなと、こういうことではあります。

それから、市の独自分約2,400万一般会計から浮くものだから、何とか考えたらどうだと、こういうご質疑であります。今まで滝川市は乳幼児の歯科医療4歳の部分について上乗せをしておりますし、580円、510円という一部負担金を上乗せしてまいりましたが、今回1割負担が導入されたわけでありまして、一定の負担能力があるものについて応分の負担を求めると。税負担者との社会的公正の確保を図るといようなことがやっぱり根底にあるわけでありまして、その趣旨を考え合わせると、滝川市独自で何がしかのことを上乗せをするという状況にはないと、このような判断をしております。他市の状況も十分に見きわめた、まだ細部決定しているかどうか、そこまで把握しておりませんが、ほとんどのところがそういう状況にあるというふうに聞いております。

それから、最後の激変緩和措置、更生医療にかかわります医療費の負担減になるのかというご質疑でありますけれども、指定医療機関の増加等につきましては、やっぱり北海道といたしましても多くの道民の皆さん方の声を聞き合わせた上での激変緩和措置であると、このように考えます。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長 長 説明が終わりました。酒井議員、再々質疑。

○酒井議員 それでは、再々質疑を行いたいと思います。

先ほど助役から何点かについてご説明がございました。その中でトータルで判断してほしいとい

うことをございましたし、応分の負担、それから社会的公平についてもございますし、滝川市の独自分として上乗せする状況ではないと断言されました。しかし、市の独自負担分が約2,400万円が浮くことになると。それで、仮に歯科分を除いた初診時一部負担金のみ、これを滝川市で上乗せすると。その分だけでも維持するという形になれば、初診時一部負担金が658万3,000円なのです。これについてあくまでも見込みでございますから増減などあるとは思いますが、それにしても極端に大きな数字になるとは考えづらい。そうなれば、十分この2,400万の中から658万引き算したとしても、それでもまだ浮くわけでございます。その点でこの浮いたお金というものを、滝川市の今財政が厳しいということできまざまあるとは思いますが、あくまでもこうした負担するお金でございますから、これについて今後においてもこうしたものについて見直す考えというのは本当はないのだろうかと思うわけです。

例えば札幌市では、こうした負担についてかなり重度障害者の負担が大きいということございまして、自己負担の上限を3,000円とするとか、またその差額についても市が負担するとか、こうしたことを行っていますし、それからほかのところでも、例えばこの制度自身を10月から実施するのではなくて、また一応制度を延長するというところを行っている自治体もございます。

そこで、本当にこうした制度を延長するという考えもなく、しかも滝川市として負担するものもなく、ただ道が出されたものだから、それに乗じてという形で収入増になってそのままということで本当にいいのだろうかと思うわけでございます。今後においてもこうしたものについて見直す考えはないのだろうかということ再度お伺いして、質疑を終わりたいと思います。

○議長 長 助役。

○助 役 市の独自分658万を見直す考えはないかというご質疑であります。酒井議員の論調からすれば658万という数字は2,400万から十分おつりがある話だと、こういうことではあります。今合併議論が進んでおりますが、仮に合併でないのだとしたら、今のこの三位一体改革がどのような内容で決着するかということではあります。たとえ600万といえどもそういう状況にはなかなか至っていないのではないのでしょうか。札幌だとか一部の自治体、そういうことができる自治体はすばらしいのではないかと思います。この滝川市として、確かに重度の障害者の皆さん方に負担増になりますし、その他の医療についても負担増になるわけではあります。財政状況を含めてトータルで判断して、これはそういう対象者の皆さん方も含めて、ひとつご理解をさせていただくと、こういうことでご答弁せざるを得ません。

以上で答弁になります。

○議長 長 酒井議員の質疑を終結いたします。

ほかに質疑ありますか。

(なしの声あり)

○議長 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより一括討論に入ります。討論ございますか。酒井議員。

○酒井議員 私は、日本共産党を代表いたしまして、議案第1号 平成16年度一般会計補正予算

(第2号)、議案第5号 滝川市民福祉条例を否とする立場から、議案第3号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例については可とする立場から討論を行います。

本議案の中では、子どもと親の相談員事業や地産地消事業などについては評価できるものです。また、職員給与及び非常勤特別職給与等の改定につきましては、財政困難の中、職員の皆様の理解を得ながら、若い職員への減額率を抑えつつ、財政健全化計画の目標を達成する内容になっているのは評価できるものです。確保された予算を有効に今後活用されることを強く要望するものです。こういった立場から、議案第3号には賛成です。

第1号議案、第5号議案に反対の理由は、道の医療費助成制度見直しに伴う医療扶助費の減額です。弱者切り捨てとも言える本制度を市の負担を維持することをしないばかりか、これに便乗して市の独自事業まで廃止して条例改正を行うことは大きな問題と言わざるを得ません。今でも余裕のない生活を送っている方々の新たな負担増の影響ははかり知れません。特に重度心身障害者にとって本制度は命綱とも言えるものです。わずかな年金で細々と生活されている在宅酸素療法患者にとって、酸素ボンベはそれこそ命そのものです。これが無料から月9,500円の負担となる。重度心身障害者の適用を受けている人工透析患者の場合は、無料から月1万2,000円の負担にもなります。透析患者にとって人工透析は、命を維持する行為そのものです。これは、お金がないからといって中断できるものではありません。

こうした負担増への激変緩和措置として、道では更生医療制度の活用や障害者の地域生活を支える基盤整備で対応を検討しているということですが、疾病が対象にならない場合や低所得者にしか無料にならないなど、本制度の代替にはなり得ないものです。したがって、道に対し見直しの撤回を強く求めるとともに、少なくともこれまで市が行っている独自軽減を維持することが求められたのではないのでしょうか。道の見直しにより市の財政負担の軽減は、年間ベースで2,381万6,000円にもなります。この財源を活用すれば、歯科分を除く独自軽減分、すなわち初診時一部負担金は658万3,000円ですから、十分確保することができます。

札幌市では、独自に行っていた3歳児の通院について無料を維持する方向を示しています。また、重度障害者の負担が大きいことから、自己負担額の上限を3,000円とし、差額を市が負担する方針を固めています。さらに、厚沢部町では、乳幼児医療について入通院とも就学前まで無料とし、1割の自己負担は導入しないとする条例改正を行っています。こうした市民負担の軽減がなく、独自軽減を廃止することは許されません。

乳幼児医療については就学前まで対象となること、父子家庭が制度に含まれることについては、これについては評価できるものです。しかし、それ以外の負担増が余りにも大きく、賛成できるものではありません。

以上をもって日本共産党の討論とします。

○議 長 ほかに討論はありますか。

(なしの声あり)

○議 長 これにて討論を終結いたします。

これよりまず議案第1号を起立により採決いたします。

本案を可決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立多数)

○議 長 起立多数であります。

よって、議案第1号は可決されました。

次に、議案第5号を起立により採決いたします。

本案を可決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立多数)

○議 長 起立多数であります。

よって、議案第5号は可決されました。

次に、残りの議案第3号を採決いたします。

本案を可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第3号は可決されました。

◎日程第17 議案第2号 平成16年度滝川市公営住宅事業特別会計補正予算(第1号)

○議 長 日程第17、議案第2号 平成16年度滝川市公営住宅事業特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。建設水道部長。

○建設水道部長 ただいま上程されました議案第2号 平成16年度滝川市公営住宅事業特別会計補正予算(第1号)についてご説明いたします。

1ページをお開きください。第1項は、歳入歳出の補正についてであります。歳入歳出予算の総額にそれぞれ591万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ6億1,378万8,000円としたいとするものであります。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額を第1表、歳入歳出予算補正のとおりとするものであります。

次に、補正予算の内容について歳出から説明いたします。8ページ、9ページをお開きください。1款1項2目道営住宅管理費でございますが、道営住宅管理等委託金の増額決定に伴い、591万4,000円を増額補正したいとするもので、これの主たる内容は道営住宅啓南団地の給水管更新工事分であります。以上、歳出合計591万4,000円を増額補正し、補正後の額は6億1,378万8,000円となります。

次に、歳入でございますが、6ページ、7ページをお開きください。3項1項1目住宅事業費委託金591万4,000円、増額補正となりますが、これらはいずれも歳出関連であります。以上、歳入合計591万4,000円を増額補正し、補正後の額は6億1,378万8,000円となります。

なお、2ページ、3ページの第1表、歳入歳出予算補正、4ページ、5ページの歳入歳出予算事項別明細書につきましてはお目通し願います。

以上で説明を終わります。

○議長 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第2号を採決いたします。

本案を可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

よって、議案第2号は可決されました。

◎日程の追加について

○議長 長 お諮りいたします。

本日の日程はすべて終わりましたが、過日の議会運営委員会で確認したとおり、あすの日程を本日に繰り上げ、これを日程に追加し、議題といたしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

よって、配付してあります追加日程のとおり、日程番号第18から第20までを本日の日程に追加し、議題とすることに決しました。

◎日程第18 議案第4号 滝川市手数料条例の一部を改正する条例

○議長 長 日程第18、議案第4号 滝川市手数料条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。建設水道部長。

○建設水道部長 ただいま上程されました議案第4号 滝川市手数料条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

今回の改正理由といたしまして、北海道が本年7月1日付で建築確認申請等の手数料を改正することに伴い、滝川市においても北海道に合わせて改正したいとするものであります。

なお、滝川市の改正項目は建築基準法第6条第1項第4号の関係のもので、確認申請手数料が7

項目、完了検査申請が6項目、許可申請が1項目、認定申請が3項目、取り消し申請が1項目で、額の改正と一部文言の整理を行い、新たに道路の位置の指定申請手数料を1項目加えました。

内容について新旧対照表によりご説明いたします。参考資料の2ページをお開きください。別表の12号、現行第5項中6,400円を1万5,800円に、1万2,000円を1万3,500円に改め、同号を第6号とし、同項第4号中、認定申請を認定の申請に改め、同号ア中7万8,000円を8万6,400円に改め、同号イ中7万8,000円を8万6,400円に、2万8,000円を3万7,500円に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号ア中7万8,000円を8万6,400円に改め、同号イ中7万8,000円を8万6,400円に、2万8,000円を3万7,500円に改め、同号を同項第4号とし、1ページの同項第2号ア中7万8,000円を8万6,400円に改め、同号イ中7万8,000円を8万6,400円に、2万8,000円を3万7,500円に改め、同号を同項第3号とし、同項第1号中12万円を13万円に改め、同号を同項第2号とし、同項に第1号として次の1号を加える。手数料を徴収する事務として、第1号、法第42条第1項第5号の規定に基づく道路の位置の指定の申請に対する審査で、手数料額は3万7,500円、徴収時期は申請のときであります。この1号は、改正に伴い、今回新たに設けたものであります。

次に、3ページをお開きください。別表13の項第1号のア、イ、ウ、エ、オの手数料額を改正後の額に改め、同項第2号ア中8,000円を1の工作物につき1万3,000円に改め、同号イ中4,000円を1の工作物につき8,000円に改め、4ページの同項第3号のア、イ、ウ、エ、オの手数料額を改正後の額に改め、同項第4号中9,000円を1の工作物につき1万2,000円に改めたいとするものであります。

なお、この条例は平成16年7月1日から施行いたしたいとするものであります。

以上で議案第4号の説明を終わります。

○議 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第4号を採決いたします。

本案を可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第4号は可決されました。

◎日程第19 議案第6号 株式会社滝川振興公社の株主総会における議決権の行使について

○議長 日程第19、議案第6号 株式会社滝川振興公社の株主総会における議決権の行使についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。市長。

○市長 ただいま上程されました議案第6号 株式会社滝川振興公社の株主総会における議決権の行使について提案理由の説明を申し上げます。

株式会社振興公社に関しましては、滝川市議会の議決すべき事件に関する条例に基づきまして、株式会社滝川振興公社の定款の変更と株式会社滝川振興公社の監査役の選任について、議決権を行使することについて議会の議決を求めるものでございます。

その内容は、記のところで記載をいたしておりますけれども、定款の変更につきましては、第17条中監査役の任期は3年というふうになっておりますが、これを4年に改めたいとするものでございます。このことにつきましては、商法等の一部を改正する法律の施行によりまして、監査役の任期が3年から4年に改正されたことに伴いまして定款の一部を変更するものでございます。

また、監査役の選任につきましては、株式会社滝川振興公社監査役の佐藤圭二氏が平成16年8月22日で任期満了となりますため、後任として引き続き佐藤氏を監査役として選任するものでございます。佐藤氏の略歴につきましては、お手元に資料をお届けしてございますので、お目通しいただきたいと存じます。

以上、2件につきまして、株式会社滝川振興公社が現在8月に予定をしております定時株主総会におきまして滝川市が議決権を行使することについて、議会の議決を求めるものであります。

よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第6号を採決いたします。

本案を可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、議案第6号は可決されました。

◎日程第20 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について

○議長 日程第20、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。
提案理由の説明を求めます。市長。

○市長 ただいま上程されました諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦についてご説明を申し上げます。

滝川市に置かれております人権擁護委員、丸山健氏が平成16年8月31日で任期満了となりますため、後任候補者として引き続き丸山健氏をご推薦を申し上げたいというふうに考えているところでございまして、人権擁護委員法第6条第3項の規定により意見を求めるものでございます。

なお、丸山健氏の略歴につきましては、お手元にお届けしてあるとおりでございますので、ごらんを賜りたいというふうに思います。よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより諮問第1号を採決いたします。

本件については可と答申することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

よって、諮問第1号は可と答申することに決しました。

◎休会の件について

○議長 長 お諮りいたします。

議事の都合により、6月15日から6月20日までの6日間休会いたしたいと思っております。これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

よって、6月15日から6月20日までの6日間休会することに決しました。

◎散会宣告

○議長 長 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。
ご苦労さまでした。

散会 午後 1時59分

上記会議のてん末は誤りがないので、ここに署名する。

平成 年 月 日

滝川市議会議長

滝川市議会議員

滝川市議会議員

平成16年第2回滝川市議会定例会（第8日目）

平成16年 6月21日（月）

午前10時00分 開議

午後 3時53分 延会

○議事日程

日程第 1 会議録署名議員指名

日程第 2 一般質問

○出席議員（21名）

1番	本間保昭君	2番	山腰修司君
3番	三上裕久君	4番	久保幹雄君
5番	大谷久美子君	6番	石田昇君
7番	渡辺精郎君	8番	清水雅人君
9番	大累泰幸君	10番	田中敏男君
11番	堀田建司君	12番	中田翼君
13番	谷口昭君	14番	山木昇君
15番	酒井隆裕君	16番	窪之内美知代君
18番	田村勇君	19番	藪内英之君
20番	井上正雄君	21番	水口典一君
22番	坂下薫君		

○欠席議員（0名）

○説明員

市 長	田村弘君	助 役	深村完市君
教 育 長	安西輝恭君	監 査 委 員	八幡吉宣君
総 務 部 長	末松静夫君	市民生活部長	鈴木・四君
保健福祉部長	池田亨君	経 済 部 長	大竹敏章君
建設水道部長	池田隆君	建設水道部参事	木下善雄君
教 育 部 長	谷田部篤君	監 査 事 務 局 長	辰巳信男君
病院事務部長	門山伸夫君	秘 書 課 長	若山重樹君
総 務 課 長	東 照明君	企 画 課 長	中嶋康雄君
財 政 課 長	高橋賢司君		

○本会議事務従事者

事務局 長 林 弘 君 参
主 査 中 川 祐 介 君 主
与 福 田 正 己 君
査 鈴 木 靖 子 君

◎開議宣告

- 議長 ただいまの出席議員数は、全員であります。
これより本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員指名

- 議長 日程第1、会議録署名議員を指名いたします。
会議録署名議員は、議長において井上議員、水口議員を指名いたします。

◎日程第2 一般質問

- 議長 日程第2、これより一般質問を行います。配付いたしておりますプリントの順に従って行っていただきます。

なお、質問は、再質問を含めて45分以内の持ち時間制となっておりますので、質問、答弁ともに要点を簡潔にするようお願いいたします。また、質問は通告の範囲を遵守し、議案審査で既に解明された事項にわたらないようご留意をお願いいたします。

渡辺議員の発言を許します。渡辺議員。

- 渡辺議員 皆様、おはようございます。多くの傍聴の皆様、大変ご苦労さまでございます。市民の声連合の渡辺精郎です。今回もトップを切りまして、多くの課題を市民的感觉で質問させていただきます。市長におかれましては、詳細に通告どおりの内容でございますので、真摯なご答弁を期待いたします。

◎1、市長の基本姿勢

- 1、年金問題について
- 2、「道警の裏金隠し」問題について
- 3、市町村合併の推進について

それでは、市長の基本姿勢からでございます。まず、年金問題であります。掛金未納や未加入が話題となっており、ゆゆしき問題だと感じます。ところで、市民の皆様から滝川市ではどうなっているのかと問い合わせがございます。私は、年金は一応社会保険庁が担当しておりますので、直接滝川市には関係していないと答えるのでありますが、市民の皆様からは、市長として実態調査をやるとは言わないが、年金の掛金の未納がふえたり、さらに滝川市の国民健康保険料や納税、公営住宅の家賃の納入の滞納にも大きな影響が及ぶことを心配しているというのでございます。私もそのとおりだと考えますので、市長の見解を求めたいと思います。

次は、道警の裏金隠しと言われる問題であります。これも北海道で大いに話題となっております。北海道における警察署の権威失墜にかかわることであり、市民としても心配事でもあります。詳しい経緯や事実関係はともかく、全く身に覚えのない市民の名が無断で使用され、報償費を受け取ったことにされたり、空領収書が有効だと主張される警察の見解に、市民の皆様は、納得できない、

市民の声連合が市にただしてほしいというのであります。私も報道を見たり聞いたりする限り、市民の皆様と同じ考えであります。市長の権限の及ぶところではないことも理解いたしますが、市長としての見解をお示しいただきたいのであります。

次は、市町村合併の推進について、その1として、合併に関するアンケートの応募人数の107人は何を物語るのでしょうかということについてお尋ね申し上げます。これは、合併への関心が低い象徴的な現象ではないでしょうか。その原因は、法定合併協議会が本格的協議に入っても市民として知り得る合併情報は極めて少なく、アンケートに答えようがなく、無関心になったのではないのでしょうか。見解を求めます。

その2といたしまして、市民に合併の盛り上がりがないのは当然と考えます。それは、合併を事務的発想から出発しているからではないでしょうか。法定協の会議では、新市への手続き事務問題から出発し、その原案はいわゆる各市町の助役クラスの幹事会なるものの合意から生まれ出されてくるので、法定協の委員も我がまちの助役も合意してつくった案だから、異論、反論を徹底的にやれないと嘆いているのであります。まあ主義では盛り上がりなくなるのは当然ではないでしょうか。見解を求めます。

その3といたしまして、合併に関するインターネットの情報量、内容についてであります。もっと具体的に法定協での提案事項とその結果について、しっかり流すべきではないでしょうか。ネット上の情報は、ほとんどないに等しいのであります。提案事項をもっと流せないものでしょうか。見解を求めます。

その4として、同じく合併に関する情報で、全戸配布の「結」についても、情報量、内容が余りにも少なく薄っぺらで、特に法定協の会議でどのような問題を協議しているのかがさっぱりわからないという市民が多いのであります。見解を求めます。

その5といたしまして、3月の市政執行方針において、市民の声連合のこの質問、つまり市建設計画に参入させる滝川市としての重点施策等は、事務局提案の前に滝川市民の考えをまとめる必要があるのではないか、見解を問うという質問に対しまして、答弁と現状の精査を求めたいのであります。現時点でも滝川市としてどれを重点施策とするのか、滝川市としての取りまとめや検討もございません。そして、それが財政的な負担はどれぐらいになるのかということも検討なく、ぐさぐさした状態で法定協の本番に持ち込まれて、行政も議会も市民の皆様も慌てふためくということにはなりはしないでしょうか。例えば市立病院の行方一つとっても、市民の多くは私と同じように心配をしているわけでありまして。今後の手順等についてご見解を示していただきたいと思っております。

その6といたしまして、昨年数回にわたって、私は市民の声連合といたしまして、合併哲学なるものの一つとして、我がまちの利益追求は御法度と質問し続けました。今滝川市で始めようとしております駅周辺整備事業は、この範疇になるのではないのでしょうか。総額23億円近くが合併特例債に該当する見込みもないと言われております。たとえ合併特例債を利用できましても、あるいはできなくとも、相手の市や町の賛成を得る自信のほどを披瀝していただきたいのであります。また、前問の滝川市の重点施策であったといたしましても、市民の意見を二分し、市民合意のない事柄の提案はあり得ないと思われませんが、市長はどのように市民を納得させようとしているのでありまし

ようか、見解を求めるものであります。

その7といたしまして、老人福祉や介護保険を初めとする新市市民サービスは、低いところへの決着が目立ちます。市民を置き去りにした新市市民サービスについての見解を求めるものであります。

その8といたしまして、住民投票について、3月議会で私の質問に市長は他の市町の動向を見るという趣旨の答弁があったと思われませんが、以上の質問の内容からして、田村市長が住民投票を実施できない理由が何となくわかってくるのであります。この段階で、市町村合併は市民が決めるものとするのであれば、住民投票を自信を持って実施できると考えられるのであります。他の市町の動向に関係なく、滝川市長としての個別的な決意の見解を求めるものでございます。

◎2、都市再生事業基本構想

・滝川駅周辺地区土地区画整理事業について

次に、都市再生事業基本構想としての滝川駅周辺地区土地区画整理事業についてであります。一つ目では、前問では合併の関係につきましてお尋ねいたしましたが、ここでは純粋に滝川市としての事業と考えて質問したいのであります。滝川市の顔と言える駅周辺の事業は、必要性を認めたいのであります。しかし、今滝川市の置かれている財政事情からは緊急性がないのではないのでしょうか。総額22億8,000万のうち国庫補助が7,500万円程度であり、あとの15億2,000万円ほどは起債の借金が7億3,000万円、一般財源約8億円近くなるのであります。この起債は、借金の雪だるまになり、一般財源約8億円は数年間にわたって滝川市の市民生活を圧迫し、はたまた行財政改革とやらですべての財政圧迫をもたらすのではないのでしょうか。不退転だと言われて、この時期に地域懇談会を行う市長の決意は理解いたしますが、この事業に突入し、財政悪化を来したときの市長の責任をつまびらかに予告していただきたいのであります。

二つ目といたしまして、市長のこの事業に対する意気込みは理解いたします。しかし、市民の声連合は先見の明を持って質問したいのであります。客観的に見て、経済や財政のバブル期は既に過ぎて、このような都市計画はもう少し経済好況の時期を待ち、同じハード事業であれば、学校や幼稚園、保育所などの教育関係の施設の改築時期であることを忘れてはなりません。この観点で、市長の決意を述べていただきたいのであります。

◎3、地域産業の振興

・「地域産業振興」の拠点に旧江部乙中学校の校舎を利用して、「地場産品の高付加価値化と販路拡大」の戦略基地として推進する計画について

次は、地域産業の振興の拠点に旧江部乙中学校校舎を利用して、地場産品の高付加価値化と販路拡大の戦略基地として推進する計画についてであります。私の3月議会における市政執行方針に対する質問に対しまして、市長は体育館を利用してほしいというご答弁でありました。確かにまだまだ使える体育館で、私は7月13日から22日まで写真展を開催させていただきます。体育館の有効利用は、市長の決断を高く評価したいのであります。それによりまして、江部乙地区のにぎわい

を少しでも協力できればという善意からであります。

そこで、あのたくさんある教室を土日バザールやフリーマーケットに利用してはどうかということをお尋ねしたいのであります。道の駅方式を大規模に、農産物に限らず、自由市場としての開放をしてはいかがかということでもあります。管理組合に委託するなどして自主運営していただくなど、江部乙地区のにぎわいを再現することができるのではないのでしょうか。

3月議会の市長答弁を聞いておりますと、どうも消極的発想しか見えてこないものであります。私は、3月議会の質問で次のように提案しているのであります。冬でも利用可能である。要するに管理組合なるものに校舎を貸与する形で、市町村合併の場合でも行政による影響、つまり財政支出がないようにして利用する自由市場の要素を盛り込み、江部乙地区再生の切り札にしてはいかがかと質問いたしました。お金をかけろと言っているわけではございません。やる気のある管理組合なるものに、つまりその事業を率先して推進するコーディネーターなる人たちに任せて、江部乙のまちづくりに役立つ施策をと提案、質問をしているのであります。市町村合併ですたれたと言われる旧江部乙町は、このようなことで今の合併の時期に飛躍するきっかけをつくるべきではないのでしょうか。それともやる気のないまま売却を待つのみ行政なのではないのでしょうか。市長の見解を求めます。

◎4、市民の健康問題

・市の施設における禁煙・分煙について

次に、市の施設における禁煙・分煙についてであります。一つ目であります。市役所を初め、市の施設における禁煙、分煙についてであります。職員の喫煙問題から利用者の喫煙などにつきまして、廊下やホールの喫煙も問題があると思われまます。また、喫煙室もむだでありまして、施設内の全面的な禁煙に向けて見解を求めたいのであります。

二つ目は、市立病院の禁煙、分煙についてであります。病院は、完全禁煙の必要があると思われまます。何となれば、病人のための病院では、たとえ分煙で喫煙室があつたとしても望ましくないと思われまます。病院に来たら、施設内は完全禁煙にすべきと考えまますが、見解を求めたいのであります。

◎5、市内交通の整備と環境重視型のまちづくりの関連

・今冬の「除雪・排雪」の反省について

次に、ことしの冬の除雪、排雪の反省につきまして、市民の関心事ナンバーワンでございます除雪、排雪についてであります。市長の市政執行方針に記述、方針の項目がないことにつきまして、3月議会でお尋ねいたしました。市長が近隣の市町村に比べまして滝川市の排雪はグレードが高いという行政の自慢というのは、市民感情の逆なではないかと申し上げたのであります。市役所の論理であり、行政の自己満足と自己判断に対しまして市民は納得しておりません。

そこで、ことしの冬の除雪、排雪について反省をしていただきたいのであります。3月議会に質問させていただきましたころも、センターラインまで片側のかたい雪がせり出している道路があり、降雪が少なくとも排雪の回数を減らせば、市道の両わきは雪の山、雪の壁でありました。市長に言わせますと、雪が少ない年にきれいに排雪をいたしますと、市民はそれを次の年からの基準にする

から、きちんと排雪はしない方がいいのだと答弁をされたわけであります。しかし、それは市民を信じ、市民サービスに徹しようとする姿とは言えないのではないのでしょうか。快適な冬の市民生活のためには、補正予算でしっかり対応すべきではないのでしょうか。北海道の気候、気象現象であれば、国や道からの交付金増額を図ったり、この面での市民負担を求めても、さまざまな分野での市民負担より市民の皆様に納得してもらえないのではないのでしょうか。そうすることで市民の道路への雪出しも減りまして、市民は自覚と納得をされると思われそうですが、見解を求めたいのであります。

◎6、保育行政

・子育て支援、児童福祉の充実について

次は、子育て支援、児童福祉の充実についてであります。政府は、公立保育所への補助金を打ち切ったわけでありますが、これは地方への権限移譲という美名のもとでの補助金削減そのものではないのでしょうか。これに見合う交付税なるものが小規模市町村には交付されないところもあると聞きます。滝川市の実態はいかがでしょうか。これが今政府が実施し始めた三位一体の実態であると思います。この場合、社会福祉事業団に経営を委託した場合はどのようになるのか明らかにしていただきたいのであります。

◎7、教育行政

- 1、校舎の改築計画と「新市建設計画」について
- 2、小学校における便座式の洋式トイレへの拡充について
- 3、学校における禁煙・分煙について
- 4、児童・生徒の自宅でのネット利用について。人間性・道徳性はすべてにわたって大切な条件でないか
- 5、江部乙中学校への通学路にある赤黄点滅信号機とともに、止まれの標識を設置すべきではないか

最後に、教育行政についてであります。まず最初に、校舎の改築計画と「新市建設計画」についてであります。昨年の4定で、私は校舎の改築計画と合併問題について質問をいたしました。教育長は、校舎の改築計画は新市建設計画だと答弁をされたところであります。ところで、その法定協では学校の統廃合を含めて、合併後5年以内に決めるということになったわけであります。これから五、六年後には、私も教育長もこの役ではないかもしれません。しかし、子供は日々成長し、校舎や施設、教育の機器は古くなる一方であります。合併を大義名分に学校や教育機器の改修がおくれ、教育に支障のないようにすべきであると考えますが、いかがでしょうか。

次に、小学校における便座の洋式トイレへの拡充についてであります。小学校における便座式の洋式トイレが設置される状況で、大変望ましいことでもあります。改修が終了いたしましたら、実態や感想をお聞きし、さらに残りの小学校や中学校への拡充計画を立てることは必要と考えますが、いかがでしょうか。

次は、学校における禁煙・分煙についてであります。1といたしまして、市の施設としての学校

における禁煙、分煙につきまして、子供の健康問題としても極めて深刻であります。喫煙教員が休み時間に職員室に来て一服するときの憩いの姿は理解できる面もあります。しかし、副流煙によって職員室が煙たいほどの状態になり、大きな職員室では向こう端がかすんでしまうこともあります。私は、現職教員のときこの休み時間は理科実験などの準備室にとどまって、職員室に戻らないように努力しておりました。しかし、職員会議などではみんなで一緒に副流煙を吸っておったわけであり、非喫煙教員や児童生徒が副流煙を吸う機会は大いにあるわけであり、健康問題として重大なことであります。禁煙教育上にも問題があり、吸わないでという禁煙だけではどうなるのでございましょうか。この面での見解を求めるものであります。

二つ目は、そのためにも学校に喫煙室をつくることではないでしょうか。ただ空き教室を充てるだけではなく、1階建ての校舎であれば2階部分にコンテナを設置し、はしご、階段などを利用して喫煙室をつくることを提案いたします。子供の健康は、何よりも優先をして対策を立てることだと思いますが、いかがでしょうか。

次、児童生徒の自宅でのインターネット利用について、人間性、道徳性はすべてにわたって大切な条件ではないかということについてお尋ねいたします。一つ目は、長崎県の小学校での同級生少女殺人事件に関連いたしまして、児童生徒の自宅でのネット利用が引き金になったとの報道があります。この場合教育委員会としては、通達だけに終わることなく、まさに生命の尊重やインターネットの問題、そして人間の生き方全体における道徳性の教育を重視すべきではないかということでございます。道徳の補助教材や徳目を事前に計画しての特設道徳の時間だけでは、このような時事問題に対応できないのではないのでしょうか。教科の学力も大切ですが、思春期を迎える小学校高学年から中学生の心理状態を把握し、相談や話し合いなどの本当の意味でのゆとりが必要ではないのでしょうか。見解を求めるものであります。

二つ目は、児童生徒の自宅でのインターネット利用の状況や実態は把握しておく必要があると思われませんが、いかがでしょうか。携帯電話のメールのやりとりと同じように、文字で相手に自分の意思を伝達するメディアとして、直接会話や一般電話の会話では話すことのできないような際どい意思伝達になる可能性があると思うのであります。こうしたニューメディアに対する家庭や学校での指導の大切さを感じられるのであります。教育長の見解を求めます。

最後は、江部乙中学校への通学路にある赤、黄の点滅信号機とともに、とまれの道路標識を設置すべきではないかということにつきましてお尋ねいたします。江部乙中学校への通学路の東12丁目にある赤、黄の点滅信号機の場所は、とまれの標識を設置すべきではないかということについて、6月1日にこの通学路に当たる交差点で軽乗用車の衝突事故が起きました。既に昨年3件も起きており、私もよくここを通るのでありますが、いつも感じておりますことは、交差点に近づくまで、とまれという道路標示が消えかかって見えづらいのであります。そして、とまれの道路標識がないのであります。赤の点滅信号は、現在市内では数カ所しか見当たらず、車の運転手がついうっかり一時停止しないでしまうのではないのでしょうか。通学路でありますから、中学生も巻き込まれては大変であります。この問題は交通問題であります。通学路の安全という観点で、そのためにも早急に教育委員会ですっきり対応すべきではないかということでご見解を求め、私の質問を終わります。

す。

○議 長 渡辺議員、3ページの周辺土地地区画整理事業について、あなた国庫補助金7,500万と言いましたけれども、そのとおりでよろしいのですか。

○渡辺議員 国庫補助が7億5,000万円ほどでありというところで。

○議 長 では、訂正してください。あなた7,500万円と言いました。

○渡辺議員 わかりました。国庫補助が7億5,000万円ほどでありに訂正いたします。

○議 長 渡辺議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

○市 長 皆さん、おはようございます。渡辺議員の広範なご質問に、以下順次お答えをさせていただきますが、内容によっては所管からのご答弁もあり得ますこととお許しをいただきたいというふうに思います。ちょっと歯の間から空気が抜けておりまして、お聞き苦しい点もおありになるかと思いますが、お許しをいただきたいと存じます。

まず、1点目の市長の基本姿勢、年金問題についてでありますけれども、年金の未加入、未納問題、これが結果として多くの国民が年金制度に関心を持たれたというのではないかというふうに思います。したがって、これを機会に年金制度のこの内容への理解、年金の場合は収納率と言わないで検認率と言っているようではありますが、この検認率の向上、そういうものへの対応が図られるように期待をしていきたいというふうに考えているところであります。市民の皆さんが年金への理解度と税等への理解度と相当異なるというふうに私は思っておりますので、年金の未加入、未納問題をきっかけとして、税でありますとか使用料の納入を見合わせるというようなことはないというふうに考えますけれども、税等の徴収業務に関しましては、今後とも納税者の理解を一層求めながら、積極的に対応してまいりたいというふうに考えているところであります。検認率の状況につきましては、後ほど所管からご答弁を申し上げます。

道警の問題についてでありますけれども、現在北海道警察の裏金疑惑の解明につきましては、道警みずからが特別調査を行っておりますし、道の北海道監査委員が特別監査を並行して進めているという状況があります。この調査、監査結果に基づく適切な対応がなされるものというふうに受けとめているところであります。

市町村合併の推進につきまして、8項目にわたるご質問がございました。合併に関するアンケートでございますけれども、この107人の回答者というものが関心の低さのバロメーターではないというふうに思っております。このアンケート調査は、調査の方法によって回収率というのは極めて大きく変化をいたします。調査方法によって回収率が異なるということを考えながら、調査方法を決めていくという必要があるというふうに思っておりますが、参考までに申し上げますと、昨年度において滝川市民に対する抽出調査によるアンケートを行いましたけれども、滝川市民の回収率は58パーセントでありました。このアンケートは、アンケート結果そのものも極めて重要でありますけれども、PRすることを大きな目的とするというアンケートもないわけではありません。例えば1万人アンケートというのは、1万人をとる必然性は統計学の上からは全くありません。しかし、1万人に対するPR効果ということもねらいながら1万人を選んでいるわけでありまして、そういう回収率は方法論とも関連をするというふうに思っております。しかし、この107人の皆さ

ん方は、自由記載欄にいろんなことを書いてきてくださいます、極めて関心の高い、そしてきちっとした考え方を持つ107人であるということをご理解を賜りたいというふうに思います。

2点目の事務的発想ではないかということですが、合併はやはり新たなまちづくりのチャンスでありまして、そういうチャンスであるということから出発をして検討を進めているものがあります。そういう意味では、事務的にも政策的にも議論が進められる必要があるというふうに思います。事務的側面だけをとらえて問題だということではなくて、現実にも政策的にも議論を進めるための資料づくりが必要でありますから、そういう作業が今積極的に行われているわけです。市町村合併を進めるために、約3,000項目にわたる調整項目が要するに定められていかななくてはならないと。その中でも特に重要な項目については、しっかりと議論をしていっている過程であります。渡辺議員は、ほとんどの協議会に顔を出していただいているというふうにお見受けをさせていただきますので、単に事務的な発想だけで進んでいるのではないということとは十分ご理解を賜れるのではないかとこのように思っております。

3点目のインターネットでの情報量、内容についてということですが、合併協議会のホームページを開いていただきましたら、情報量が少ないという評価がどこから出てくるのか、私はちょっと疑問に思います。それは、情報量は多ければ多いほどいいものではないというふうに私は思っております。ぜひ中空知の合併協議会のホームページを、使いづらいつころは改善をする必要はあるというふうに思っておりますけれども、少なくともさまざまなデータあるいは論議の過程等について、かなり詳しく情報提供させていただいております。ただ、会議録の公開というのをこの中空知合併協議会のホームページの中では行っておりません。これは、各市町村で会議録の公開というのを行ってございまして、どこの市町村のホームページを開いていただいても、この会議録の公開はどこで公開をしているかということについては情報がわかるようになっております。しかし、この会議録の公開をネット上でできるかということ、あの膨大なものを果たして利用される方がどうなのかなということもありますので、今検討しておりますのは、市町村のホームページにリンク、アクセスできると、そういうことについて合併協議会の中で、ホームページの中で検討を進めたいというふうに思っております。

次に、合併情報紙の「結」についてでありますけれども、この情報は一括どかんとかためて提供すればいいというものではないというふうに思っております。一番重要な情報を広報紙という形で絞り込んで、必要な情報を必要な手段で流すということに配慮しているところでありますので、ご理解を賜りたいと存じます。さらに、最近は報道機関も極めて詳細に合併協議会の情報を報道していただいているところがございますので、さまざまな方法で、一番適したやり方で、住民の皆さん方にご理解をいただけると、そういうことについては一層心がけてまいりたいというふうに思っております。

新市建設計画に関係するご質問でございますけれども、新市建設計画は、いわば新しいまちづくりの哲学と方向性を定めていくというのが基本であります。その哲学や方向性に関係をする滝川市の現状の特質を生かした新市への反映でありますとか、極めて滝川市の動向を左右する大きな事業については、やはりこの新市建設計画に反映しなくてはならないというふうに思っておりますし、

そういう意味では、現在滝川市は基本構想、基本計画を持っております。さらに、昨年の市民アンケートにおいて、合併して新市をつくる場合に、市民の皆さんにどういう新市を望むのかと、あるいはどういう施策の充実を期待するのかということについてもご意見をいただいているところであります。そういうことを背景に置きまして、あるいは市民の皆さんあるいは団体との意見交換会も既にやっているところでありまして、そういう情報を勘案をしながら、新市建設計画に反映をしているところであります。私は、余り細かなところまで、哲学と方向性を定める新市建設計画で、市民の皆さん方に基本のところでご理解をいただかなくてはいけないというふうに思っておりまして、構成市町が細かな事業まで取り合いになるということではおさまりがつかないのではないか、そういうことも勘案しながら、新市が大きな方向性を間違えないという意見の反映の仕方については、引き続き努力をしてまいりたいというふうに思っております。

駅周辺整備事業についてでありますけれども、滝川市は新市であるか否かを問わず、交通の拠点性ということで発展してきたまちであります。どこの大きな都市も交通の拠点性を持たない都市はないと、そういう都市は恐らく衰退せざるを得ない都市であろうというふうに思います。この交通の拠点性を積極的にとらえるのか、消極的にとらえるのかという違いだというふうに思いますけれども、私は過去の滝川の歴史を見る限り、交通の拠点性を失ったときに、明らかに滝川の都市は衰退するという歴史的経過を見る限り、交通の拠点性は積極的にとらえていくべきだというふうに思っておりますし、そしてまた都市の中心性というものも失ってはいけないというふうに思います。こういう意味では、市民の皆さん方の理解の中にも重要な事業であるというご評価をいただく多くの方々もいらっしゃいますし、そういう市民の皆さん方のご判断をいただきながら、この事業については取り組む必要があるというふうに思っております。

次に、新市のサービスのあり方についてのご質問であります。高サービス低負担、ある意味ではそういう時代が長く続きました。その結果、国は赤字に陥り、地方も大幅赤字に陥りました。今地方交付税特別会計は、地方が負担しなくてはならない33兆円弱の、いわば負債を抱え込んでいます。この33兆円弱という負債の額は、全国三千数百の地方自治体が一銭も地方交付税をもらわなくても、2年以上もかかって返さなくてはならない巨大な赤字を地方交付税特別会計は抱えているわけでありまして。そういうことを背景として、今まで高サービス低負担というのが実現してきた日本の背景があるというふうに思っております。やはりこれからは適正負担、適正サービスを行わなくてはならないと。私は、その過程にあるというふうに思っております。そういう意味では、痛みはあるというふうに思いますけれども、そういう過程にあるということをご理解をいただきたいというふうに思います。今回の合併を通じて、国の仕組みそのものを変える必要があるという状況が今の合併を中心とするこの地方分権の流れでもあります。地域が成り立っていくということをよりわかりやすくしていくのが地方分権の流れだというふうにも思っておりますから、私はやはりこの合併を通じて、何が適正負担で適正サービスなのかということをよく議論していく必要があるというふうに思っております。

次に、住民投票についてであります。私は合併について、まず第一に市民の皆さんに新市の目指す都市の姿というものをよく理解していただく必要があるというふうに思います。その次に、市民

の意向を、市民の考え方を適切に反映できる、吸収できる、そういう方法はどのような方法であるのかということをお次の段階で考える必要があるというふうに思っております。私は、住民投票のみが最善最良の市民の皆さん方の意向を適切に反映する方法だとは必ずしも思っておりません。この合併につきましては、しかるべき時期に市長の提案権、それから議会の議決権、そういうものが行使される時期が来るわけでありまして、そういう市長の提案権と議会の議決権が行使される上で、その時点で最良の情報をどのような形で把握するのかということをよく考えていきたいというふうに思っております。

次に、滝川駅周辺地区土地区画整理事業についてでありますけれども、都市の計画は、先ほどの答弁と重複いたしますけれども、長期での計画が必要だというふうに思います。一朝一夕に都市の計画はでき上がるものではありません。都市の空洞化、中心部の空洞化を促進させない。そして、都市の中心性を明らかにしていく。交通の拠点性、そういうものも確保していく。そういうことについては、市民の皆さん方のご意見を賜りながら、計画的に長期を見据えながら計画化していくことが必要だというふうに思っております。この財源対策の上でも、都市再生事業でありますとか、そういう有利な、できるだけ財源の確保を図りながら進めていきたいというふうに思っております。だれの責任かという問題ではないと。都市の将来にとって最良の道を選ぶことが重要だというふうに思っております。教育関係施設の優先度も高いというのは、十分理解できるところであります。教育施設につきましては、少子化の動向でありますとか、あるいは合併の可否、施設の老朽度、そういうものを総合的に判断をし、そう遠くない時期に計画化が必要な課題ではないかというふうにも考えるところであります。

地域産業振興に関しての旧江部乙中学校の校舎事業の件でありますけれども、5月中旬からPRをさせていただきました。早速渡辺議員がお申し込みをいただきまして、心から厚くお礼を申し上げます。市役所のPRが下手だということかもしれませんけれども、その後一件の申し込みもございません。せっかくご利用いただくわけでありまして、私どももこれから積極的にPRをさせていただきたいというふうに思いますけれども、売却を前提の基本方針に変わりはありませんので、それまでの暫定的なご利用をいただくということを基本の方針に考えております。もしやる気のある管理組合をつくってぜひやりたいというところがあれば、私どもも積極的にご相談に乗りたいというふうに思っております。

禁煙、分煙についてのご質問でございますけれども、庁舎を含めましてさまざまな施設につきましては分煙を原則といたしております。しかし、一部保健関係施設でありますとかスポーツ施設、一部の社会教育施設などにおいては禁煙の措置をとっているところもございます。その設置目的、利用状況によりまして判断をしていきたいというふうに考えております。一部喫煙可というふうに行っている公共施設もございます。これは、接客を主とするようなところが中心でございますけれども、しかし今後受動喫煙が課題となるというところにつきましては、この喫煙可というふうになっている施設ももう一度点検してみて、その結果判断したいというふうに思っているところであります。

市立病院の禁煙、分煙についてでありますけれども、昨年12月から4階の喫煙コーナーを廃

止をいたしました。2階に職員用の喫煙室を新設をしまして、喫煙室は患者用3カ所、職員用2カ所というふうにいたしまして、市立病院内部では完全分煙としたところであります。最近入院される患者さんから、4階に喫煙室を設けてほしいと要望も出てきている状況があるわけでありまして、この病院内の完全禁煙ということについては今後の検討課題にさせていただきたいなというふうに思っております。なお、各喫煙室には禁煙PRポスターを掲示をいたしまして、喫煙者に禁煙への喚起も促しているという状況があります。

私は、4億円を超えるたばこ消費税が入ってきているという事実も、また片一方では皆さん方にご理解をいただかなくてはいけないのではないかと。4億円を超えるたばこ消費税というのは、赤ん坊からお年寄りまで単純に割ったら1人九千何百円ぐらいになるのです。除雪費が4億7,000万円ぐらいですから、4億数千万円というのはそういう事業費に当たる税金も入ってきているということもご理解をいただきたいというふうに思いますし、特に私は青少年でありますとか、あるいは妊産婦でありますとか、こういういわば喫煙が極めて大きな問題になるというこの場合についての問題解決は積極的にやる必要があるし、分煙もしっかりやる必要があるというふうに思いますけれども、そういうご認識も片一方ではご理解をお願いをしたいというふうに思います。

次に、この除雪、排雪についてのご質問でございますが、昨年の冬は降雪量は少なかったのですが、積雪深、積雪の量は平年並みに推移をいたしました。しかもこの後半は、暴風雨に見舞われる大変な状況になりまして、雪解けも遅いという状況がやはりさまざまな除排雪に関する市民の皆さん方のご意見が多かったということにつながっているというふうに思います。除排雪予算というのは、平年度化した、そういう状況を想定をして予算化いたしております。私は、こういう毎年来る状況は、道路の冬期における管理水準は平準化しておく必要があるというふうに思います。雪が少なかった。だから、平年度化した予算をある限り使って、ある水準を高めると。あるいは、ある年は極めて豪雪であったと。限られた予算の中でできないので、勘弁してくださいというわけにもきつとつかないでしょうから、したがって多いたときも少ないときも平準化していく努力をしたいというふうに思っているところであります。それが極めて重要だと。そのことは、これからも引き続き配慮をしまいたいというふうに思いますし、ご質問の中にありました国でありますとか道の金も引き出してというご趣旨もあったというふうに思いますが、国なんかはむしろこの寒冷地補正というのを廃止しようではないかという動きもある。北海道は寒いかもしれないけれども、道外は暑いのだという論拠だそうでもありますけれども、とんでもないと。雪問題は暑い寒いの問題ではなくて、雪の問題というのは災害の問題であると。暑さで災害がやってくるなら同じ論点でいいかもしれないけれども、そうではないのではないかと。国にも訴えて、この寒冷地補正の廃止の動きに阻止をする必要があるというふうに思っておりますけれども、なかなか国の金や道の金を引っ張り出してきて市町村の除排雪水準を高めるといふことにはならないというだけはひとつご理解を賜りたい。限られた予算の中で、最大限の努力をさせていただきたいというふうに思っております。

次に、子育て支援、児童福祉の充実についてでございますが、保育所への補助金を打ち切ったと。平成16年度は、保育所の措置費を一般財源化ということになりました。保育所の措置費約2億2,

000万円余りが一般財源化されたわけですが、これがどういう形で措置をされるのかといいますと、平成16年度については所得譲与税で措置をされる計画であります。しかし、それはほんの一部でありまして、ほとんどは地方交付税で措置をされる予定であります。しかし、ご案内のように、地方交付税は先ほど申し上げたような大幅赤字を抱えておりますから、保育所の措置を削減したと。一部所得譲与税で措置もしました。しかし、その残りについて地方交付税の算定基礎には入ってくるでありません。きっと算定基礎には入ると思いますが、交付税そのものは恐らく大幅減額になります。だから、入っていると言っていいのか、入っていないというふうに言っているのか、よくわからない。これは、実は7月上旬に普通交付税が算出根拠が明確になりますから、その段階でどういうふうになってくるのか判断をして、今後の対応について検討したいというふうに思っておりますけれども、極めて厳しい状況にあるということだけは予測ができるのではないかと思っております。

次に、教育行政のうち、5番目の江部乙中学校への通学路にある一灯式信号機の関係であります。この信号機のある交差点では、信号の表示に従うということになっております。したがって、昔あそこに照明のついた一時停止の標識があったというふうに思うのですが、信号優先であるために、あれが取り除かれている状況があります。この事故がありました交差点に至るまでには、道道側には50メートル手前、市道東一線側には70メートルと150メートル手前、それぞれに大型の看板を設置をして注意を喚起しているところでもあります。一方、中学生の通学に関しましては、歩道の拡幅整備が行われている。学校におきましても安全確認を十分にし通行するように指導しておりますけれども、これからもPTA、地域、町内会、交通関係団体と協力しながら、この通学路の安全確保ということには努めてまいりたいというふうに思いますし、あのドット線が薄くなっているという状況もありますから、道にはこれを直してはっきりした線が見えるようにしてほしいというふうに実はお願いをしているところでもあります。現地において、警察等と協議をしながら改善策を練ったところでもあります。

ただ、これも市民の皆さん方にはぜひご協力をお願いしたいというふうに思っておりますのは、562日で交通事故死ゼロ、これが先日の事故で残念ながらとうとい命が失われました。この562日のスタートであった死亡事故は何かかという、やはり皆さんご案内のように、一時停止標識を見逃したと、あるいは無視をしたと、どちらかよくわかりませんが、そういうことが原因であります。この2回とも実は一時停止の場所でありました。ぜひ一時停止を怠らず、あるいは見逃すことがないと、そういう注意喚起を関係機関団体一生懸命これは理解を求めたいというふうに思っておりますけれども、市民の皆さんもぜひ交通ルールを守っていただく、そのことがとうとい人命を守ることにつながるということで、ご理解を賜りたいというふうに思っております。

以上申し上げます、渡辺議員に対するご答弁とさせていただきます。

○議長 教育長。

○教育長 それでは、渡辺議員のご質問にお答えいたします。

最初は、校舎の改築計画と新市建設計画についてでございます。ご承知のとおり、現在中空知地域合併協議会におきまして、学校は現行のまま新市に引き継ぎ、学校の統廃合、老朽化に伴う新增

改築につきましては合併後5年以内に整備計画を作成することで調整していると伺っております。本市における学校の現状といたしましては、校舎建築後40年が経過している学校、これが3校ございます。校舎の施設が老朽化していると、そういうことも承知しているところでございます。厳しい財政状況下でございますので、使用できる校舎はきちんと使っていくと、これを原則といたしまして、しかもこういった原則を持ちながら、児童生徒の安全性などを勘案しながら、必要とする改修につきましては適時改修を行っているところでございます。今後もこのような考え方で実施してまいりたいと、このように考えております。また、児童生徒が使用いたします教材、教具、機器、これの更新につきましても教育の支障がないように、あるいは事業のための環境整備に努めておりますので、これも今後とも努めてまいりたいと、このように考えております。

次に、小学校における洋式便座トイレの拡充についてのご質問でございます。小学校低学年のトイレに対する嫌悪感の解消、これを図ることを目的といたしまして、小学校3校につきまして洋式便座の取りかえ及び臭気対策など、この改修工事を学校トイレ環境整備事業として実施しているところでございます。今後におきましても、残りの小学校4校につきまして、来年度以降もろもろの施設の実態に応じた整備を検討してまいりたい、このように考えております。

次に、学校における禁煙、分煙についてのご質問でございます。昨年5月にご指摘のとおり、健康増進法が施行され、この中で受動喫煙の防止について明記されました。このことから、道内では学校校舎内禁煙、学校施設内禁煙を実施し、検討している自治体がふえておるのも事実でございます。また、道教委におきましても、道立学校禁煙対策に関する指針、これが示されまして、本年10月からの実施を目指しているところでございます。

滝川市内の公立学校の状況でございますけれども、職員室の一角を間仕切り喫煙場所に指定している学校、喫煙室を設けている学校、換気扇の設置、空気清浄機の設置など受動喫煙を防止するための分煙を市内のすべての小中高等学校で実施しているところでございます。教育現場での受動喫煙防止対策、喫煙防止教育は極めて大切だと認識しておりますことから、滝川市教育委員会といたしましては、健康増進法の趣旨、全国的な禁煙実施への流れ、こういったことをかんがみまして、現在学校における禁煙対策について検討中でございます。

次に、さまざまな事象に対応する道徳教育の推進についてお答えいたします。道徳教育につきましては、心の教育の充実という観点から、本市におきましては重要な課題の一つとして各学校で取り組んでおります。道徳の時間の役割は、ご案内のとおり道徳教育のかなめとしての役割、こういった役割を持っておりますし、年間35時間の授業を確保して進めているところでございます。さらに、教育活動全体を通じまして日常生活に必要な基本的な生活習慣の徹底、これを各学校で重点的に指導しているところでございます。特に最近の児童生徒の性向といたしまして、ご指摘のとおり生命の尊重、これを初め、規範意識や社会性の問題など、社会の一員として基本となる資質や能力の育成が今全国的にも、滝川市としても求められるところでございます。このためにも道徳の時間、あるいは全教育活動を通じての道徳の指導、これは極めて大きいと、このように考えております。さらに、インターネットの使用に関しましては、有害サイトやネット上のトラブル、マナー、エチケット、これについて各教科、領域等で適切に指導していかなければいけないと、このように

考えて今実施しているところでございます。道徳の時間の学習の進め方は、指導計画を基本にしな
がらも実態に合わせて弾力的な指導、これを工夫しておりますし、各校においては副読本を使用す
るとともに、そのときそのとき起きる問題もありますし、あるいは時事的な問題もあります。これ
も学校として取り上げて実施しているところでございます。特に新聞で報道されているような事件
が起きますと大変でございますから、その緊急性、必要性を十分認識して時間を特設するなどして、
心に響く道徳教育を現在実施中でございます。ただ、この心の教育、道徳教育につきましては、学
校で中心的な役割を果たしますけれども、家庭、地域との連携が何よりも大切でございますので、
3者の連携の必要性等、学校だより等々を通じて徹底してまいりたいと、このように考えておりま
す。

続きまして、児童生徒の自宅でのインターネットの利用状況はいかがかと、こういうご質問でご
ざいますが、インターネットの利用状況については、これは新聞報道でもなされておりますけれど
も、PTAの全国的な調査によりますと、アバウトですけれども、児童の七、八割は使用している
と、そういう状況でございますので、滝川におきましてもほぼそのような傾向であろうと、このよ
うに教育委員会としては受けとめております。各学校におきましては、今申し上げましたように、
有害サイトやネット上のトラブル、マナー、エチケット、こういったことを教育活動を通じて今後
とも十分取り組んでいきたいと思っておりますし、あるいは家庭にも協力を依頼してまいりたい、このよ
うに考えております。

以上をもちまして渡辺議員への答弁とさせていただきます。

○議 長 市民生活部長。

○市民生活部長 私の方からは、国民年金の検認率について申し上げたいと思います。

自治体でやっておりました13年度でございますが、滝川市におきましては検認率78.7パー
セント、社会保険事務所に14年度から移行しておりますが、社会保険事務所の確認におきまして
は62パーセントでございます。15年度については、まだちょっと確認しておりませんので、よ
ろしく願いいたします。

以上です。

○議 長 答弁が終わりました。

渡辺議員。

○渡辺議員 真摯なご答弁ありがとうございました。それでは、2点ほど再質問をさせていただき
たいと思います。

まず、1点目は市町村合併にかかわる、項目で申し上げますと要旨のところの5、6関係でござ
います。市長は、新市建設計画にこの合併の哲学や方向性をしっかりと定めたいと、こういうご答
弁で、大変よかったのではないかと思います。さて私が先ほどぐさぐさとした状態で本番に、こ
の法定協の方に持ち込まれると。このことにつきまして、市長の答弁との関連でもう少し精査をし
たいわけでございます。重点施策につきまして、この4市2町の重点あるいは要望事項とやらが最
近公表されたそうでございますが、その中に市長先ほど述べておりました駅周辺整備事業を盛り込
みたいやに聞いているわけでありましたが、これが私に言わせるとぐさぐさした状態でないかと思

うわけであります。つまり先ほど申し上げましたように、滝川市のいわゆる市民の意見が二分している。あるいは、議会ではまだそのことについて検討をしていない。首長あるいは法定協の幹事会なるもの、あるいは事務局なるもの、そのようなところで要望事項というものを出したのではないかと思います。いわゆる滝川市の合意というものがまだ十分でないという、そういう重点施策であります。これを法定協に持って行ってどのようになるのか、こういう手続き的にもう少し解説をしっかりとさせていただきたい、こういうふうに思います。

次に、8点目の住民投票につきまして、実施できない理由というか、賛成のパーセントというのか、気にされるのかわかりませんが、先ほどの論で言えば住民投票は必ずしも最上の方法ではない、こうご答弁されましたが、私は最上の方法であると思うわけであります。それは、なぜかと申し上げますと、先ほどの住民の合併に対する意識というのは、最終的にはマルバツであっても、それまでのいわゆる市民としての関心、そしていろんな情報を調べてみよう、では賛成か反対かという意見を定めるためには、やっぱり市民もさまざまな情報を求めるわけであります。積極的に求めると思うのであります。その意味で住民投票は必要だと私は思うわけであります。この辺の提案権と、それから議会の議決権を先ほどご答弁になりましたが、私は市民としての参加権というものを申し上げたい。この市民の参加権をもう少しやっぱり大切にしてもらいたいと思うのであります。その点につきましてご答弁いただきたい。この2点でございます。よろしくお願いします。

○議 長 答弁を求めます。市長。

○市 長 渡辺議員の再質問に対する答弁を申し上げます。

新市建設計画についてであります。新市建設計画の位置づけですが、新市建設計画はこういう新市をつくりたい、その新市の姿を示すものです。仮に合併になったら、新市は自治法に基づく総合計画をつくることとなります。その段階で、法律に基づく新市の基本構想というものが明確になってくるわけです。今作業をやっているのは、こういう新市をつくりたいというビジョンも構成市町が集まってやっているわけです。

そこで、滝川の市長としては、滝川の特質は何かということやはりこの地域の中心性であり、交通の拠点性であり、それを含めたさまざまな機能があるというふうに思います。今ここでは言及はいたしませんけれども、さまざまな機能があるというふうに思います。やはりこのまちの中心性と交通の拠点性というのは滝川市の生命線であると。これの具体的な事業が決まらないからといって、それでは滝川の特質をこの重要な事業化をしていく過程の中でネグレクトしていいものかどうかというふうに思います。やはり私は、現段階においてこの事業を滝川の重要な事業の一つであるというふうなことの位置づけをしておいていただくことの方がより重要であろうという選択をしたということでございますから、ご理解を賜りたいと存じます。

それから、2点目のご質問でございますけれども、市民の皆さん方のご意見を十分反映をして、そして市長が提案をし、議会の議決を求めるというのは、現在の日本における手続きであります。その手続きをしっかりとやりたい。そうでなければ、いろんなことが住民投票という形で行われているわけでありましてけれども、この住民投票で決定する直接民主主義の制度は日本にはありません。しかし、私はこう思っています。市長が議会に対して提案をして、議会の決断を求める。そういう

提案をする提案側の責任として、市民の皆さん方がどう考えているのかということ为背景にして、私は議会に提案するかどうかを決定をしたい。そのために、最善の努力が必要だというふうに思っております。それは、必ずしも住民投票が最善最良ではないというふうに思っておりますから、私はその時点における最善最良の民意を反映する方法を考えて議会に提案をしたい。あるいは、提案をしないということもあり得るかもしれませんが、判断を求めたいというふうに思っております。これは、意見の違う、見解の違うところかもしれませんが、私はそう思っておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長 長 以上をもって渡辺議員の質問を終了いたします。

大谷議員の発言を許します。大谷議員。

○大谷議員 皆さん、こんにちは。市民クラブの大谷です。私は、皆さんにこの市議会に送っていただきまして1年が経過いたしました。この間、私の公約でもありました教育、福祉、平和、そして女性解放、女性参画を中心とした滝川市に変えていきたいと、そういう思いでいろいろ取り組んでまいりましたが、やっている中で本当に滝川市の財政が非常に厳しいのだということがつくづくわかってまいりました。そして、大きなことを要求するのは今は無理なのかなど。この合併の問題も考え合わせて、学校を新しくしてほしいとか、そういう大きなことは無理かもしれないけれども、何とでもこの部分だけは考えていただきたいと、そういうことを一般質問に入れまして、毎回教育の部分ではしつこいくらいに要請し、質問をしているところであります。また、今回も同じようなことが盛られてはおりますけれども、何とか善処していただきたい。そういうことで一般質問を組み立てておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

◎1、DV防止法について「配偶者からの暴力防止・被害者保護法」

・滝川市の状況について

それでは、1点目、DV法です。ドメスティック・バイオレンス法と言われておりますが、これは配偶者からの暴力防止、被害者保護法というものであります。DV法ができるまでは、夫婦間の問題は刑事事件にでもならない限りなかなか警察では取り上げられなかったと、そういうことで配偶者による被害者が女性の間で大きな問題となって、平成13年度にDV法が成立しております。しかし、まだまだ問題が多く、このたび改正DV法として3月に参議院で可決し、5月27日に全会派一致で衆議院を通過しております。もう既に新聞等で皆さんもご承知のことと思います。

その概要につきましては、配偶者からの暴力の定義の拡大、それまでは配偶者のみでしたけれども、元配偶者、それから身体的な暴力のみならず、心身に及ぼす言動も含めて定義を拡大していること、それから子供への接近禁止だとか退去命令期間の拡大、命令退去の再度申し立て、保護命令の再度申し立て手続きの改革改善、退去、居住付近の徘徊禁止など、いろいろなことが盛られているわけですが、国及び地方公共団体の責務として、市町村における支援センターの業務の実施、被害者の自立支援の明確化、こういうことが今回の改正DV法では盛られております。

余り身近に感じない人もいらっしゃるかもしれませんが、2003年度の内閣府の調査では、5人に1人の女性が配偶者による暴力を受けていると。20人に1人は殺意を感じる、そのよ

うな状況が報告されております。まさか自分たちのところにはという顔で、こちらを頭にくるような顔をして見ている議員もいらっしゃいますけれども、実態はそういう状況にありますので、笑って聞いていられるような状況ではないわけであります。

それで、滝川市の状況についてですが、相談の窓口はどこになっていて、相談の件数は13年、14年度で結構ですので、また15年がもしわかっているならば、その辺もお知らせいただきたいのですが、件数でどの程度あるのか。それから、そういう被害を受けている女性の方たちがどうすればよいのかということがわかるような方策が立てられているのか。つまりPR活動をどのようにされているのか。そして、それらを受けて相談を受けた後、自立支援がどのようになっているのか。札幌などでは、男女参画の推進室と共同で、かなりの支援、駆け込みシェルターなどもつくっておりますし、相当の支援はしておりますけれども、滝川の状況について教えていただきたいと思っております。

◎2、男女平等社会の実現に向けて

・男女共同参画を推進するために

次、男女平等社会の実現に向けてです。男女共同参画を推進するために、平成11年に道の方で男女共同参画基本法というものが施行されて、地方公共団体はそれに従って方策を進めているわけですが、国の施策に準じた施策を策定して実施する責務を有しているわけで、道内では23の市町が条例を策定して、推進プランに従って課題の追求と具体的な事業の展開を図っているところであります。

滝川市はどうかと申しますと、滝川市では男女共同参画推進協議会というのがあるわけですが、そこにゆだねられていると。行政が主体的に取り組み、進んだ市町に学びながら、もっと積極的な取り組みをすべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。昨年の第3の定例議会の中でも質問しておりますけれども、その中で市長は必ずしも条例づくりではなく、できることから着実に、必要があればその延長線上に条例をつくっていくと答弁されております。しかし、本気でこの取り組みを考えていくなれば、条例策定の前に目標を設定し、行動計画を策定し、推進体制を確立すべきではないでしょうか。そして、目標に照らして、今どの状況にあるのかということを確認しながら進めていかなければ、なかなか進展しないと考えます。市長みずからが本部長として取り組んでいるところもあります。市長の考えをぜひお聞かせいただきたいと思っております。

◎3、滝川駅周辺整備事業について

・今の滝川市にとって最優先すべき事業であるのか

次、3点目、滝川駅周辺事業についてですが、先ほど渡辺精郎議員の質問に対して市長答弁がかなりありましたので、余りダブらないようにお話ししたいと思いますけれども、その研究報告を受けましたけれども、周辺地区の問題、課題、確かにそのとおりで私も考えております。バリアフリー化につきましては、昨年9月の定例議会で私も要望いたしました。障害のある方やお年寄りの方にとって、駅がバリアフリー化され、自由に汽車に乗って旅行できるとしたら、本当にい

いことだなどと思います。しかし、バリアフリーに対しては多くの市民も望んでいるところではありませんけれども、今のこの滝川市の財政状況、精郎議員が深く言っておりますけれども、22億8,100万円、そして補助金が7億5,200万円もらったとしても、起債、一般財源、その3分の2は滝川市民の肩にずっしりと来るわけです。そして、それが起債の部分の借金となれば、それを返していくための利子というのですか、利子もまたかなり大きく負担がかかっていくのではないかと。今一般財政、それから補正も含めて、私は泣きたい思いで賛成はしておりますけれども、その中身一つ一つに対して本当に痛みを感じているわけです。市民一人一人がそんな思いをして敬老パスを初め種々の助成金をカットし、職員の人件費を削減し、滝川市を赤字再建団体にしたくないために、みんなが本当に痛みを分かち合っているこの状況で、今最優先してこの駅前周辺事業をしなければならぬのでしょうか。

先ほど市長は、交通の拠点性とか、今までの駅を中心とした経済の発展、空洞化させない等々、いろいろ答弁はされてきておりました。それもそのとおりだと思いますが、今ほんの小さな予算でさえも予算がないからできない、できないと言っている。そんな中では、私はとても市民の理解は得られないのではないかと、そのように思います。地域住民の懇談会も開催されているわけですが、私は先日緑町地区の懇談会の方に参加させていただきましたが、参加した方も確かに少ないでした。少ないけれども、その中のほとんどの人たちは賛成したのでしょうか。私が見た中では、賛成したというのはほとんどいなかったと思います。それは、例えば広場の柳一本切ってほしいと言っても財源がないのでできない。そういうような中では、とても大きな借金をすることはどうなのかと、そういう意見がほとんどだったように思います。市長の考えをもう一度改めてお聞かせいただきたいと思います。それと、市民の多くが反対の場合はどうなるのか、もう一度考える余地があるのかもあわせてお聞かせいただきたいと思います。

◎4、教育行政について

- 1、教育予算の増額について
- 2、卒業台帳の混合名簿について
- 3、学校図書について

次、教育行政についてです。一つ目、教育予算の増額について。教育予算についての要望は、学校にいましただけに本当にたくさんあります。しかし、今も言いましたように、この財政を考えたときにいろんなことを言っていける状況ではないと、そう理解しております。大きなものは望めないと理解はしておりますけれども、やはり去年の第4定例議会で、机やいすの要望を挙げました。ことしも先生方に議会で一般質問するのだけれどもと言うと、机、いすの要望、これだけはやってもらいたい、現状を見に来い、そういうことが言われております。あの後改善が図られているのか、もしないのであれば、この市内の11校に対して机、いすが90個という現状、余りにもひど過ぎると。そういうことを皆さんにわかっていたいただきたい。そして、各学校に数で調査するのみでなく、生徒や先生方、保護者の声なども聞いてみるべきだろうと思うし、直接学校に行き、調べた方が直接目で見て確認されて、どういう状況であるかを把握していただきたいなど。子供たちが毎日使

用するものです。改善を強く要望いたします。

次、2点目、中体連。これもしつこいと思われると思いますけれども、中学校にとって中体連というのは、学校教育と同じぐらい大切に扱われている行事だと思います。授業、学校行事、中体連と、この三つが大きな柱となって学校と言われていると思います。青少年の健全育成の点からも、中体連は非常に大きな成果を上げていると思いますし、教育長は日ごろから文武両道の教育ということで、私は中体連を奨励しているものと思っております。ここで、改めて教育長の中体連に対する考えをお聞かせいただきたいと思います。中体連の会場費、これは近隣ではどこの地域でも会場費を取るということはありません。滝川市においては、例外なく使用料を取る。ですから、中体連だけを無料にするわけにはいかない、そういう回答もいただいておりますけれども、全道大会に対しての会場費等を助成ができるのであれば、全道大会は地区大会なくしてはできない大会なのですから、これは当然助成されてもよいのではないかと。多分お金があればするのだけれども、ないからできないという、そういう回答をされるのは見えているような気もするのですけれども、やはりこういった小さいというか、そういう予算もない中で駅前周辺となれば、だれが聞いたって何だというのは当然だと思います。

次に、卒業台帳、これの混合についてです。これも毎回質問しているように、近隣のほとんどの学校が卒業台帳を男女混合にしております。この中空知、北空知の中では、滝川市以外にあと1校だそうですから、ほとんどがと言っても、本当に滝川以外は全部と言ってもいいぐらいです。滝川市の各学校では、授業や特別活動など、ふだんの学校生活のほとんどが班づくりからすべてにおいて男女一緒にやっているわけです。出席簿、卒業証書も当然混合でやられています。それなのに、卒業台帳のみを男女別にする必要はないと思います。教育長の今までの答弁では、過去の卒業証書台帳との整合性を図る、統計処理、卒業生の個人名の検索、また男の名前、女の名前かがわかりづらいので等々ありました。それで男女別の方が検索しやすいと、そういうお答えをいただいておりますけれども、既に実施している各学校では何ら不便や問題はないと言っております。したがって、今までの教育長の答弁では納得できないわけでありまして。昨年の第4定例議会の……

(何事か言う声あり)

○大谷議員 だから、男女別にしなければならない理由がないということです。各学校長に聞いても、それでよいということで4定例の中の答弁がございましたけれども、もし各学校で校長と教諭、職員が話し合って混合でやってもよいということになったら、各学校がそれぞれに各自で決めていいものなのか、教育委員会としてそれをいいとか悪いとか判断するものなのか、それもあわせて回答いただきたいと思います。男女別の支障というのは、今ちょっとあったのですけれども、必要のない区別をするということは差別につながると押さえております。これは、特に大きな予算を伴うものでもありませんので、ぜひとも考え直していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

次に、三つ目、学校図書についてです。今読書に対する関心や重要性が非常に高まってきております。平成13年度に子どもの読書活動推進法が制定され、多くの小中学校で朝の読書活動とかP.T.Aによる読み聞かせ、また読書マラソンとか読書エベレスト登頂とか、いろんな計画をして読書活動に力を入れているようです。国では、この読書活動推進法に基づいて、これは滝川市だけでは

ないのですが、国全部ですですから滝川市にしたらそんなに多くないのかもしれませんが、平成14年度から毎年130億円、5年間で総額650億円の地方交付税で図書を増やすという、地方交付税で措置しているようです。学校図書整備を重点的に進める計画を立てていますが、しかし14年、15年と順調に伸びてきた地域においても、16年度はこの三位一体改革に伴って財源規模が縮小し、学校図書整備費にはね返って、4割を超す市や区でこの図書費が減少していると、そう報告されているわけです。

河村文科省大臣は、交付税が減額されると教育費も減額してよいと思うのは問題である、交付税の減額は教育費減額の理由にはならないと、そのように言っております。滝川市の学校では、第1回の定例議会で、谷口議員の質問に対する回答で、この図書の充足率について、小学校では78パーセント、中学校では76パーセントの蔵書充足率でした。しかし、100パーセントに達成するべく今後も努力すべきと思いますけれども、いかがでしょうか。そして、今後その手だてを考えられているのかも尋ねたいと思います。

滝川市では、読書推進法に基づいて、図書購入費がどのようになったのか、その法律のできる以前の13年度、そして14年、15年、そして一般交付税が減っているこの16年度について、どのように変わっているのか、変わっていないのか、中学校別に求めたいと思います。

以上ですので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議 長 大谷議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

○市 長 大谷議員の質問に対しまして、以下順次ご答弁を申し上げます。

DV防止法についてでございますが、相談窓口は福祉課で所管をいたしております。平成13年12月4日に滝川市児童虐待及び配偶者防止対策連絡協議会、これは8機関5団体で構成をいたしておりますが、この協議会を設置いたしまして、あわせて福祉課が所管をしているところであります。相談件数は、協議会設置以来9件でありまして、平成13年は5件、平成14年度は2件、平成15年度は2件、合計9件でありまして、うち2件は女性相談援助センター、札幌にありますこのセンターに入所しております。福祉課で相談を受けた7件については解決をいたしております。

PR活動でございますが、市の広報に年に1回掲載するほか、市役所や公共施設の窓口にPR用パンフレットを置いて周知に努めているところでございます。相談内容によりまして、関係機関と連携をし、指導やアドバイスを実施しているところであります。さらに、先ほど申し上げました2件の女性援助センターに入所した場合については、センターの担当者が退所後の自立支援等も含めて対応している実態でございます。

次に、男女共同参画推進についてでございますけれども、目標を明確にしてということでありませう。この目標を明確にするために、市といたしましては取り組む方向を定めていく参考とするために、平成16年の1月から2月にかけて意識調査を行ったところであります。事業所及び市民の皆さん方に対して調査を行いました。こういう調査結果を参考にしながら、この目標を明らかにしていきたいというふうに思っておりますけれども、適宜進めたいというふうに思っておりますのは、男女共同参画社会の意識醸成に向けた啓発活動をさらに積極化したいというふうに思っております。そのために、セミナーを開催いたしましたり、情報紙の発行に努めたいというふうに思っております。

すが、広報たきかわ等でのさらにPR、国の動き方、道の施策、そういうものについても可能な限り情報提供を充実させていきたいというふうに思っております。

次に、この男女共同参画にかかわります相談窓口、現在はコミュニティ交通課でありますけれども、このコミュニティ交通課における相談窓口の開設、ちゃんと看板を立てて、そういうこともやっていきたいなというふうに思います。そういう中で、この働く女性の子育て支援でありますとか、あるいは均等な雇用機会でありますとか、その待遇等、相互調整が必要なものも出てくるかもしれません。そういうことも含めて、この機能の充実を図りたいというふうに思っております。

ただ、ご理解をいただきたいというふうに思いますのは、市が設置する審議会、委員会等への女性の参画は実はかなり高い水準になってきております。16年4月で市の委員会、審議会での女性委員さんの割合は約27パーセントという状況がありますし、滝川市の女性管理職の割合というのは全道の市役所の中でもかなり高い水準にあります。決してこの男女共同参画社会実現のために滝川市が消極的であるというふうなご理解はいただかないように、今後とも積極的に進めていきたいというふうに思っているところであります。

駅周辺整備事業についてであります。都市の基盤整備が先か、福祉の向上が先か、例えば悪いのですが、鶏が先か卵が先かというのはやっぱりいつも問題になる。私は、投資のないところに成長がないというのが経済原理でありますから、やはり投資もこれは必要というふうに思います。ただ、投資と消費のバランスがしっかりとれているのかということは、しっかりしていかななくてはならないというふうに思っております。将来に向かって発展可能性があるところにはしっかり投資をしていくと、これがやはり都市も一つの経営体である以上、重要なことだというふうに思っておりますので、この福祉サービスなどのサービス、いわばこれを消費と言えるかどうかということはまた別な理論的議論が必要だというふうに思いますけれども、どちらかといえばこのサービスを消費という形でとらえれば、このサービスを形成していくお金を生み出す都市でなくてはならないわけがありますから、そのお金を生み出す都市をどうつくっていくのかというのは投資の問題である。やはり発展可能性のあるところには投資は必要である。したがって、投資と消費とのバランスというのはよく考えながら政策立案が必要だというふうに思っております。

以上で大谷議員のご質問に対する答弁といたします。

○議 長 お諮りいたします。

若干早いのですが、この辺で昼食休憩といたします。午後1時から教育長の答弁にいたします。休憩いたします。

休憩 午前11時51分

再開 午後 1時00分

○議 長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

さきの渡辺精郎議員の質問に対して、市長より補足答弁があります。市長。

○市 長 先ほどの渡辺精郎議員に対するご答弁の中で、一部訂正がございますので、お許しを

賜りたいというふうに思います。質問番号が1の1の3、市町村合併の推進についての中での③、インターネットでの情報量、内容についてということの中で、会議録はインターネット上で公開していないというふうにご答弁を申し上げましたが、間違いでありまして、法定協議会のホームページの中で会議録も、2週間近くおくれますけれども、すべて公開をいたしております。したがって、議案、資料、会議録、ほとんどの情報がインターネットで開示をしておりますことを訂正してご答弁を申し上げたいと存じます。

○議 長 大谷議員の質問に対する答弁、教育長。

○教 育 長 それでは、大谷議員のご質問にお答え申し上げます。

最初に、教育予算の増額について、特に小中学校の机、いすの改善についてでございます。今年度の予算につきましては、小中学校合わせて53万9,000円の措置をしたところでありまして、天板などの傷みが激しいものや机の隅が摩耗してささくれており修復不可能なもの、こういったものを中心として取りかえを実施しているところでございます。なお、ささくれにつきましては、ささくれの多い中学校、西高等学校において、学校での調査の結果、2割から3割程度はささくれしていると、そういう状況でございます。今後さらに確認をしていきたいと思っております。

次に、そこで本年度事業として、実は緊急雇用対策国庫補助事業と、これを各課等のご支援をいただきながら申請したところでございますけれども、応募者が多数のために、これは不採択になったと。もしこれを採択いただければ、机、いす等に充当したいと、そのように考えておりましたが、今年度は不採択になりました。今後もこういった事業内容、財源等を十分検討しながら、こういった机等の対応に努めていきたいと、そのように考えておりますので、よろしくようお願い申し上げたいと思います。

次に、中学校体育連盟、いわゆる中体連の各種大会に対する見解でございます。中学校教育を進めるに当たっては、既に皆様ご案内のように中学校教育においては、知育、徳育、体育の三つを基本に21世紀に生きる心豊かでたくましい人間をつくっていかうと、こういったことでさまざまな教育活動を展開しているところでございます。とりわけ体育につきましては、体位、体力の向上、競技技術の向上、あるいは心身や健康の保持に極めて有効だと、そういったことで、その教育の成果を果敢にと申しますか、発表する場所として、この中体連の各種大会は極めて有効であると、このように認識しておりますので、申し上げたいと思います。しかし、会場費につきましては、これは以前にも申し上げましたとおり、滝川市の基本的な立場といたしましては、市や教育委員会が主催する事業以外はその主催団体に負担をいただくことになっております。しかし、中体連につきましては学校教育ということでもございますので、その助成が必要なことから、滝川市内を会場に行われます中体連が主催する大会のうち、中空知及び全空知規模の大会については、滝川市を含め空知管内の市町村長から負担金をいただいて、その負担金で運営しているところでございます。また、全道規模の大会につきましては、その運営経費の一部を補助して支援しているところでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

三つ目に、卒業台帳を作成する際に、男女別の名簿を男女混合にして表記する混合名簿についてのご質問でございますので、お答え申し上げたい。この件につきましては、皆さんご案内のように

さきの第3回定例会、第4回定例会でもお答え申し上げました。教育委員会としては、この二つの定例会で申し上げた同じ立場でございますので、ここで繰り返して再度その基本的なものについて申し上げたいと、このように思っております。当委員会では、国際化、情報化、高齢化など、これからの社会の方向性をとらえ、すべての人が広い視野を持ち、基本的人権を尊重するとともに、多文化性、多様性を認め合う、いわゆる共生の心、こういったものをぜひとも醸成していきたいと、このように考えております。特に児童生徒の発達段階に即しまして、基本的人権の尊重、男女平等、ボランティア、国際理解などの意識を高めることによりまして、全教育活動を通じまして男女が協力することの大切さ、人間尊重の教育、そして望ましい人格の形成と、こういったものを継続して取り組んでまいりたいと、このように考えております。

そのため男女平等教育につきましては、いわゆる混合名簿は卒業後に事務的に取り扱われるものでございますから、そういう事務的に取り扱われます卒業台帳の混合名簿、これを競争することではなくて、以前にも申し上げたとおり各学校の実質的な平等教育や実質的な人権教育、これを具体的に展開することが子供のために最も望ましいと、このように考えております。また、卒業台帳につきましては、これは永久保存ということで法令に決まっております。そういう性格上、過去の台帳との整合性あるいは諸統計、卒業後の個人名の検索など、さまざまな要素を総合的に勘案して現在定めているものであります。さらに、卒業証書台帳の表簿につきましては、これは管理運営に関することでございますので、教育委員会といたしましては、滝川市としての統一性、これも考慮しながら、もちろん校長からいろんな意見は聞きますけれども、最終的に教育委員会として責任を持って、統一性を持ちながら整然と処理していただくことで各学校をご指導申し上げているところでございます。

最後でございますけれども、学校図書についてのご質問でございます。学校図書購入に係る予算につきましては、厳しい財政状況下ではございますけれども、その重要性から平成15年度、平成16年度と増額をしているのが実態でございます。小中学校別の13年度からの予算を額として申し上げますと、小学校においては13年度から順に96万4,000円、91万4,000円、116万7,000円、120万5,000円となって、微増でございますけれども、ふえております。中学校につきましては、13年度から順に申し上げますと、100万7,000円、94万7,000円、111万円、115万6,000円と、このようになっておりまして、生徒は減少しておりますけれども、予算額は若干でございますけれども、増加している実態でございます。

また、蔵書率と、そういったことのご質問でございますが、蔵書率を上昇させるということについては、これは大事なことだと思いますけれども、ただ蔵書率をふやすためには冊数をふやすこととなりますが、そのためには単価が問題でございます。しかし、図書の購入に際しましては、例えば安い単行本をたくさん買いますと、充足されることは明らかでございますけれども、教育活動を考えた場合、利点的なもの、これは1セット数万円もするのです。こういったものも買わなければいけないと。そして、毎年古くなりますから、古い図書も廃棄しなければいけないと、そういう実態もございます。そのために、予算の増加が蔵書率の上昇にはなかなか結びついていかないという実態もございます。しかし、滝川市教育委員会といたしましては、読書活動の重要性、これは十分

認識しておりますので、引き続き予算の確保に努めるとともに、配分の際には図書の選定に際して蔵書率の向上あるいは分類のバランス、こういったものも配慮するように努力して児童生徒の読書活動の充実を図っていきたいと、このように考えております。

なお、今年度ご案内のように、議会でもお認めいただきましたけれども、本年度から図書館において、学校との連携事業として図書の購入あるいは読書活動の展開等々について今検討を推し進めているところがございますので、つけ加えて申し上げたいと思います。

以上を申し上げまして、大谷議員への答弁とさせていただきます。

○議長 長 答弁が終わりました。

大谷議員、再質問。大谷議員。

○大谷議員 回答ありがとうございました。何点か再質問お願いいたします。

まず、DV法についてですけれども、市内の状況、今までの分について理解いたしました。ただ、今のところ相談に来られないまでも大変な思いをしている方、悲しい悲惨な状況、そういうことが来ない中にも、私のところにもちょっと何件かは来ているのですけれども、そういう状況下に置かれている人たちが多分まだまだいるのだらうと思います。そういうことも考え合わせながら、新しく改正DV法ができて10月以降に施行されると思うのですけれども、その悲しい思いをされている人たちが、これから今度は施策として市町村単位でやっていかなければならないようになると思うのですけれども、そのときのこれからの支援の方策等について、今すぐにはわからないかと思いますが、今後施策を立てていかなければならないと思いますので、どのようにしていくお考えなのか、もしお聞かせ願えればお願いしたいと思います。

次、社会参画についてですけれども、男女の社会参画について、先ほどは議会、審議会あるいは管理職等について、滝川市はまだ進んでいる方だというお話をされましたけれども、この推進法の中には、そればかりでなくて職場における男女平等とか職業生活と家庭生活の両立の支援、地域社会における平等参画、女性へのあらゆる暴力の根絶、そんないろんなものも含まれておりますので、本当の社会参画部分でなくて平等の社会を推進していくためのそういった施策、指針等を立てていかなければならないのではないかと思います。そういったときに、今の進め方で対応できるのかと。はっきり言って去年とことしでどういうふうに進んでいるのかというのが私にとっては明確ではないと思うのですけれども、そういうことも考えたときに、やはり審議会とか目標をつくるのか、そういう進め方でしていかなければ、この後の進展がなかなか図られない。ぜひともそういうものを行政サイドでしてほしいという気持ちですので、それについても答弁をお願いしたいと思います。

次、教育長に対してですけれども、机、いす、53万9,000円でしたか。ささくれだったのを直しながら、天板の張りかえ等で対応していくと。この53万9,000円で新しいのは、どのくらい新調できているのかと。

それから、中体連の負担金についてですけれども、先ほど、前回も言うておりましたけれども、中体連の負担金として教育委員会では持っているということでしたけれども、その負担金については中体連の事務費とか会議費とか、当番校になったところに、その種目ごとに配分されるわけです。

けれども、それはどこの当番校においても配分されるものであり、滝川市は会場費がないから高く配分しますよということではありません。したがって、滝川市で当番校を受ける学校が大変な思いをしていることをご理解いただきまして、今後の検討をぜひともお願いしたいと思いますので、もう一度回答を、考え方についてお聞かせいただきたいと思います。

次、卒業台帳について、実質的なものというのをお話しされておりますが、教育活動、その他の活動で実質的なものからというお話ですが、それは全く当たり前のことで、今さらそこからなんて言わなくても当然なことでもあります。学校の中では、生徒会長なりいろんな代表なりは女生徒もどんどんしております。できる分ではどんどんとしておりますけれども、私たちとしては必要としないと思うのですが、永久保存、各種統計検索等理由を挙げられておりましたが、そういうものについて、他の多くの学校では全然問題ではない、大丈夫だと言っていますので、それが永久保存であっても、統計的にどうであっても、耐え得るものだと私は考えるわけです。管理運営なので、教育委員会で統一性を持って各学校に指導しているということですから、多分このままではことしも混合の台帳にはならないのかなと思いますが、やはり今言った範囲の答弁では納得できないと。幾ら差別ではないと言っていますけれども、さっきも申しましたけれども、どうしても必要ではないという、どちらでもいいのではないかという、そういう分け方はやはり差別につながるのではないかと思いますので、そこら辺も考えをお聞かせください。

以上です。

○議 長 大谷議員の再質問の答弁を求めます。市長。

○市 長 大谷議員の再質問に対してご答弁を申し上げます。

DV防止法の関係でございますけれども、市町村に相談機能を持たせていくということでありまして、そういうことを背景といたしまして福祉課が所管をして、さらにPRも含めて、PR体制も整え、さらに相談能力も高めていくと。そのために札幌にあります女性相談援助センターとも十分相談をしていくということでありまして、そういう体制充実に努めていきたいというふうに思っております。

男女共同参画についてでございますが、平成15年度において意識調査を行いました。意識調査に基づきまして目標を明確にして、具体的にこの施策を打っていきたくと。しかし、当面この意識醸成に向けた啓発を進めたいし、相談窓口を明確にして、コミュニティ交通課でありますけれども、その表示等を明確にして、相談機能というのを充実をしていきたいというふうに申し上げたわけでありまして、行政における答弁はその一部として、一例としてこういう状況にもあるということをご紹介したものでありまして、男女共同参画社会実現のために意向調査等を踏まえて、目標を明確化して、着実に取り組んでいきたいというふうに思っております。

しかし、男女共同参画社会という中で、価値観はいろいろ時代によって変化していくということもあります。例えば最近、ジェンダーフリー教育なんていうのが言われておりますけれども、社会的な性別、役割から自由であることというふうなことが求められる一方で、こういう性別、役割も否定しないで、男女共同参画社会を築いていくべきだという議論もやっぱり片一方にあるわけでありまして、そういう時代の流れ、価値観の変化、そういうものもどういうふうに把握をして、目

標を設定していくのかということとは十分検討したいというふうに思っております。

以上でご答弁にかえさせていただきます。

○議長 長 教育長。

○教育長 大谷議員から3点ほどご質問がございましたので、お答え申し上げたいと思います。

まず、1点でございますけれども、机、いす、これはどのような単価で直しているのかと、そういうことではございますが、まず机、いす、ささくれておりますとか、いろいろ傷がついたりいたします。学校経験者もここにおありでありますので、わかると思っておりますが、学校には業務主事が1人ずつおられます。その方が一生懸命天板を直していただいたり、あるいは損傷の箇所を直していただいたりして、使えるものは十分使っていくと、そういう基本的な立場で臨んでおりますので、ささくれたからといって投げるとか取りかえるということではございません。なかなか大工っ気で、器用なる業務主事の皆さんもいらっしゃいますので、大変修理に励んで喜ばれている学校もございます。そういったことを十分勘案しつつ、例えば机、いす1セット1万2,000円することも事実でございますし、天板は一つ3,000円、いすも一つ3,000円と、これは相当高価なものを買えば別でございますけれども、こういった単価を頭に置きつつ、古いものから、使えないものから重点的に補修、改善をしていっていると、そういう実態でございます。

次に、二つ目に中体連の負担金、この問題でございますけれども、27の市町村で中体連の負担金を出して、それぞれの大会を実施していただいております。潤沢なお金がさらにあればいいということについては、これはもちろん推測はできますけれども、この負担金をいかに使っていくかと。子供の用具を買う場合もありますし、あるいは会場費に充てる場合もございます。そういった意味で、せっかく提供している負担金でございますから、十分活用していただきたい。会場費は、この負担金から使ったらだめだということではございませんから、それぞれ創意工夫して使っていただきたいと、このように考えております。

それから最後に、男女混合名簿でございますけれども、実質的なものが十分行われていると、そういう発言に聞きましたけれども、それであれば大変望ましいのではないかと、このように思っておりますし、そういった望ましい教育活動については、私も一層推進していくということについては努力を惜しむつもりはございません。大いにその立場で教育活動を充実して、男女のそれぞれの特性、協力を生かした教育活動をさらに充実していくことが望ましいのではないかと考えております。ただ、卒業台帳については、先ほど言いましたように、これは卒業した後でいろいろな先ほど申し上げましたような検索その他の状況で、男女別で作成しておりますので、これについては事務的な問題として今後ともこれで続けていきたいと、このように考えておりますので、以上をもちましてご答弁とさせていただきます。

○議長 長 以上をもって大谷議員の質問を終了いたします。

本間議員の発言を許します。本間議員。

○本間議員 それでは、2件にわたりまして質問をさせていただきたいと思っております。大変短うございますので、何か申し上げられたいことがありましたら、早目をお願いしたいと思っております。

◎ 1、市町村合併について

それでは、まず第1件目として、市町村合併についてでございます。今合併協議が非常に佳境を迎えております。その中で、自分は今合併を推進するべきではないかというふうに基本的には思っている立場でございます。その中で、この4市2町が合併する上で必要というか、進めていかなければならないのは、例えば基幹の新産業を新しくつくったりする、いわゆる地域振興策ということと、それからもう一つの側面は、財政の健全化が大きな側面になるというふうに思います。そんな中で、ちょっと財政の健全化を基本にしてご質問申し上げたいと思います。

まず、一つ目として、現在法定協議会の各会議体の中で行われている決定の中で、多くの項目について新市へ先送りになっている状況にあるのではないかとということでございます。このことは、合併をするかしないか、合併について研究していった、その中の予測の中で、実はこれは起こり得るということ、これが一番危険なことであると最も恐れていた状況ではないかなというふうに思います。後ほど財政シミュレーションの話、2番目に出てきますけれども、特に施設と組織の統合という部分は、基本的にはリストラというか、いわゆる財政健全化に向けては、これは避けては通れないものなわけでありまして。合併する意味が、なかなかこれがないとなくなってしまうということになると思います。先ほど市長は、渡辺議員の質問に対しまして法的な、合併後にそうした趣旨の計画を立てていくので、受けとめ方は違うかもしれないですけれども、若干やむを得ないなことも言われていたと思いますけれども、ただし合併後に速やかに解決できるのであればいいわけですが、なかなか解決できないということになると、いわゆる進展が著しく遅いということが予想される中では、合併後に財政破綻への道をたどることも懸念されるのではないかとというふうに、最近の議論を見ていると特に思ってしまう、心配になってしまいます。このことに対する市長のお考えと、対応策についてお聞かせいただきたいなというふうに思います。

それから、2番目、合併後の財政シミュレーションが先日提示されました。これは、合併した新市のものでありましたが、それを説明していただいたり、いろいろな角度から読んだりしていきますと、合併後も大きな支出削減をしなければ、これは大変なことなのだなということは、皆さんはというか、ややわかるというところだというふうに思います。ただ、しかしながら具体的であるかというところではなく、落とし込める、これは時間の問題と、それから決め事も決まっていないということもあるので、なかなか具体的ににならないという中で、我々も大体こんなものなのだなというのはわかるのだけれども、何がどうなって何がこうなるということはやっぱりわからないというのが実際でありまして、いわゆる実感として伝わる資料にはなっていないということにどうしてもなってしまうようでございます。

先ほども、1番で申し上げたのかぶるかもしれませんが、法定協等の各会議体で議論されている議論の中でも、どうしても財政面を考慮した議論が余りされていないのではないかなと。もっと言うと、滝川の人たちは意外と考えているけれども、皆さんほかのまちの人たちは意外とそこまでのことは考えないで言われているのではないのだろうかというふうに思われるような発言だとか、そういう流れがどうしても多い感じがいたします。財政難を考慮したこうした資料がしっかりしていないと、今後も財政面を考慮した議論に進展しないことが危惧されるというふうなことに思いま

す。また、単独の場合との行政や財政の比較です。どうしてもフォームが違ったり、いろんな部分が違うので、見比べてもなかなかわかりにくいというところが実はこの間の合併調査特別委員会の中でも物すごく感じたことでありました。多分このことは、これは法定協に出られている方もそうですし、市民もきっともってそうなのではないかなというふうに思います。我々議員の立場としても合併の可否を判断することは、この中ではやっぱり非常に難しいのではないかなというふうに思っております。その中で、市長のお考えと対応策についてお聞かせいただきたいと思います。

それから、3番目は、前の二つに関しまして、主に住民説明会に向けて、そうしたもののわかりやすい判断材料が本当に短い間に提示できる状況に持ち込めるのかどうか、ここもやっぱりちょっと心配ではあるところなので、そこについても見込みとお考えをお聞かせいただきたいと思います。

◎2、駅前再開発ビルについて

それから2番目、駅前再開発ビルについてでございます。6月9日にダイソーを初め幾つかの店舗がオープンいたしました、駅前再開発ビルの中の。非常にビル再生が進んでいる状況になってきております。ちなみに、昨日見に行きましたら、きのうは1階で古本もってけ祭と、それから滝川ホールの方でお茶とお花の展示会と、それから踊りの発表会がございました。非常ににぎわっております、びっくりするぐらい、じんとするぐらいにぎわっております。駐車場が非常に満タンでございます、あふれておりました。とめるところがない。そこでお会いしたのが田村市長、安西教育長、大竹部長、谷田部部長と。お会いしましたので、皆さんわかっているというふうに思いますけれども、要するに非常にいい感じになってきていますよと。でも、しかしながらちょっと空きスペースも多いのではないのでしょうかという。多いのです、実際に。多い中で、今これを弾みとして、実はテナント誘致をしっかりと進めるべきチャンスなのではないかなというふうに思っております。

そうした状況の中で、地下の方の公共施設の、今下打ち合わせは進めている状況でありますけれども、設置と、それから無料駐車場対策です。なかなか駅前商店街の運営も厳しくなってきておまして、借りれていない部分があつて、駐車場の台数が少なくなってしまうと。そこら辺のところ、これは非常に急を要する施策なのではないかと。今それを急いでやったら、きっとあそこは埋まって、全国でも類を見ない再生のモデルケースになるのではないかなと思います。これは、機を逸すると取り返しがつかないことになると思います。ある人は死に金と言っておりました。そういうことにならないように、やっぱり急いでやらなければならないのではないかなと思っています。それに対する市長のお考えと施策実施の時間的目標について、お聞かせをいただきたいと思います。

以上でございます。

○議 長 本間議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

○市 長 本間議員のご質問に、以下順次ご答弁を申し上げます。場合によっては所管からの答弁ということもありますので、あらかじめご了解をお願い申し上げます。

市町村合併についてでございますが、事務事業の調整項目、幾つかのランクに分けておりますけれども、協議会で議論をする特に重要な項目をAランク事業と言っております。このAランク事業

は、今のところ246項目であります。存続すべしというふうに決まったのが63件、合併時に統合、再編、廃止すべしというふうに決まったのが87件、合併後に統合、再編、廃止すべしというふうになっているのが60件、要するに合併後に統合、再編、廃止すべしという現状における60件程度、これが先送りなのではないかということであります。それで、審議はいわば1件ずつやっ
ていくわけで、その結果、どうも統合、再編、廃止が合併後に決まってくと。その決める方針も決めているものもあるのですけれども、多過ぎるのではないかという印象をお持ちではないかというふうに実は勝手に思っております。このことは、前回の協議会でも実は議論されまして、この統合、再編、廃止、今まで決まった60項目前後のこれのリストをつくって、総合的にちょっと点検してみようではないかと。そういうことを協議会の中で決めておりますので、少しトータルな形で見てどういうふうにしていくかということを経済協議会の中で議論していきたいというふうに思っております。

いろいろこの地域大変ですから、普通会計の運営どうなるのだと。特別会計で累積赤字を持っているところもこれありと。滝川市も国保会計は赤字でありますから、これもどうなるのかということ
です。あるいは、公社、3セクの経営状態はどうであるのかと。さまざまな面で資料の提出、議論が進んでおりますけれども、やはり最近合併までに、合併の道を選ぶとすると、あるいは選ばない場合もそういうことだというふうには思うのですが、行財政改革をもっとしっかりやらなくては
いけないと。こういう共通認識が構成市町の中でかなり出てきているのではないかと、そういうふうな印象を持っております。滝川市においても、さらに時代に対応した行財政改革のあり方というのを計画的にしっかりやっていく必要があるというふうに思いますが、ほかのまちでもそういう雰囲気もさらに出てきたというふうな印象を持っております。

それから、2点目の関係についてでございますけれども、滝川市が単独でいく場合にどうなるのかという比較資料はつくって、市民の皆さん方に新市の姿ともし単独でいった場合にはどうなるのかと、かなり予測に制約条件がありますけれども、可能な限りその二つの情報提供というのをする
努力をしたいというふうに思っております。そんな中で、この合併協議会においては新市建設計画の素案、それから住民サービス等の調整方針、これについてダイジェスト版をつくる予定でありますから、あの膨大な資料の提供というのはなかなか難しいので、ダイジェスト版、三十数ページぐ
らいになるかもしれませんが、よくご理解をいただける内容で、新市のプランについてはご理解をいただく。さらに、滝川市単独でいった場合にはどういうことになるのかという姿も十分広報あるいは懇談会の中で理解をいただくような、そういう準備をしたいというふうに思っております。

駅前再開発ビルについてであります。最大のチャンスと。そのとおりだと私も思っております。しかし、チャンスをだれが生かすのかということもまた大きな問題であると、課題であるというふう
に思っております。再開発ビルあるいは商工会議所、多くの皆さん方の努力の中に、今日ああい
う状況までこぎつけていただきました。今後とも再開発ビルあるいは商工会議所、市関係機関一丸となつて、この駅前再開発ビルの再活性化について努力する必要があるというふうに思っております。商店街の皆さんにおいても、これもやはり最大のチャンスというふうな認識の中で、ともに力を尽くしていただきたいと思いますものだというふうに思っております。この再開発ビルへの商業テ

ナント誘致によります再オープン取り組み、ただいま申し上げましたように、あるいはご質問にありましたように進んでおります。公共施設の配置、無料駐車場対策ということについても、積極的に検討をしているところであります。この公共施設の設置というのは、昨年議決をいただきましたけれども、その後凍結になったという状況もあるわけでありまして、当時の健康コミュニティプラザ、これがこのまま、現状においてあれが最も適切なこの公共施設の選択であるかどうかということについても実は点検をいたしております。昨年の9月、健康コミュニティプラザについてはご了解いただいたわけでありまして、旭友の出店白紙撤回ということで全面的に考え直さざるを得なくなったということが背景にありますし、かつ当時公共ゾーンが3階ということでプランを立てておりましたけれども、いろいろテナントが入ることによって、その公共ゾーンの場所の変更ということも余儀なくされるような状況になってきてまいりまして、利用面積がさらに大きくなるということが想定されるということもございます。また、これまでさまざまな団体のご意見、あるいはワーキンググループでの検討を通じまして、少し考え方の整理が必要だなというふうに実は思っているところであります。

この公共ゾーンは、いずれにいたしましても街なかに必要なで、かつあそこにふさわしい公共機能は何かということが第一でありますし、そしてまたそれがビルへ、かつてご説明申し上げましたいい効果を生むと、シャワー効果を生むというものでなくてははいけない。そうすることによって、駅前地区へのにぎわいなどの相乗効果ももたらすものだというふうに実は思っております、その前提は全く変わりありません。それで、利用対象は、やはりこの交通利便性を考える、あるいはビルの立地特性を考えるならば、市民団体の皆さん方の意見を踏まえまして、お年寄りの皆さん、あるいは子供連れのお母さんとか、そういう皆さんが多く利用できるような施設機能がいいのではないかとこのように考えております。したがって、この多様な講座、あるいは健康づくりを提供するような文化教室、子育て支援あるいは親子でくつろげるような親子コーナー、高齢者等が憩えるようなコーナー、いわば街なかの地域文化交流広場を健康の増進ということも含めながら計画していくことについて今検討を進めているところであります。この実行に当たりましては、やはり補助金の導入ということが重要な課題となっておりますので、この補助金の導入の可能性ということも含めて検討中であります。

駐車場対策についてでございますけれども、現在駅前商店街振興組合が主体となって、駅前地区の平面無料駐車場を実は運営をしていただいているところであります。現在この駐車場を拡大していく方向について鋭意検討しているところでありまして、この二つの対策というのはやはり関連を持たせて、できるならばおおむね同じ時期に施策として展開していきたいものだというふうに考えているところであります。

以上申し上げまして、本間議員に対する答弁とさせていただきます。

○議長 答弁が終わりました。

本間議員、再質問ありますか。本間議員。

○本間議員 再質はやめようと思っていたのですが、ちょっとだけ聞かせていただきたいと思っております。

まず、市町村合併についてのところでは、Aランクの246のうち63件、87件、60件ということでリスト点検されるということでございますけれども、これは基本的には簡単にできるものは簡単にできるのです。要するに残っている60件なんかが大変なのではないかというふうに思うところが、件数ではないのではないのかというところもやっぱり側面としてはあるのかなと思いつながらご答弁を聞いておりました。これは、別にまたご答弁いただく必要はないと思います。

2番目の駅前再開発ビルについてですけれども、実はさきの経済建設常任委員会の中で、今市長からご答弁いただいた基本的な内容については全く同感でございます、心は一緒なのだということを感じたわけですが、ただし時期の問題でございます。さきの経済建設常任委員会の中で、いろいろお聞かせいただくように質疑をさせていただきましたけれども、このままいくとこれは議会を通さなければならぬのです。それで、この6月議会を過ぎたら、9月の議会しかなくなってしまいます。9月の議会のときに議会を通して、そこから例えば改装しました、何の段取りしましたといったら、実は10月、11月になってしまうわけなのです。だから、9月の議会でなくて、それこそ本当は自分は6月のこの議会に何らかの形で出してくださいということでずっとお願いをしていたのですけれども、いろんな意味でなかなか整わなかったということもよくわかります。ただ、目標としての考え方としては、これは臨時議会を開いてでもやるぞというぐらいの基本的な覚悟というか、気持ちがというか、そういうタイムスケジュールがないと、これはまた結局9月になり、9月だめでまたといったら、今度は12月になりますから。だから、そんなことになるのは、もうちょっとまずいのではないのでしょうかという感じがいたしますので、そこら辺の時間的目標をもう一度ご答弁をいただければというふうに思います。よろしく願いいたします。

○議長 本間議員の再質問に対する答弁を求めます。市長。

○市長 再質問にご答弁申し上げます。

条件が整えば、可及的速やかに取り組みたいというふうに思っておりますが、現在のところその時期の明言をご答弁申し上げられる状況にないことをご理解いただきたいというふうに思います。

○議長 以上をもって本間議員の質問を終了いたします。

久保議員の発言を許します。久保議員。

○久保議員 それでは、通告の順に従いまして一般質問を行います。

◎1、環境行政

・国道451号線の信号機の位置変更について

まず最初に、環境行政でございます。国道451号線の信号機の位置の変更についてお伺いをいたします。私は、国道451号線のJR函館本線下の滝川地下道から本町1丁目及び栄町4丁目方向に左折または右折したところの信号機の位置を変更すべきではないかと考えております。この付近の道路は、地下道を通り抜けるため、一般の道路よりも低くなっておりまして、交差点四方が擁壁となっているため、歩行者については階段をおりてきて横断歩道を渡りますが、自転車については非常に渡りづらいのでありまして、一般の車道を渡るため大変危険であります。したがって、私は信号機を現在の位置からもう少し交差点より外側方向に移動して、人も自転車も安全に通行が

できるよう改善すべきと思いますが、市長の見解をお伺いいたします。

◎ 2、保育行政

・病後児保育事業について

次に、保育行政でございます。病後児保育事業についてお伺いいたします。子供の風邪が治りかけで、まだ保育所には行けないが、きょうだけは預かってほしいという思いを働く親ならだれでも経験したことがあるのではないかと思うわけですが、道内では今七つの自治体で病気回復の乳幼児を病院や保育所で預かる病後児保育事業が展開されておりますが、利用者からはとても助かるとの声が多いそうであります。病後児保育事業は、国の少子化対策、エンゼルプランのもとで始まり、市町村が病院などに委託して実施するそうですが、道内では1994年に函館市の函館五稜郭病院を皮切りに始まりましたが、正式には乳幼児健康支援デイサービス事業といい、病気回復時にあって、集団保育が困難な子供たちを仕事や病気、所用等でそばにいられない親にかわり日中ケアすることを目的とするものであります。このような事業を滝川市においても実施してはどうかと思いますが、市長の見解をお伺いいたします。

◎ 3、失業対策

・国の地域雇用機会増大促進支援事業について

次に、失業対策でございます。国の地域雇用機会増大促進支援事業についてお伺いをいたします。国と道は、今年度から新しい就職支援制度をスタートいたしました。道内では、長期失業者の就職支援や若者向けのジョブカフェと職業訓練、日本版デュアルシステムが民間委託され、雇用機会増大促進支援事業も五つの地域で始まるそうですが、このうち国が地域雇用機会増大促進支援事業で指定した50地域の中で、本年度道内では5地域が採択され、空知管内では岩見沢市が採択されました。採択されると、地域ごとに自治体や商工団体などで協議会を設立し、観光ガイドやIT、情報技術関連の人材育成などを二、三年がかりで進められるわけですが、岩見沢市では岩見沢雇用対策協議会を設立し、予算は4,000万円となっておりますが、今後滝川市も採択されるよう努力していただきたいと思いますが、市長の見解をお伺いいたします。

◎ 4、行財政改革

1、時差勤務制度の導入について

2、退職時の特別昇給制度の廃止について

次に、行財政改革についてでございます。時差勤務制度の導入についてお伺いをいたします。隣の砂川市では、本年度から全職員を対象に、仕事に合わせて勤務時間を前後にずらすことができる時差勤務制度を導入いたしました。具体的には、市税の夜間徴収業務や会議の出席、夜に開かれる公民館講座を担当する職員への適用を想定しているそうですが、早朝や夜間業務の対応がしやすくなり、同時に長時間労働の解消、職員の健康管理や時間外手当の削減にもなり、道内では渡島管内の福島町や上川管内の美深町などでほぼ同じ制度を導入しているそうであります。この制度をぜひ

滝川市においても実施してはどうかと思いますが、市長のお考えをお伺いいたします。

最後になりますが、退職時の特別昇給制度の廃止についてお伺いをいたします。国家公務員が本年5月1日に同制度を廃止したのを受けまして、札幌市は5月11日、職員の基本給を退職時に引き上げ、退職金をかさ上げする特別昇給制度を廃止する方針を固めました。職員組合との交渉を経て、廃止時期を決めるそうであります。また、登別市は本年5月18日、退職時に職員の給料月額をふやして退職金をかさ上げする特別昇給制度を8月1日で廃止することを決めました。同市は、2月、市職労に同制度の廃止を含む人件費削減案を提示し、市職労はかさ上げの議案があり、やむを得ないと受け入れを決めたそうであります。さらに、室蘭市などが本年5月28日廃止方針を固め、職員組合との交渉を経て、来年1月以降の退職者から適用する方針のようであります。道内では、このほか道や小樽市、釧路市などが廃止に向けた検討に入っているようですが、滝川市においてもこのような制度が存在するのであれば廃止すべきと考えますが、市長の見解をお伺いいたします。

以上で私の一般質問を終わります。

○議 長 久保議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

○市 長 久保議員のご質問に対して、以下順次ご答弁申し上げます。内容によりましては、所管からお答え申し上げる場合もございますので、あらかじめご了解を賜りたいと存じます。

国道451号線の信号機の位置についてでございますが、かねて久保議員からご心配がありまして、この議会でもご質問いただいたという記憶があるわけではありますが、そのときに早速警察署、道路管理者、市で現場検証をいたしました。なかなか難しい交差点であります。仮にあの信号位置とか横断歩道を外側に延ばしていくと、車がかなりのスピードで左折するとか、そして横断歩道に当たる部分に差しかかると。したがって、かえって歩行者に危険があるのではないかというのが当時の警察の見解であります。したがって、当時の滝川市としては、何か交差点改良を含めていい方法がないかということ国に対して要請を行ってきたわけではありますが、今国としても抜本的対策を講じられる状況にはないと。修復的に何かをやるということについても、なかなか困難性があるということでもあります。いずれにいたしましても、今方法論を考えますと、信号の位置とか横断歩道の位置とか変えずに、しかし自転車で渡られる方があのスロープをなかなか、特にお年寄りの方は使えないという状況もあるようでありますから、あの階段を長くしてスロープを緩やかにするというのが最大の解決方法かなというふうに思っておりますが、改めてそういう方向について道路管理者と協議をしたいというふうに思っております。

それで、特に自転車の方はあの階段のスロープを使って、階段をとんとんとおりの方はほとんどいないわけです。少し両側に行って、渡れるところで自転車を押して渡るということでもあります。これがまた危険だということになるわけでもありますけれども、そのあたりはスロープを使える若い人はやっぱりスロープを使っていただくと。渡れない方は、自転車でありますから、車がびゅっと来るのを確認できる位置までもう少し遠回りして渡ってもらうと。そういうための注意看板を立てて注意喚起を図ると、そういうことに当面はいたしたいというふうに思っているところであります。

病後児保育についてでございますけれども、ご案内のように病後児保育事業を実施する施設型と

派遣型というのがあるようでございますが、病後児保育事業を実施するには医療機関の支援でありますとか、看護師あるいは保育士の確保、あるいは施設の整備、さまざまな条件が整う必要があるというふうに思っておりますが、昨年12月に子育てに関するアンケート調査を実施をいたしました。この子育て環境に関して、実は多様なニーズがこのアンケート結果に出てまいりました。その中で、この病後児保育という意味では、感染症の回復期の受け入れ要望というのも実はございました。私どもといたしましては、こういうアンケート調査の結果を市民会議を含めてご意見をいただいて、何が最も優先する施策であるのかという優先性も考慮しながら、十分検討してまいりたいというふうに思っております。病後児保育を今直ちに当面の課題として解決できるというふうな環境条件は、十分整っていないのではないかとこのふうにも他面思っております、将来的な課題として、既に実行しているというところもあるわけでありますので、実行している自治体の実態調査なども行いまして、将来的課題として市民会議の意向等も参考にしながら検討してまいりたいというふうに思っております。

国の地域雇用機会増大促進支援事業についてでございますが、ご質問のこの事業、こんなにいい事業ならということで、早速空知支庁に手を挙げたいということで協議をした経緯があります。この事業の中身は、企業の進出等で就職先はあると。しかし、その就職先で就職をするための能力開発が行われていないと。この能力開発、人材育成をするための支援であって、就職先は既にあると、実はこういうのが対象の事業のようであります。登別市、白老町については、観光自然ガイドという人材育成が必要であると。働く場はあると。あるいは、観光温泉ホテルでの雇用が既に見込まれていると。しかし、能力開発が必要だと。あるいは、岩見沢の例で申し上げますと、IT企業が立地していると。就職先はあるのだけれども、能力を持った従業員がいないので、人材育成をすると。実は、こういう事業でありまして、滝川市としてはこの事業の採択が受けられる前提条件の実現に最大限の努力を払って、こういう事業の導入ができるような、そういうことに努めてまいりたいというふうに思っております。

時差勤務制度の導入についてでございますが、当市といたしましては、従来から勤務の特殊性などの理由によりまして勤務時間を変更する場合には、勤務時間の割り振り等の変更という制度を活用して現行実施しております。砂川の制度の内容を詳しく吟味はいたしておりませんが、時差勤務制度の導入という意味では、滝川市は実は先行して実施しているという中身であります、PR下手だなという思いはあるかもしれませんが、この制度の活用ということについては、さらに十分検討していきたいというふうに思っております。現在どこで行っているのかといいますと、情報化推進室がコンピュータの稼働時間に合わせまして早出、遅出を決めた時差出勤が行われておりますし、健康づくり課では住民健診時の早朝の受付が必要な場合、あるいはスポーツ振興課では冬期についてスキー場の運営時間、営業時間に合わせた夜間勤務、あるいは維持課においては除雪体制のための早朝勤務、こういうことが現実に行われているわけでありますが、時代に合って十分制度が活用されているのかどうかという課題はあるというふうに思いますので、反省も含めながらここの辺の制度の活用について、さらに検討していきたいというふうに思っております。

退職時の特別昇給制度の廃止についてでございますけれども、滝川市は定年退職でありますとか、

あるいは自己都合で退職するという場合には特別昇給でかさ上げしていないのです。勸奨退職の場合に限ってかさ上げしているという状況があります。勸奨退職の場合には、従前は25年以上勤務した職員で、50歳以上に達した人が勸奨退職する場合、やめてくださいという勸奨に応じると。そういう場合には、退職時に2号給の特別昇給をしようということになっております。国なんかは、勸奨退職も自己都合も定年退職もみんなかさ上げしようということでもありますから、従来滝川は定年退職と自己都合についてはかさ上げしておりませんのでご理解をいただきたいというふうに思っております。

滝川は、特に早期退職制度ということで、さらに一定条件の中で早く退職をするという場合には、平成16年度までの時限措置としての早期希望退職制度を実は持っているところであります。これは、組織の活性化、公務の効率運営を図るための独自の制度でありますけれども、平成16年度中は継続、それ以降は客観情勢を考慮して判断をしてみたいというふうに思っております。

以上、ご答弁を申し上げまして、久保議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長 長 答弁が終わりました。

久保議員、再質問ございますか。

○久保議員 ありません。

○議長 長 以上をもって久保議員の質問を終了いたします。

三上議員の発言を許します。三上議員。

○三上議員 財政健全化計画に基づき、赤字再建団体転落の回避から、持続可能な財政基盤の確立に向けて第一歩を踏み出されました理事者並びに職員の皆さん、そして合併協議会の裏方として、他市町職員の先導役として獅子奮迅の働きで激務をこなされている事務局職員の皆様に敬意を表します。

それでは、通告順に従いまして質問いたします。

◎1、人口問題

1、人口流出の対策と人口増のための取り組みは

2、「2007年問題」に対する当市の対策は

滝川市の人口は、昭和58年の5万3,121人をピークに年々減少傾向にあります。前年の57年には國學院女子短期大学が開学し、10万都市に向けて活気に満ちあふれた時期だったろうと想像しております。その後、さまざまな環境の変化の波にのみ込まれ現在に至っているわけですが、人口減がもたらす地域経済及び地域の活力に及ぼす影響ははかり知れないと考えます。真の地方分権時代を迎えた今こそ、効果の上がる取り組みが待ち望まれております。そこで、今後の展望と取り組みについて伺います。

次に、今話題になっている2007年問題について伺います。2007年という年は、1947年前後に生まれた、いわゆる団塊の世代が一斉に定年退職を迎える年であります。財政悪化が深刻化する中、果たして問題なく退職金を支給できるのでしょうか。また、当市における退職者は何名となり、その退職金総額は幾らになるのでしょうか。地方公務員法では、全額一括払いが原則であ

りますが、このために分割払いもできません。そこで、財源の見通しとその対策についてお聞かせください。

◎2、受益者負担の基準

・受益者負担の適正化についての市長の見解は

次に、受益者負担の適正化について伺います。財政状況が厳しい中、行政サービスと負担のあり方を見直すことは避けて通れませんが、税金で賄うべき公共性の高いサービスと受益者が負担すべきと判断される基準を明確化し、住民の合意を得ることが重要だと考えますが、市長の見解をお伺いいたします。

◎3、雇用対策

・雇用対策の効果と市長の認識は

次に、雇用対策について伺います。雇用対策は、先ほどの人口流出に歯どめをかける意味においても非常に重要な対策であります。本来雇用対策は、国、道が行うべき施策であると思いますが、厳しい雇用情勢の中において、市としても可能な限りに雇用を促進するための対策を講じるべきと考えます。例えば雇用促進調査員を設置し、市内の事業所を戸別訪問し、事業主と直接面接し、求人情報を収集、発掘しながら、あわせて国の職業訓練助成制度のPRをするということで、雇用促進に努めるべきと考えます。確かに滝川においては、産、官、学連携のもとでインターンシップ事業など、効果の上がった対策もあります。今までの雇用対策の効果と市長の認識をお聞かせください。

◎4、経費削減対策

・庁舎内及び市施設の電話をIP電話に切り替えることで経費の削減に努めることに 対する市長の見解は

次に、経費削減対策について伺います。庁舎内及び出先機関での年間通信経費は幾らになるのでしょうか。大量データ送信が可能なインターネット回線を利用したIP電話に切りかえることで、通信コストを大幅に削減した自治体がございます。例えば兵庫県西宮市では、市役所本庁舎と支所などの出先機関との内線電話をIP電話に切りかえることで、通信コストの節約効果は年間800万円を超えたそうです。また、昨年4月に6町村の合併により誕生しました人口7万2,000人の南アルプス市では、新庁舎をつくらずに旧6町村の役場を新市の本庁または支所として継続利用しておりますが、内線電話網がばらばらなままで本庁や支所間での電話の転送もままならない状態だったことから、IP電話に切りかえることで、従来と比べて年間通話料は約700万円の削減見込みとなるそうです。財源不足の今こそ、大幅な削減効果のあるIP電話に切りかえるべきと考えますが、市長の見解を伺います。

◎5、軽自動車税について

・軽自動車のナンバー付「商品車」は免税すべきでは。市長の見解は

次に、軽自動車税について伺います。国は、地方分権推進計画に基づき、2000年4月より商品軽自動車の課税については、同税の根拠の一つである道路を使用し路面を損傷するに当たらないことから、課税が免除できるとしております。そこで、財政健全化計画では平成18年度より税率を引き上げる予定であります。中古車販売店が保有するナンバープレートつきの商品軽中古自動車は、先ほどの理由で課税を免除すべきと考えます。また、18年度までに課税免除の基準を明確にする必要があると考えますが、市長の見解を伺います。

◎6、安全対策

1、地下通路の安全対策は万全か

2、「CAP教育プログラム」を早期に導入すべき。教育長の見解は

次に、地下通路の安全対策について伺います。駅前再開発ビル横及び文化センター前の地下通路などは、少年犯罪の温床となり得ることから、以前より地域住民、学校関係者より安全対策を急ぐべきとの声がありました。地域住民、学校関係者のご努力で定期的に見回り巡回されているものの、時間帯によっては目の届かないときもあり、不安の払拭には至っておりません。そこで、目の届かない時間帯についてはシャッターを設置し、閉鎖するなどして安全対策を急ぐべきと考えますが、市長の見解を伺います。

最後に、CAP教育プログラムについて伺います。さきの定例市議会で学校の安全対策について質問させていただきましたが、いじめ、誘拐、痴漢など、子供をめぐる悲惨なニュースが連日のように伝えられる中で、自分で自分を守る子供を目標にCAP教育プログラムを学校の授業に取り入れている学校がふえております。子供が心配だからといって常に大人がそばについているわけにはいかないし、大人が加害者になることもあります。CAP教育プログラムは、子供に自分で自分を守る力をつけさせることがねらいだそうですが、当市においても全校に取り入れることを急ぐべきと考えますが、教育長の考えを伺います。

以上で私の一般質問を終わります。

○議 長 三上議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

○市 長 三上議員の質問に、以下順次ご答弁を申し上げます。場合によりましては、所管からのご答弁もございますので、あらかじめお許しを賜りたいと存じます。

人口増のための対策ということでございますが、ご指摘のように滝川は人口の減少傾向が続いておりまして、ピーク時で比較いたしますと、平成15年12月末で比較いたしますと、人口はピークの12.8パーセント減少しているという状況がございます。しかし、この中空知の中で見ますと、中空知の人口に占める割合は、国勢調査によりますと昭和60年は約30パーセントでありましたけれども、15年間で平成12年度は34パーセントというふう上昇した数字でもあります。人口の減少率は、周囲の地域に比べると少ないという状況のあることも事実であります。人口をふやす対策というのは、きっといろいろ考えられるというふうに思うわけではありますが、定住対策と産業開発、この多面にわたる施策の成果が人口というものに結びついていくのではない

かというふうに思っておりますのと同時に、国がやはりこの地域における、人口問題というのは片一方で経済の問題でもありますから、地域経済をどう活性化を国全体の政策として進めていくのかと。中央だけがよくなればいいのかと。こういう実は、国全体のバランスある国土開発というものも同時に絡むものであります。そういう中でも国が特に地方に権限と財源を与えて地方分権を促進しようということでもありますから、ぜひ権限と同時に、今なかなか地方に金を与えてくれませんか、財源も地方に与えていただいて、この定住対策と産業開発が進んで定住環境が整っていくと、そういう環境条件を整えてほしいと、そういう条件を背景として、私どもはまた市民の皆さん方と一生懸命精いっぱい努力をしたいというふうに考えているところであります。

そういう意味では、この地方分権の一つの形としての合併も、定住環境を整えていく三千数百のほかの自治体と闘って勝っていける能力を持つためには、どういう将来像が見えてくるかということによっては重要な選択肢の一つであるふうにも思っております。

2007年問題についてであります。2007年問題という言葉があるというのを実は三上議員のご質問で改めて認識したところでございまして、2007年、平成19年度、定年退職予定者は現在のところ16名でございまして、退職金の総額は約4億円であります。これは、病院の医療職は除きます。滝川市の場合、団塊の世代のピークは、市役所の職員の年齢構成だけです。滝川市民なんていうことではなくです。滝川市職員で最も職員の数が多いいかたかもしれません。団塊の世代でその数が多いピークは2009年、平成21年度でありまして、定年退職予定者は27名、現在の退職金で計算をいたしますと6億8,300万円と想定をいたしております。自治体によっては、退職手当組合に入っていないところもあって、それで今入るために大変だと。一時金を積まなくてはならないし、大変だということもあるのですが、滝川市は幸い北海道市町村職員退職手当組合に加入をいたしております。その退職手当金は、この組合から支給をされるということになります、そのための一定の負担金を毎月納付をして積み立てているという状況にあります。したがって、退職手当は積立金の中から、組合から原資として支給されることになるわけです。自己都合退職の場合には先ほどの自己都合退職より支給率が高いのです。自己都合退職だと支給率は低いのですけれども、一定割合で積み立てているために定年勤奨退職の割合が高くなって、退職金の支給割合が高くなるということもあると。その高くなったときには、3年ごとに精算しているのです。これを特別負担金として納付をするということになります。滝川市としては、こういうことも勘案をしながら財政健全化計画なり予算の組み立てを行っているところでございまして、十分なのかと言われると、特別負担金として負担する部分についてはやはり計画的な確保が必要であるというふうに思っております。

受益者負担の適正化についてであります。何を税で賄い、何を受益者負担で賄うのかというのは、昔からいろいろ議論のあるところであります。お金が、税がたくさん入ってきたときには、この受益者負担で本来賄わなくてはならない精神のものも実は税で負担して無料になっていると、そういうことがあります。ごみ処理手数料は、そのいい例だというふうに思いますけれども、かつてどこのまちでもごみ処理手数料はいただいております。しかし、税がどんどん入ってくることで、これを無料化しようという動きになってくると。しかし、本来考えると変だなということで、

税の入りが少なくなってきて自治体の運営がなかなか厳しくなってくるときに、それでは税で賄うもの、受益者負担で賄うもの、そういうものを適正化しようではないかということで、今ほとんどのまちでごみは有料化という動きになってきております。なかなかそういう意味では難しい課題ではありますが、受益者負担はどういう形で求めることができるかといいますと、やはり使用料とか手数料とか、そういう形で納めていただくこととなります。使用料というのは、主に公の施設の利用の対価として納めていただくものでありますし、手数料というのは、例えばごみを集めるとかし尿を集めるとか、特定の方々に対する役務の提供に対して手数料を徴収することができる。これが法律に定めている内容であります。

しかし、法律はその負担水準についてまで定めておりませんから、その負担水準については市町村の独自性にゆだねられているということになります。この独自性を、それではどういう水準で受益者負担をいただくのかというのは、学問的にはいろいろ議論されておりますけれども、現実の自治体経営にどう生かしていくのかというのは実はなかなか難しい問題であります。したがって、例えばこの公共施設の使用料の負担については受益者負担をこう考えますとか、住民票のような窓口手数料についてはこうですとか、大きなくくりの中でこの基準をできるだけ明確にして、市民の皆さん方にお諮りをしてご理解をいただくような形を進めていきたいというふうに思っているところでございます。いずれにいたしましても、今後の研究、どういう形で制度化をするかということについては、適正な負担水準、そして税とこの受益者負担との関係というものはもっと研究をして、明確な制度化の努力をしていきたいというふうに実は思っているところであります。

次に、雇用対策についてでございます。雇用対策につきましては、さまざまな補助金がたくさんあるわけでありまして、この雇用創出の効果と対策というものを評価するのはなかなか実は難しいというふうに思いますが、幾つか、どの程度の補助金がこの雇用対策で入ってきているのかというのをちょっとご紹介を申し上げたいというふうに思います。平成15年度だけに限って、奨励金なんかが入ってきているその多い順から申し上げますと、冬期雇用奨励金というのに約5,800万円、それから通年雇用奨励金で約5,400万円、特別求職者雇用開発助成金、これに3,200万円、地域雇用開発助成金、これは特別奨励金と通常の奨励金の二つに分かれますが、この二つ合わせて約2,500万円。これが15年度の上位から4番目までの奨励金なり助成金であります。これらがもしなかりせば、極めて大変なことに陥っているのではないかとこのように思います。あわせて平成11年度から緊急雇用地域特別対策推進事業というのが実行されておりますけれども、この緊急雇用対策の事業が平成11年度から15年度までの事業費の合計が約1億8,000万円です。この1億8,000万円ですべての事業を実施をして、この事業に202人を雇用して、153人の新規雇用を創出したという状況にあります。滝川市独自の雇用対策というのは極めて難しい。したがって、私どもは国でありますとか道でありますとかの雇用対策をしっかりと実行していくと、あるいはPRをしていくということをこれまで努力をしてまいりましたし、そういう意味では今後とも一層多種多様、複雑でありますから、ハローワークと一体となって企業経営者の皆さん方にご理解をいただき、活用できるものはどんどん活用していただいて地域の雇用に結びつけていくと、そういう努力をしたいというふうに思っております。

一方、高校生の就労体験、ジュニアインターンシップにつきましても、13年度から高校の職業科2年生を中心といたしまして、市内の企業、団体の大変なご協力をいただいた中で実行しているところでありまして、これも実はレールに乗ってきております。さらに、充実をしたいというふうに思っておりますし、スキルアップセンターが無料職業紹介を行いますマルチワークという事業にも取り組んでいただいているところがございます、こういう関係団体と協力の中に雇用対策を一層充実をさせていきたいというふうに思っております。

これはもう一つ、この機会にぜひ国に訴えかけたいことがありまして、私どもの地域に公共投資というのは極めて地域の雇用に大きな影響を与える。その公共事業がどんどん削減されていく。そして、その地方自治体向け、地方向けの補助金の一部がかなり削減されていく。それは、地方の公共事業費を削減しなさいと。したがって、補助金も削減いたしますということで、この三位一体改革が1億300万円補助金、負担金が削減されましたけれども、16年度に地方に来るのは何ぼかといえますと、4,500億円余りであります。こういう中で公共事業も削減されていく。これは、やっぱり国に向かって断じてそういう事態がないような対応を求めたいというふうに思っておりますし、極端なことを申し上げますと、東海とか東京とか、ここは景気回復しているわけですから、公共事業はもういいのであります。むしろ景気回復のない北海道にこそ公共事業を重点配分すべしと、こういうことも訴える必要があるというふうに思っておりますし、そういう中で道民の意見が反映されて雇用開発が進んでいけば、こんなにいいことはないというふうに思っております。

経費節減対策についてでございますけれども、マイライン、今の市役所で導入したらどうかとご質問をいただいて、急いで調べてみました。それで、15年度決算ベース、電話料金、庁内では510万円となっております。主要出先施設のトータルでは795万円、庁舎も含めてです。庁舎が510万円、トータルしますと795万円であります。IP電話に切りかえたらどうかというふうに計算をいたしますと、通話料だけ比較するとIP電話は有利なのです。IP電話のランニングコストを含めると、やっぱり現状のままだと現状の方が若干有利なのです。IP電話のメリットというのは、同一サービス利用間での通話料が無料になる。先ほどご質問がありましたけれども、本庁と支所との間の、これは電話料無料になるわけです。支所がたくさんあると。そういうふうになってくれば、明らかにその部分電話料無料でありますから、ランニングコストを払ってもメリットが出てくるだろうというふうに思います。そういう意味では、仮に合併して新市ができ上がったと。先ほど合併新市の事例もあったようですが、合併して新市ができ上がったときには本庁と支所のやりとりが相当多くなると思うのです。そういう場合にはメリットが出てくるのではないかと。いうふうに思っておりますし、しかしIP電話のランニングコストもどんどん進んできたら安くなるかもしれませんから、そういうことも見据えながら、このメリットが生じた場合には転換していくということも検討したいというふうに思います。

軽自動車のナンバーつき商品車の免税ということでございますけれども、軽自動車税は大きく二つの目的で課税をいたしております。その一つは、ご質問にありました道路損傷負担金的な性格であります。走ると道路が壊れるから、それを税金でいただきます。もう一つは、財産税的な性格もあわせて持っております。この二つの性格から、実は軽自動車税を課税をさせていただいているわ

けでございますけれども、したがいまして展示している車だから、あれは道路を走らないのだから課税免除だという一方の税の性格だけでこの免税措置をするというのはなかなか難しい課題かなというふうに思っております。

それと、軽自動車税は年に1回、4月1日に賦課するのです。賦課期日が4月1日です。普通自動車は違います。賦課期日が4月1日で賦課したら、仮にナンバーがついていて展示していた車が4月2日に売れたと。そうしたら、税金を払わなくていいのです。翌年の4月1日に賦課されますから、そのときまで税金がかからないのです。実は、こういう性格もありまして、展示されてナンバーのついている車についてはやっぱり税金をかけさせてほしいというふうに思っております。かつて市町村税の実務提要というものが出されまして、ここでの判断を参考までにご紹介を申し上げますと、展示している車でもナンバーのついているものは課税しなさいと。ナンバーのついていないものは課税できませんよと。そういう市町村税の実務提要もありますことをご参考までに申し上げておきたいというふうに思います。しかし、実際条例で免税にすると書いている市も二、三カ所あるようであります。しかし、実際は免税にしていないようであります。最近は一、二、条例規定事項なのかどうかのかわかりませんが、免税というところも実は出てきているようであります。滝川市としては、ぜひご理解をいただく中で、展示している車を早く売っていただく努力をお願い申し上げたいというふうに思っております。

地下通路の安全対策についてであります。地下歩道は、実は歩行者の交通安全上設置されている施設でありまして、自由往来できなくてはいけないと。ある時間帯シャッターをおろして自由往来ができないという仕組みにはなっておりません。したがってこの地下横断歩道にはシャッターの設備は設置していないわけでありまして、そのことによって、多面非行少年の問題があるいは生じるとか、そういうことも確かにはないわけではないというふうに思います。したがいまして、危険性が予想される場所と時間においてはさらに警察と連携の中でパトロールを強化する。あるいは、教育関係者、防犯関係者との連携によりまして啓発発動を徹底する。そういう方法によって安全対策を進めていきたいというふうに考えているところであります。

先ほど国庫補助負担金の削減額を1億300万円というふうに申し上げましたが、1兆300億円の間違いでございます。訂正をさせていただきます。1兆300億円が国全体の補助金、負担金の削減額であります。そして、4,500億円余りが地方に配分をされる計画であると、そういうことであります。

以上申し上げまして、三上議員に対する答弁にかえさせていただきます。

○議 長 教育長。

○教 育 長 それでは、三上議員のご質問にお答え申し上げます。

子供が外部からの暴力などに対して、みずからを守るための訓練を行う教育プログラムCAP導入についてでございます。ご指摘のございましたCAPにつきましては、最近よく耳にする教育用語となりました。まず、Cでございますけれども、これはチャイルドのCをとり、子供を意味すると、そういうことでございますし、AはアソルトのAで、暴力を意味します。そして、Pでございますけれども、プリベンションのPをとり、これは防止を意味すると、そういうことでございま

して、これは子供がさまざまな暴力から自分を守るため、ワークショップなどを通して問題解決能力を引き出す教育プログラムであると、このように伺っております。

学校におきましては、教職員を中心に危機管理マニュアルを作成し、安全管理の意識を高めるとともに、児童生徒に対しまして交通安全教室や避難訓練、こういったことを具体的な場面を想定して体験的に行っておりますし、これらの体験活動を通して臨場感のある指導と、こういったことで各学校でお取り組みいただいているところでございます。

このように現状といたしましては、滝川市内の各学校におきましてさまざまな教育活動を通じまして子供たちの安全に関する意識を高め、自分を守る教育が実質的に行われていると、こういうことでございまして、三上議員ご指摘のCAPにつきましては、名前は使っておりませんが、各学校では実質的に行っていると、こういう考え方をしております。そのほか具体的な例を申し上げますと、各学校では警察と連携して薬物や携帯電話を通じた犯罪からいかに自分を守るか、あるいは親子の防犯教室、こういったことを開催いたしまして、とっさに自分を守る、こういった教育活動を各学校で取り組んでいただいているところでございます。また、滝川市教育委員会といたしましても不審者情報、これはたまたまある情報でございしますが、こういった情報を素早く学校にお知らせいたしまして、各学校では直ちに設定場面、活動場面をつくりまして臨場感あふれる教育活動に取り組んでいると、これが実態でございまして。

三上議員ご指摘のとおり、総括的に申し上げますと自分で自分を守ると、こういった教育活動は、いわゆる現代の世相、これにかんがみましても極めて大事であると、そのように考えておりますので、各学校でこれらを重視するとともに、各学校におきましては学校、家庭と連携しましてこれらの教育活動の強化を図ってまいりたいと、このように考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

以上でございます。

○議 長 答弁が終わりました。

三上議員、再質問ありますか。

○三上議員 ありません。

○議 長 以上をもって三上議員の質問を終了いたします。

お諮りいたします。若干休憩いたします。再開を3時といたします。

休憩 午後 2時51分

再開 午後 3時04分

○議 長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

田中議員の発言を許します。田中議員。

○田中議員 最後の通告質問、新政会、田中敏男、最後のトリをさせていただきます。また、傍聴の皆さん、遅くまでありがとうございます。私は、既に出しています順番に質問をさせていただきます。

◎ 1、職員の研修厚生

1、職員研修及び健康管理

2、職員職務のスタッフ制の導入について

最初に、職員の研修厚生ということで、職員の研修及び健康管理につきましてお伺いをしたいと存じます。昨年、第3回の定例会でも質疑をさせていただいたところではありますが、管理職、一般職の研修を実際にされていると聞いておりますが、昨年はどのような内容の研修をされたか、成果ということは一言で難しいわけではありますが、その成果があったかどうか、市長に見解をお聞かせいただきたい。

関連もありますので、二つ目の心の病で健康でない方ということでは言わせていただきます。心の病で健康でない方が近年職員にふえているのではないかと。その原因はどこにあるのかなど。非常に難しいことでもありますけれども、外観で見えない、大変見にくいわけでもありますから、なかなか難しい。発見するのも難しい、こういうことでもあります。4市2町の合併関係の協議資料の作成、連日のように会議の開催、市民サービスの業務、職員の退職後の補充等のない中で、早期退職のこと、あるいは激務の課、担当によっては職員の減少した中で個々の仕事の負担増がかなりあるのではないかと推察いたします。また、異動での職場環境が変わることから、言葉で言えば適材適所という言葉がありますけれども、その新しい仕事に合う合わない、ぜいたくなことでもありますけれども、人間関係がうまくいかないとかなかなか自分の心を開けない、開かない、これをアイスブレイクという言葉は私どもは使っておりますが、職場のマンモス化だけに、あることでないかと思っております。

私の現職のときにも私自身にも経験がありますけれども、私の部下でありました職員から相談がありました。やはり現場の職員が事務屋に来る。あるいは、事務屋から現場に行くという場合はそうでもないかも……現場から事務屋に来るということは、大変勇気が要ることでもあります。晩寝れないという悩みと死にたいという言葉がありました。その原因は、今の機械についていけないことと、おれはやはり現場の仕事が好きだと、その仕事に移してほしいという要望でありました。早速部長と相談して、その年度の初めに異動させてあげました。彼は、大変明るく元気に今も活躍しておりますけれども、あのときもし私が異動はだめだと、ここで頑張れと言ったときにどう出たかなということが思い出されるわけでもあります。近年希望の人事も現在取り入れながら、あるいは早期退職制度に、特に心の病で健康でない方については療養させて職場の復帰をさせるとか、職場の環境にあったセクションへ配置させるとか、窓口の対応で市民からの苦情も私も聞いております。また、昨年、ことしにかけて悲しい事故が続いております。第3、第4の事故がないように、田村市長の心も痛ましいと思っておられると心の推察を申し上げますけれども、その原因と今後の改善策、市長の見解をお聞かせ願います。

職員の職務のスタッフ制の導入についてであります。機構改革で部課の統合、77の係の発展的廃止、新しい試みのスタッフ制の導入で、職員のやる気の起爆剤になっているのか。また、ことし4月から3月までの職務の能率と効果が上がっているのか。この新しい試みのスタッフ制の導入に

については、私は大変いいことだと高く評価をしておりますけれども、昨年から総務課、企画課が施行されたということでありまして、道内の市でもこの制度を取り入れている市町村はないのではないかと。私の見た目からのスタッフ制は大変よい方法を取り入れたなど、高い評価をしております。

しかし、それは成果が出ないことには評価ができないわけでありまして、ここで私は二つほどいいことが出てきているかなという、あるいは出るかなと、こういうことを私なりにちょっと考えてみました。共同体での業務のミーティングをしながら助け合う、思いやる心、協力性、協調性などの、心の病での健康でない方がこの中に入っているといたしますと、そういうグループの中で、今申し上げた、そして仕事の能率、効果が図れて市民サービスの福祉向上に少しでも貢献できるようなものにつながっていくのではないかとということ、二つ目には、経費の節減、例えば時間外等を含め、むだな労力をなくすということにもつながっていくだろうと。まだほかにもたくさんあると思いますが、ぜひこれらもこの制度が一層の充実と発展と職員に対する田村市長の思いやりも忘れることなく、特にお願いしておきたいと思っております。

この制度は、今までより管理職と職員間の溝といいますか、コミュニケーション、人間関係が深まっていくと、今まで以上の効果が円滑に図られていくと考えております。管理職は、自分の職場の環境を把握してスタッフ制を有効活用しながら、今までより管理職と職員間の溝があるとしたら、自然体の中でのコミュニケーションを深めつつ、心の病で健康でない職員を少しでも再構築しながら、管理職等が声をかけてやる、みんなで声をかけてやる、やる気を起こす、そういう環境、すなわち生きる力を持たせることが当面の課題ではないかと、このように思っております。また、管理職等もたくさんの方の退職がされて、若い管理職になってまいりました。合併の中で大変な時期でありますけれども、特にそういう意味での研修を、人の痛みを分かち合えるよう研修を、ぜひそのために研修の機会を与えていただきたいと、そういうことを検討していただきたいということで、この件につきましても市長の見解をお聞かせいただきたいと思います。

◎2、土木行政

・街路樹について

次に、土木行政であります。市道の街路樹につきまして、何点か市民から苦情を聞いている部分、そして私が感じたところを申し上げたいと存じます。

市内各市道の両サイドに植樹されております。特に市の指定のプラタナスは、交通信号あるいは防犯灯あるいは電線、電話線等の危険性を見づらくして、秋に一斉に枝を払っておりますけれども、木も生き物ですから、人間がこの青葉からいただく空気、山に行っておばあちゃんが山菜をとってきて上がる。帰ってきたときに、生き生きとして帰ってくる。これは、やはり木にいただく。生きる力を与えてくれるかもわかりません。見やすく、それなりに木をやっておりますけれども、市の花のツツジだとかコスモス、ナナカマド、イチョウの木、松、桜等が各市道に植樹されておりますが、その中にやはり町名にナナカマドあるいは並木道、そういう名称で、この道はナナカマドを植えてあるからナナカマドの並木道とか、せつかく植えてあるわけですから、木を活用してそういう名称をつくったらいいのではないかと。そういう地域の特色ある並木道、そういう青写真を作成し、

できるところから実施してみたらどうだろうかということでもあります。市民の方もそういう意見、私と話をした中ではそういうことがございます。

また、既存の植樹した箇所では、枯れた木、折れた木、回ってみますと結構あります。大変見づらいところもありますから、こういう現況も確認をしつつ、できる範囲から手直しをしてほしいと思います。市長の見解を聞かさせていただきます。

次に、関連であります、東2丁目、ちょうど國學院の短期大学、東2号通りですか、それから国道の38号線まで、市道の両サイドにあるイチョウの木が裸ですらりと両サイドに、昨年伐採したやつが若干枝葉が出ていますけれども、裸の状態、非常に市民の方が、何でこういう剪定をするのだという声があります。多分既に市長は通っておりますから、目に入っていると思いますが、プラタナスの成長は早い。イチョウの木は、成長が割に遅いような気がします。私の家も前もそうです。それは、丸坊主ですから、ぜひ剪定をする方で、あの形では電柱より上に伸ばしておりますからカットして、クリスマスのときまでいなくてもやはり枝葉のいい格好で切ればよかったと思うのですが、その剪定の方法に問題があったのではなかろうかと。せっかくのあれだけの両サイドの、38線から東2丁目までの間両サイド、例えばこれが國學院の通りでありますから、当然発注する場合も専門的にも請負業者に指示をされていると思いますが、言いかえれば素人が見ても恥ずかしいような剪定の仕方でありまして、今後十分注意をしていただきたいことと、この機会にぜひあの通りがイチョウ並木通りとして学生諸君が滝川市を第2のふるさとの並木道として誇られるような整備の方法をお願いしたいと。市長の見解をお聞かせください。

◎3、教育行政

- 1、ボランティア活動の支援について
- 2、社会教育施設の利用について
- 3、各小中学校への周知徹底について

次に、ボランティア活動の支援であります。婦人ボランティア、声の広報、22年続けてやっています。ボイス空知、10年余りのこの2団体、長年にわたって知的障害者、視聴覚障害者に声の滝川の広報や本、新聞、絵本等をテープに録音し、届けていることは市長もご存じのこと、あるいは教育長さんもご存じのことと存じます。総合福祉センターの視聴覚室の放送器具は、もう建てて22年ですから婦人ボランティアが建物が完成したと同時に市の依頼で声の広報をスタートし、毎月1回、両方合わせますと、声の広報含めてボイスと合わせますと77人の方に毎月送っているわけでございます。録音機の機械等の故障もたびたびありまして、機能的にも一度に何本も録音ができない。台本をつくって、スタートして録音をし、それをダビングをしていく。能率が悪い。もう少し性能のよい、22年前のことですから、あの当時はよかったのですが、放送機材の取りかえの時期ではなかろうかと。またそういうぐあいに団体からの要望も聞いております。できない場合、もし故障が起きた場合、毎月楽しみに待っている77人の方に、声の宅急便を不幸にも宅配ができない状態になります。早期に、厳しい時期でありますけれども、新規の放送器具一式をぜひとも購入していただきたいと、団体からの強い要望であります。市長さんにおかれまして

も、ぜひご配慮を願いたいことと、この件については教育長さんの見解をお聞かせいただきたい。

次に、会員の個々の会費を募って、室料をこのボランティアさんが支払いしているわけです。ただ、声の広報は福祉との関係でご配慮いただいておりますけれども、もう一つの同じに、またそのスタッフも両方かけ持ちでやっている、助け合っている、そういう中でボイス空知の方は有料で払っているということでもあります。私どもこの合併のいろんな資料の中を見ますと、近隣の市町村、合併の社会教育施設は、ほとんど実費程度か、あるいは減免という中で対応をしているわけです。この会は、あくまでも営利が目的ではなくて、そういう方々の、弱者に夢と希望を与える、そういう活動で奉仕活動をしているわけですから、日夜頑張っているところを行政の肩がわりを積極的にしているのではなかろうかと言っても過言ではないかと思えます。この辺、減免にすべきで、ご配慮をいただければと存じますが、教育長さんの見解をお聞かせください。

次に、社会教育施設の利用であります。新聞等で利用の件数は減少したが、収入はふえたと、大きい記事で載っておりました。福祉センターの利用状況が新聞に報道されたのであります。市民の利用者が1,000件減少したと。しかし、暖房料が使用料と同じ2倍取れますから、4倍の値段になるわけですが、2倍になりますから、例えば1万円の使用料であれば、暖房料1万円で、2万円が会場費取られるわけです。その暖房の負担が加算されている。特に減少と感ぜられるけれども、札幌や市外の利用者がふえたのではないかと、こういう報道であります。

実際過去を語れば、社会教育課あるいは勤労青少年ホーム、今の生涯学習振興会等が市民講座、趣味の実用講座、体験講座、こういうものを開設しながら、その方々の先生の意向で、受講者の皆さんの意向でサークルにして、どんどん、どんどん公民館等を活用していったのです。ですから、滝川の文化芸術は空知管内でも活動の水準が高いと評価を受けているわけです。また、学校教育におきましても、施設の充実した教育のまちと高い評価を両面受けているわけです。これは、今申し上げましたように、長い歴史の中でそういう指導講師の先生が中心になり、またそこで先生になりながら、いろいろなサークルに展開をしながら、長い歴史の基礎があって現在があるということをお忘れはいけなと、そのように私は思っています。ただ、施設に行くと、こんにちは、さようならではないわけです、公民館という施設は。憩いの場であって、活動の場であって、地域のコミュニティの形成をしていく。これが社会教育施設の趣味とサークル活動をされている方が、現在8割以上利用しているわけです。

それが1,000件減って、300万もうかりましたと。とんでもない話です。確かに入ったことは素晴らしいことですが、その中身の言葉が非常に私は引かかったのです。あるいは、知っている方が読んだら、何さ、こう言葉も出ないような、そんなことで私は新聞を見たわけでありませぬ。使用料を2倍に上げたために、あるいは利用回数は4回のところを2回、2回のところを1回に回数を減らしながら、また先生の自宅あるいはその仲間で先生に来てもらって、自宅で苦慮しながら活動している実態もあります。近隣の合併協議の市町村は、このような施設の目的を十分理解していながら、実費の料金で減免制度を持って住民サービスに供給をしているということは本当に、滝川も頑張っていますけれども、そういう面では私はそう高く評価はできない。しかし、施設としては充実をさせたということは高い評価をしたいと思っておりますが、活動の推進を図る高い評価

をぜひするためにも、市民の施設であること、多くの市民に利用されて建物の価値があるということと、記事では料金改定が初年度の結果を検討して、先ほども三上議員のときに市長も申し上げておりましたけれども、受益者負担と不公正の是正を原則としながら、今後の取り決めに反映する方針で、またそれを再値上げをするような文章にも読めるわけです。ぜひこの報道された部分、どのようにお考えになっているか、教育長の見解をお聞かせください。

小中学校への周知徹底であります。先ほどもちょっとありましたけれども、6月1日の長崎県の佐世保市の小学校の校舎で起きた痛ましい殺害事件は、テレビ、ラジオ、新聞等でご承知のとおり報道されております。当市でもこのような類似した事件に波及しないためにも、日ごろから、先ほども話がありました道徳教育の中で心の教育をしている教育委員会として各小中学校に対して、このたびこの事故防止のためにどのような周知をされたのか、教育長さんにお聞きしたいと存じます。

以上、取りとめのない通告でありましたけれども、ぜひこの趣旨にご理解いただきまして、ご返答いただけますようお願いを申し上げます通告質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議 長 田中議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

○市 長 田中議員のご質問に対しまして、以下順次ご答弁を申し上げます。内容によりましては、所管からのご答弁ということもございますので、あらかじめご理解を賜りたいと存じます。

職員研修及び健康管理についてでございますが、職員研修は自治政策研修センター、あるいは市町村アカデミーなどに、派遣の枠というものもございますから、平成15年度は37名の職員を派遣いたしまして、この研修を実施いたしておりますほか、管理者研修でありますとか、あるいは講師を招いて集合研修をするというのもございますので、延べ137人の職員が受講しているところであります。特に最近、パソコン研修につきましても必要に応じて実施をしているところであります。この研修の成果ということにつきましては、なかなか一朝一夕に上がるというものではございませんが、研修終了後には研修報告書を提出させる。研修内容、受講者の意見を確認して、今後の研修の参考にもするという形をとって、研修の実が上がるように配慮もしているところであります。着実に職員の意識あるいは能力開発、そういうものが進んでいるというふうに考えますけれども、今後一層時代の変化に対応した研修に努力をしていきたいというふうに考えております。

心の病についてでございますけれども、なかなか変化が激しい世の中です。かつ価値観も多様化してくると。なかなか難しい時代であります。したがって、一昔前よりも心の病を持たれる方が多くなっているのではないかという感じはいたします。一般論で言いますと、1,000人に四、五人ぐらいは発生するというふうに、実は専門家などから聞かされておりますけれども、こういう心の病が発生しない事前の対応、予防というものが極めて重要だというふうに思っております。とかく職場あるいは家庭でのストレスというのも影響するかもしれません。こういう職場や家庭のストレスの軽減、あるいはストレスをどう発散、解消するのかということも必要だというふうに思いますが、早期の発見というのが重要だと思っております。

心の病が万が一に発生、発病したという場合には、やはり治療に専念していただくということが重要だというふうに思いますし、上司を初めとした職場内での支援というものがまた重要だという

ふうに思います。さらには、産業医への相談でありますとか、場合によっては他の職場へ人事異動すると。最も適切な方法により対応の努力をしておりますけれども、一層配慮をしたいというふうに思います。昨年度もメンタルヘルス研修を行いまして、上司を初めとする対応ということも実は実施をしているところであります、今後とも研修あるいは自己診断書というものも必要だというふうに思っております、職場一体としての取り組みに留意をしていきたいというふうに考えております。

一方、この職種転換の話のご質問もございましたけれども、やむを得ず職種転換が必要な場合には、適性の把握ということも重要であります、新たな職種に応じた能力開発というものもやはり計画的に必要ではないかというふうにも実は思っております。

スタッフ性の導入についてでございますが、スタッフ性の導入は、田中議員からよい面での評価という二、三点のご指摘がございましたが、目的はやはりそういうことも含めてそのとおりでありまして、組織の活性化と職員の意識改革を目的といたしまして、全所属で実は導入をいたしております。限られた職員数の中で迅速に事務処理をし、意思決定ができる。あるいは、新たな課題にのんびりやるのではなくて迅速に、機動的に、柔軟に対応できると。あるいは、先ほどのご質問の中にもありましたように、管理職のリーダーシップが十分発揮できると。管理職が指揮監督能力を高めて、グループとしてこの業務を推進していくと。そういう導入効果を期待しているものであります。導入して3カ月が過ぎようとしているわけでございますけれども、私もお質問にありましたミーティングがポイントだというふうに思っております、各職場で十分ミーティングを行うなどの情報の共有化、コミュニケーションの充実ということについて、一層3カ月の動きを踏まえて、その制度が定着するように努力をしまいたいというふうに思っております。

街路についてでございます。ナナカマドの道とか、特色のある並木づくりということですが、市内の並木づくりは、実はそういうつもりで街路ごとに樹種を決めて植栽をしまいましたが、最近プラタナスがなかなか評判が悪いと。評判が悪くなった理由の一つは、樹形剪定をしたと。ちゃんとプラタナスの形を整えて、そしていい木の形になるように樹形剪定をしまいましたが、それなりにお金のあった時期はいいのでありますけれども、金がだんだんなくなると、樹形剪定をすると葉っぱばかりになると。それが落ちて問題を生じる。あるいは、街路灯が十分効果を発揮しない。雨のときには、雨水升のグレーチングに引っかかってあふれ出す。実は、いろいろな問題が起きてまいりまして、平成15年度からプラタナスについては強剪定をすることにいたしました。強剪定といえば格好はいいのですが、プラタナスについては丸坊主にするというのであります。そのことによって、この地先の方々に対する極めて大きな不平不満を解消するということが目的であります。しかし、一方では何で丸坊主にするのだと。あんなにいい形しているのにという地先以外の方々の批判もあるわけですが、しかしそれはお互いに理解をいただきながら、プラタナスについては強剪定のご理解を賜りたいというふうに思っております。それ以外は、強剪定をするつもりはありませんけれども、イチョウ並木は強剪定に近い形になったなということで、ある意味では反省をいたしております。ぜひ景観ということと地先住民の悩みというものを同時に解決できるように、樹種に応じて対応をしまいたいというふうに考えているところであります。

低灌木のご質問がこの質問要旨の中にございますけれども、確かに低灌木でのツツジとか、見ているといいなという感じもいたします。ただ、積雪地に向くのかどうかという、これは極めて問題があるというふうにも思います。ツツジなどは、やはり植えていきますと冬囲いしなくてはならない。そのために金がかかる。それと、そうすると交通安全上視認性が乏しくなるということも心配しなくてははいけません。したがって、この低灌木の植栽というのはやはり相当幅広い道で、今のような条件が満足できる場合に多雪地帯の場合にはできるのかなというふうには実は思っているところをございまして、現在のところ低灌木の植栽を積極的に、そういう意味での低灌木並木づくりをやるということについては今のところなかなか難しい課題だなというふうには思っておりますが、剪定については先ほど申し上げたような考え方で進めていきたいというふうには思っております。

6の3の2、社会教育施設の利用についてということで、教育長の見解を問うというご質問がございましたが、後ほど教育長から補足の答弁があるかもしれませんが、施設の設置者の立場からご答弁を申し上げたいと存じます。ご質問にございましたように、平成15年度から行財政改革の取り組みの一環といたしまして、公共施設使用料の負担の適正化に取り組んだところでございます。これは、使用料負担の適正化でございまして、料金値上げということを前提にして取り組んだ中身ではありません。負担の適正化でございますから、いかに市民の皆さんあるいは利用者の皆さんに適正な負担をしていただくかという二つの大きな課題を解決をしたいということが主目的であります。その一つは、利用者間の負担の公平化ということであります。グループサークル等の団体の皆さんと、それから他の団体の皆さんとの料金負担に余りに違いがあったと。施設運営のコストは同じだけかかると。しかし、この受益者負担という面で見ますと、料金に4倍の差があるというのは利用者間のバランスを欠くのではないかと、これをぜひ見直しをしたいというのが1点目の問題であります。

そして、もう一つの問題というのは、利用する方と利用しない方との負担の公平化でありました。それまで、改革する前まで、利用者の負担というのは施設の維持管理コストに対しまして1割程度しかないという実態でございました。先ほど三上議員のご質問で、租税と受益者負担と、これをどこで線引きするのかというご質問がございましたけれども、同じ視点であります。1割程度しか施設維持管理のコストに対して使用料として受益者負担が行われぬ。残りの9割は、使っている人も使わない人も含めて税金で負担していると。1割は受益者負担、9割は税金ということになります。ちょっとしつこいですがけれども、仮に本来は1,000円の料金をもらわないと収支が償わぬという施設で、利用者は100円、利用していない人も利用する人もみんな税金で900円、それを納めていたというのが今までの施設利用の実態でありますので、利用する方の受益負担と利用しない方の租税負担と、こういう利用する人と利用しない人との間の負担のバランスを欠くというのが2点目の使用料の負担の適正化ということに関する問題意識でありまして、この二つの問題意識から、15年度の使用料の見直しに至ったところであります。

ご質問にありますように、使用料収入は確保されたが、利用は大幅に減った、あるいは利用されていない、このような状態があつては、せつかくの市民の皆さんの施設でありますから、非常に残念でありますし、意味のないことになってしまいますので、したがって今この使用料の見直し

による影響、つまり使用料収入の実態や実際の利用の状況を把握をいたしまして、利用者の皆さん方の声というものをよくお伺いをして、受益者負担の適正化ということを達成するという問題意識を基本に置いて、どのような料金設定が適切か、さらに検討してまいりたいというふうに考えているところであります。

以上申し上げまして、田中議員に対する答弁とさせていただきます。

○議 長 教育長。

○教 育 長 それでは、田中議員のご質問にお答え申し上げます。

最初は、福祉センター関連でございますけれども、この福祉センターにつきましては既にご案内のとおり昭和51年度建築の建物でございますので、28年を経過していると。そういうことでございますから、施設全体が古くなり、施設も設備の老朽化も進んでおり、その利用の際には不都合なこともあると、こういったことについては教育委員会も承知しているところでございます。施設や備品の修繕、更新につきましては、財政的なことも勘案し、緊急度、危険度、こういったものを考慮しながら、今後とも総合的に判断して進めてまいりたいと、このように考えております。

また、室料金でございますけれども、声の広報に係るものは市の事業に係るものと、こういう位置づけをしておりますが、無料にしておりますが、これ以外のサークルの活動につきましては任意で活動していただいていると、そういうことから有料としておりますので、ご理解をいただきたいと、このように考えております。

次、二つ目でございますけれども、長崎県佐世保市の小学校で起きた極めて残念な事件、この事件に対する市内における小中学校の周知徹底はいかにしているかと、そういうご質問でございます。滝川市教育委員会といたしましては、新聞報道のありました当日の6月2日早朝、この事件の重大性を考えまして、各校長に対して各校の職員朝会において生命の尊重にかかわる指導と生徒指導の充実について周知徹底するように具体的な事例も挙げながら取り組んでまいりました。また、翌日6月3日でございますけれども、文書をもちましてそれぞれの具体的な実態把握と一人一人の児童生徒に行き届いた指導を徹底するように、生命の大切さ、こういったことを中心として時間を設定して指導するなど、具体的なことを明示して通知をさせていただきました。各学校においては、これらに基づいてこういった事件が滝川では決して起きてはいけないと、そういうことで取り組ませていただいたところでございます。なお、北海道教育委員会から6月7日に道教委としての通知がございましたので、それを勘案し、さらに継続して指導を徹底していただいたところでございます。各学校におきまして、今回の事件の重大性、緊急性あるいは波及性、こういったことを十分認識していただきながら、道徳の時間、学級指導の時間を設定いたしまして、具体的な事例、先ほど申し上げましたように展開しているところでございます。

今後につきましては、特に今の子供たちに欠けていると言われていたことでございますけれども、生命の尊重、それから規範意識の醸成、あるいは善悪の判断、あるいは今欠けていると言われる倫理観や社会性の育成、こういったことにつきまして具体的な資料を用いて学校で展開するように指導しておりますし、田中議員ご指摘のとおり、これは極めて緊急を要するものでございますので、教育委員会としても積極的に取り組んでいきたいと、そのように考えております。

以上をもちまして、田中議員への答弁とさせていただきます。

○議長 長 答弁が終わりました。

再質問ですか。田中議員。

○田中議員 では、1件だけ再質問させていただきます。

今教育長さんの方からお話を聞かせていただきましたけれども、先ほどの私22年と思ったら、28年、大変失礼しました。その中で、やはり機械自体、テープ自体が77人あるいは80人近いテープを処理しておりますから、結構な時間がかかるということと非常にトラブルというか、故障が入っているということは事実です。これは、もし緊急に機械が動かなくなったときに、先ほど申し上げましたように宅急便ができないわけです。当然途中も機械の修理がされているのでしょうけれども、現実について起きてもおかしくない状態であります。この辺もう一度申し上げますが、新規の放送機、いろんな補助メニュー等厳しいことでもありますけれども、これが今言ったように停滞しますと活動がストップしまして、待っている皆さん方にご迷惑をかけることでもありますから、ぜひこの辺特段のご配慮いただけるように申し上げて、再質問を終わらせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

○議長 長 教育長。

○教育長 それでは、田中議員から再質問がございましたので、福祉センター関係の施設についてご答弁申し上げます。

実は、田中議員さんからこういった要旨の質問があると、そういったことがございましたので、早速福祉センターの担当者呼びました。現状はどのようになっているのか、あるいは何回程度、いつ起きるのか、そういったことを十分分析、検討したところでございます。先ほど申し上げましたように、まま不都合なことはあるけれども、あるいは心配であるけれども、現状では使用は可能であると、そういうことで私たちは判断いたしました。ただし、年数がたっておりますから、いつ起きてもおかしくないという状況は私たちも十分勘案しながら、トータル的に検討していきたいと考えております。ただ、教育委員会といたしましては、文化施設、スポーツ施設、学校施設等々たくさん施設を抱えておりますから、全体を見渡しながら何を第一にすべきか、何を重点とすべきか、こういったことにつきましても十分これから検討しながら進めていきたい。田中議員さんのお心は十分わかりますので、そういったことを踏まえつつ検討してまいりたいと、そのように考えております。

以上でございます。

○議長 長 以上をもって田中議員の質問を終了いたしました。

◎延会の件について

○議長 長 お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思っております。これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決しました。

◎延会宣告

○議長 本日はこれにて延会いたします。
ご苦労さまでした。

延会 午後 3時53分

上記会議のてん末は誤りがないので、ここに署名する。

平成 年 月 日

滝川市議会議長

滝川市議会議員

滝川市議会議員

平成16年第2回滝川市議会定例会（第9日目）

平成16年 6月22日（火）

午前10時00分 開 議

午後 4時17分 閉 会

○議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員指名
日程第 2 一般質問
日程第 3 議案第 7号 議員の派遣について
日程第 4 報告第 8号 社団法人滝川国際交流協会の経営状況について
日程第 5 報告第 9号 滝川市土地開発公社の経営状況について
日程第 6 報告第10号 財団法人滝川市生涯学習振興会の経営状況について
日程第 7 報告第11号 監査報告について
報告第12号 例月現金出納検査報告について
日程第 8 意見書案第1号 地方分権を確立するための真の三位一体改革の実現を求める要望
意見書
意見書案第2号 緊急地域雇用創出特別交付金制度の延長・改善を求める要望意見
書
日程第 9 常任委員会及び議会運営委員会閉会中継続調査等の申出について

○出席議員（21名）

1番	本 間 保 昭 君	2番	山 腰 修 司 君
3番	三 上 裕 久 君	4番	久 保 幹 雄 君
5番	大 谷 久美子 君	6番	石 田 昇 君
7番	渡 辺 精 郎 君	8番	清 水 雅 人 君
9番	大 累 泰 幸 君	10番	田 中 敏 男 君
11番	堀 田 建 司 君	12番	中 田 翼 君
13番	谷 口 昭 君	14番	山 木 昇 君
15番	酒 井 隆 裕 君	16番	窪之内 美知代 君
18番	田 村 勇 君	19番	藪 内 英 之 君
20番	井 上 正 雄 君	21番	水 口 典 一 君
22番	坂 下 薫 君		

○欠席議員（0名）

○説 明 員

市	長	田村	弘	君	助	役	深	村	完	市	君
教	育	安西	輝	恭	監	査	八	幡	吉	宣	君
総	務	末松	静	夫	市	民	鈴	木	・	四	君
保	健	池田		亨	経	済	大	竹	敏	章	君
建	設	池田		隆	建	設	木	下	善	雄	君
教	育	谷田		篤	選	挙	大	吉	田	悟	君
監	査	辰巳	信	男	事	務	門	山	伸	夫	君
秘	書	若山	重	樹	病	院	東		照	明	君
企	画	中嶋	康	雄	総	務	高	橋	賢	司	君
	課				財	政					
	長				課	長					

○本会議事務従事者

事	務	局	長	林	弘	君	参	与	福	田	正	己	君
主	査	中	川	祐	介	君	主	査	鈴	木	靖	子	君

◎開議宣告

- 議長 ただいまの出席議員数は、全員であります。
これより本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員指名

- 議長 日程第1、会議録署名議員指名を行います。
会議録署名議員は、議長において井上議員、水口議員を指名いたします。

◎日程第2 一般質問

- 議長 日程第2、前日に引き続き一般質問を行います。
なお、この場合、6名の方の質問が既に終了しておりますので、プリントの順位7番目の方の質問に入ります。

質問、答弁ともに要点を簡潔にするようお願いいたします。また、質問は通告の範囲を遵守し、議案審査で既に解明された事項にわたらないようご留意願います。

窪之内議員の発言を許します。窪之内議員。

○窪之内議員 おはようございます。日本共産党の窪之内です。台風6号が日本列島を駆け抜けて、大きな被害も出ているようです。今日本列島では、台風と同じように、合併の問題が大きな問題として、住民の中にも吹き荒れているという状況の中で、議員として滝川のまちづくりをどうしていくのか、そういう節目のときに多くの皆さん方の代表としてこの席にいることに、責任をさらに感じているということです。きょうは、市民の生活にとって身近な問題についての質問とさせていただきます。質問の趣旨を酌んでいただいて、誠意あるご答弁を期待いたします。

それでは、通告の順に沿って一般質問を行います。

◎1、市民サービス

- 1、窓口業務の時間延長
- 2、市役所庁舎内の環境衛生
- 3、市立病院のサービス向上

1件目、市民サービスについて何点かお伺いいたします。最初に、窓口業務の時間延長についての質問です。現状では、市役所、江部乙支所とも定時以降の窓口業務は行われていません。ただし、市役所の宿直者が時間外の税金等の収納や事前に依頼のあった住民票等の交付などを行っていますが、ここでは受け取るだけ、渡すだけといった最低限の業務のみです。さまざまな条件から、時間外でなければ窓口に来られない市民にとっては、各種証明書の発行や納税といったことはもちろん、相談や公営住宅申し込みなど、通常行われている窓口時間の延長という対応が求められているのではないのでしょうか。他の公的施設の状況はといえば、保育所では延長保育、図書館では開館時間の延長、体育、文化施設は夜間や休日の開館が当たり前となっています。市民サービスの充実という

観点から、庁舎における窓口時間延長は大きな流れと言ってもいいのではないのでしょうか。ただし、市民要望があるからといって、経費の問題も考慮せずに庁舎全体の時間延長を求めるものではありません。当面、日ごろから市民の利用度が高い1階窓口や公営住宅の受け付けなど、市民要望の多い窓口時間の延長を求めるものです。他施設での取り組みを参考に、フレックスタイムをさらに導入するなど視野に入れて検討するならば、それほど経費の増加がなくても実施は可能ではないでしょうか。市長のご答弁をお伺いいたします。

次に、市民サービスの2項目めです。市役所庁舎内の環境衛生について2点お伺いいたします。一つ目は、市民ロビーの完全な分煙対策を求める質問です。庁舎内の市民ロビーは、喫煙席と禁煙席が分けられています。席を分けただけで分煙が徹底している状況とは言えません。天井が高いとはいえ、玄関のあけ閉めの風向きでは煙は禁煙席にも当然流れてきます。禁煙していても、喫煙者の煙を吸うことで同じようなたばこの害を受けることはよく知られています。昨日の渡辺議員の質問でもあったように、非喫煙者からは、スポーツ施設は全館禁煙にした。市役所もすべて禁煙にしてほしいという要望もありますが、私は今すぐ全館禁煙を求めるものではありません。市民ロビーを利用される方は、禁煙者もいますし、喫煙者もいます。中には、健康を害している方もいらっしゃるでしょう。全面禁煙といった今後の市民ロビーのあり方については、多くの市民の意見を聞いて、今後の検討を深めていくことが必要と思います。そこで、当面は嫌煙権を保障するために、禁煙者へ煙が及ばないような措置をとること、完全な分煙と言えるような対策を求めます。市長のお考えを伺います。

次に、庁舎内の環境衛生の2点目、清潔で快適なトイレへの改善を求める質問です。庁舎内のトイレの中で使用頻度が高いと思われる1階女性用トイレですが、私も時々使用させていただいていますが、手洗い場の台の上に水が飛び散っていて、荷物を置くことさえもできない状況のときもあります。台ふきんと思われるタオルがありますが、これを使ってきれいにふいていく方は少ないと思います。なぜなら乱雑に置かれているタオル自体が汚れているように感じられ、だれが何のために置いたタオルかわかりません。こういった状態では、タオルをきれいに洗ってから台の上をふいていく方はほとんどいないと思われます。手洗いをした際に水が飛び散ったときは、後の方が快適に使用できるように気配りをさせていただくのが基本ですが、そのためにはきれいにするための材料も必要です。多少の経費はかかるかもしれませんが、しかし、多くの市民が利用する1階トイレだけでも紙ペーパーを備え、後処理をきちんとしていただくよう目立つところに注意書きを張るなど、清潔で快適な使用ができるようトイレの改善を求めます。

市民サービスの3項目めは、市立病院のサービス向上について2点質問いたします。専門機関による市立病院の評価が実施され、数カ月後にその結果が公表されるようです。患者サービス向上の観点からも総合的な評価が行われると考えますが、今回は身近な点での検討を求める質問です。1点目は、ベビーカーの配置についてです。市立病院の外来待合には、乳幼児健診や乳幼児の病気や保護者の病気などで乳幼児を連れての方が多数来院されています。乳幼児を連れての来院には、ミルクやおむつ、着がえなど、たくさんの荷物が必要になってきます。大きな荷物を肩に子供を抱いて診療科を移動されているお母さん、子供がぐずって困っているお母さん、おなかをすかせて泣いて

いる赤ちゃんなどを見かけると、外来での待ち時間は大変だろうなと思います。待合室が満席だと荷物を置くのはばかれます。動き回る子供が他の患者さんの迷惑にならないようにと、必死で後を追いかけているお母さんもいます。こういったお母さんたちの待ち時間や移動を少しでも快適なものにするために、一つは荷物も乗せられるベビーカーの配置についてぜひ検討されたい、こんなふうに考えます。二つ目ですが、乳幼児ルームや授乳室の配置についても、ぜひ実施を前提に検討されるよう求めます。1部屋とるのが無理であれば、当面コーナー程度でも設けていただきたい。こういった整備をすることで、お母さんたちが絵本やおもちゃで遊ばせながら待ち時間を過ごしたり、子育てについて交流を図ることもできます。また、母乳でも安心して授乳することができるのではないのでしょうか。新たな経費をかけるのを極力避け、絵本や遊具については広報で無料提供を呼びかけるなど、知恵も出し合い、創意と工夫次第で配置が可能ではないのでしょうか。市立病院への評価もこれによって高まるというふうに考えます。積極的な対応を求めたいと考えます。

◎ 2、市民に信頼される市職員のあり方

- 1、天下り規制と倫理規程の制定を
- 2、庁舎内での喫煙について

次は、2件目です。市民に信頼される市職員のあり方について伺います。1項目めは、天下り規制と倫理規程の制定を求める質問です。市の建設事業等の大手発注先、すなわち利害関係者に市の退職者が再就職する、いわゆる天下りの事例がこれまでも多々あります。天下りは、退職後に受け取るわいろとも言われているようですが、こういった言葉を想起するような再就職に市民は市と業者の不正なつながりを想像し、疑問視することにもなります。深刻な雇用状況が続き、再就職どころか新規就職もままならないというとき、市職員の再就職について市民は関心を持って見えています。再就職に当たっては、市民の信頼が得られるよう慎重に検討されるべきではないのでしょうか。国家公務員法では、退職後2年間、出身官庁と密接に関係した営利企業への再就職を原則禁じています。過去の事例について今どうこう言うつもりはありません。今後どうするかということであり、同様の質問を日本共産党の清水議員が過去にも行っています。そのときの市長の答弁は、国道、それぞれの権限でルールをつくっている。当市としても十分認識しなければならないが、求める団体の状況によって、また再就職者の良識をもって対応すべきことが基本でなければと考えると、こんなふうな答弁をなさっていますが、この質問をしてからも雇用状況は一向によくなっていません。こういった状況もかんがみて、こういった個人の判断に任せるというだけではなく、市としても国家公務員の例に倣い、市民に納得していただけるような何らかの天下り規制を設けるべきではないのでしょうか。市長の見解を求めます。

次は、倫理規程についてです。続発した国家公務員の深刻な不祥事に対して、国民の信頼を回復するために、平成11年8月に国家公務員倫理法が制定されました。この法に基づき、平成12年3月には国家公務員倫理規程が定められ、利害関係者との接触に関する具体的な行為規範が示されました。この規程では、利害関係者とはどのような人をいうのか、禁じられている利害関係者との接触行為は何かなど、さまざまな禁止行為についても定められています。国家公務員だけでなく、

地方公務員の不祥事も今、後を絶ちません。規程で禁止されているさまざまな行為は、国家公務員だけ守ればよいというものではありません。本市においても、国家公務員に準じた市職員倫理規程の制定が必要ではないでしょうか。市長のお考えについてご答弁願いたいと思います。

次に、市民に信頼される市職員のあり方の2項目めは、庁舎内での職員の喫煙について市長の認識と対応を求めるものです。まず、勤務時間中の喫煙について伺います。一昨年第2回定例会において、庁舎内の職員の禁煙ルールとモラルについて、日本共産党、清水議員が質問しました。このときの答弁では、市職員安全衛生委員会を組織し、アンケートを実施するなど、検討してきた結果として三つの共通認識を示されました。一つ目がリフレッシュルームの利用者のモラル向上、二つ目が来客用の喫煙コーナーは勤務時間中に職員は利用しないこと、三つ目が喫煙者と非喫煙者がお互いの立場を理解し合い、よりよい職場環境をつくることということでした。私は、喫煙者が所定の場所で昼食時間や休憩時間に喫煙することについては、健康への害を承知でご本人が喫煙しているわけですので、とやかく言う立場にありません。しかし、指定された場所での喫煙とはいえ、勤務時間の喫煙をよしとするならば、喫煙者への特別待遇であり、喫煙者と非喫煙者に平等の労働単価が支払われていると言えないと考えますが、市長の認識を伺います。

実は、勤務時間中の喫煙時間についてちょっと試算をしてみました。仮に1時間に5分の喫煙時間を喫煙者がとったとすると、1日8時間労働として40分、1カ月22日の稼働として880分、1年間で1万560分、時間で言えば176時間、8時間労働と換算するならば22日分、1カ月分の労働時間を喫煙時間に費やしたということになります。これを金額換算してみました。時給2,100円として計算すると、もし50人の職員がこういった喫煙をしていると仮定すると、何と1年間では1,848万円が喫煙時間に支払った金額と試算されることになります。私も計算してみて非常に驚きました。いろんなご意見もあると思いますけれども、やっぱり平等な単価という点では今後考慮する必要があると考えます。

そこで、2点目の質問です。勤務時間中の喫煙時間について新たな対応を求めるものです。喫煙者にとっては、喫煙することでリフレッシュが図れ、労働効率が上がるという方も多いのかもしれませんが、しかし、そうだからといって喫煙時間を勤務時間と本当に認めてよいのでしょうか。これでは平等な労働単価という点から問題であり、非喫煙者の理解は得られないと考えます。今後は、喫煙時間は休憩時間と換算し、その分の労働を通常時間の後に持っていくなどの措置をとるべきではないでしょうか。ただし、こういった措置をとったとしても、非喫煙者からは喫煙者だけに昼食休憩以外に休憩時間を認めるのはおかしいのではないかと声が出るかもしれません。休憩時間のとり方などの条件については、職員組合とも論議を深めていただきたいと考えますが、まずは喫煙時間について給料は支払わないということを明確にすべきと考えますが、市長のお考えを伺います。

◎3、財産管理

・開基百年記念塔の管理について

3点目、財産管理、開基百年記念塔の管理について伺います。どうぶつらんどへ行ったついでに

開基百年記念塔の状況を見てきたある方から、「あの塔は何なの。もっとちゃんと管理しないとみっともないね。あのままだと危険だよ」と指摘されました。早速実態を見に行きました。緑の丘の上に立つ記念塔へ続く七十数段の階段のふもとは、開基百年記念塔の閉鎖をお知らせする掲示板がありましたが、階段自体の使用については特に制限されていませんでした。一步一步上り始めたのですが、階段のコンクリート部分が崩れ、鉄骨がむき出しになり、コンクリートと鉄骨との間にすき間ができています。小さな子供がこのすき間に靴をひっかけでもしたら、転倒して大きな事故につながりかねない危険を感じました。階段を上り切った塔の前は、壊れたコンクリートのかけらだらけ、塔の窓ガラスが割れたところが数カ所あり、1カ所は大きな穴があいたまま、塔の玄関近くの天井は腐って落ちかけています。開基100年を記念し、たくさんの市民の方から寄附をいただき、多額の費用をかけた塔の無残な姿に唖然としました。

第1に、現在はどのような点検管理を行っているのか伺います。どうぶつらんどには、市内の方が大勢いらっしゃいます。そのときに、この階段を上り、記念塔を見てどう感じるのでしょうか。開基百年記念塔のこのような無残な姿は、滝川市のイメージダウンとなってしまいかねません。休止したとはいえ、この塔の建設に寄せられた多くの方の善意を考えたとき、それにふさわしい管理の仕方があるのではないのでしょうか。これでは100年危険塔となります。

第2に、早急に最低限の危険防止の手だてをとるとともに、今後の管理方法について検討いただきたいと思います。

◎4、学校給食

- 1、各学校の給食費の滞納実態と給食内容について
- 2、給食費の滞納は市が補填すべき

次に、4件目です。学校給食について何点か伺います。1項目めは、各学校の給食費の滞納実態と給食内容についてです。学校給食費の滞納問題については、本会議や予算、決算委員会などで何度も質疑を行ったり対応を求めてきましたが、きょうは改めて市としての責任ある対応を求めるものです。滞納状況は、学校によって随分差があるようです。全く滞納ゼロという学校がある一方で、滞納額がどんどんふえていっている学校もあると聞きます。

第1に、昨年度の滞納額と累積滞納額、また滞納の回収状況など、各学校の滞納状況について伺います。学校給食会計は、学校単位というより調理場単位で収支決算が行われていると承知しています。そのため、滞納がふえ続けると、現状ではその補填がないことからやりくりができなくなり、やむを得ずデザートのカットするなど、給食メニューをカットしていると聞いています。

第2に、このようなメニューのカットとなっている学校はどこか、ここ数年の実態を伺います。

第3に、栄養士が立てた献立はデザートを含めて子供たちに必要な栄養価を計算して立てられています。簡単に1品を抜くなどのことがあってはならないと考えますが、こういったメニューを抜く場合の判断はだれが行っているのか伺います。

次に、給食費の滞納についてですが、今後は市が補填するよう求める質問です。学校給食法では、保護者から給食費として徴収できるのは、学校給食の運営に要する費用のうち実際に給食に係る給

食材料費というふうに決められています。ということは、給食費は徴収した分をきちんと給食として子供たちに返していかなければならないということです。ところが、現実には滞納者がいる学校では滞納の補填がありませんから、徴収した金額の範囲で給食をつくらざるを得ません。ということは、結果として支払っている世帯が滞納世帯の分もカバーしているということになります。これでは、学校給食法から見ても、納入世帯の保護者の感情から見てもおかしいということになるのではないのでしょうか。また、前段述べたように、給食内容に学校間格差を生むことにもなります。さらに、本来なら使用できる安心、安全な食材を安心、安全より金額で判断せざるを得ないということにもなりかねません。規定の栄養価を確保しているからということでは済まされません。こういった食材の質の問題や納入世帯が滞納世帯をカバーするような実態は、直ちに改善しなければならないのではないのでしょうか。岩見沢市では、今年度から滞納分について市が補填することになりました。これで安心して献立を組むことができるようになったということです。また、滞納の解決についても市が責任を持って当たっていくと聞いています。滞納している保護者に責任はあっても、子供に責任はありません。給食は、食の教育、労働の教育など、重要な教育の一つです。今後は、滞納者への対策とともに、滞納については市が補填する措置をとるよう求めるものです。私は、安易に滞納を認めるものではありませんし、この措置によって滞納を助長させるようなことがあってはならないのは当然です。こういった前提はありますが、市長の考えをお伺いするものです。

◎5、学校施設・設備のセキュリティ

- 1、夜間、休日における学校施設・設備への被害状況
- 2、他市と同様に警備保障会社への委託を

5件目は、学校施設・設備のセキュリティについてです。1項目めは、夜間、休日における学校施設・設備への被害状況についての質問です。全国的に発生している学校内での事件、事故を考えたとき、学校施設、設備のセキュリティーは万全の上に万全を期さなければならない重要課題と考えます。不審者によって機器に被害を受けると大損害となりかねないようなパソコンも各学校に配備されています。教職員がいる時間帯での危機管理については、文部科学省がマニュアルを示していますし、本市としてもマニュアルに沿った対応が可能と考えます。しかし、夜間、休日の校舎の管理はどうするのでしょうか。教室の窓ガラスが割られたなどの話も耳にします。まず、教職員がいない時間帯において、学校施設や設備にどのような被害が発生しているのか、ここ数年の状況についてお答えください。

2項目めは、他市と同様に警備保障会社への委託についての見解を求めます。昨年の第3回定例会で、校舎のセキュリティーについて渡辺議員が同様の質問をしています。このときの答弁は、校長か教頭が退勤時に玄関、窓の施錠をして帰ることになっていて、これは管理職として学校を管理するという立場からの責務だとお答えになっています。さらに、そうはいつでも管理する校長、教頭の生命安全には十分配慮が必要との認識も示されています。答弁のように、校長、教頭の管理責任があるからといって、夜間、休日を含めた学校施設、設備の現状でのセキュリティーのすべてを課すということにはならないのではないのでしょうか。他市と同様に、不審者侵入防止用感知機を設

置し、警備を委託するなどの措置をとるといったことが校長、教頭への責務として課す前提ではないでしょうか。感知機を1校に5カ所設置した場合に、小中学校11校で年間500万円程度の経費という答弁でした。財政難の中での経費増となりますが、子供たちが安心、安全に学校生活を送るための経費であり、税金の使い方として市民も納得するのではないのでしょうか。予算執行の判断は市長にあります。この件については市長の見解を伺います。

以上で一般質問を終わります。

○議長 長 窪之内議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

○市長 おはようございます。

まず冒頭、台風6号が温帯低気圧に変わりまして、この空知においては注意報も解除されているというふうに聞いております。まずは安心であります。台風6号が各地でとうとい犠牲を生んだことは極めて残念なことでありますし、かつ多くの被害を出した地域もあるわけでありまして、心からお見舞いを申し上げたいというふうに思います。

以下、窪之内議員の質問に順次お答えを申し上げます。場合によりましては、所管からの答弁ということもございまして、あらかじめご了解をお願い申し上げます。

窓口業務の時間延長に関してでございますけれども、世の中の流れがプラスアルファのサービスを求めるようになってきていると。そういう世の中の流れでありますから、行政としてもそういうことを基本姿勢に置いて取り組んでいく必要があるというふうに思っております。しかし、先ほどご質問のありましたように、窓口業務ということになりますと、コンピュータが動いていなくてはいけないということになってまいります。現実もコンピュータは、昨日のご質問にお答え申し上げましたように、早出と遅出と時差出勤をやって対応しております。仮に5時にコンピュータを動かす端末がすべてとまったとしても、コンピュータを管理する方ではそれが終わった後で締め作業をやっていかなかったらならないわけです。そういうことで、早出、遅出でやっているわけでありまして、こういうデータ管理がコンピュータで行われていると。コンピュータをどう動かして、何時まで動かすのかということと実は深いかわりを持ってあります。しかし、さまざまな職業が長時間において営業する、あるいは消費者サービスをやっていくと、そういう時代の変化、プラスアルファのサービスということをやったり行政サービスも考えなくてはいけないというふうに思っておりますから、この時間外のニーズがどの程度あるのか、そしてその費用と効果というものを勘案をしながら判断していきたいというふうに考えているところであります。また、お客様のご都合によっては時間外にしか行けないと。そういうお客様には時間外でも対応いたしますから、事前にご連絡をいただくと。そこら辺のPRは、しっかりやっていきたいというふうに思っております。

庁舎内の環境衛生に関するご質問でございますけれども、1階の喫煙場所の排煙能力が、いろんなところから風が入らないと、それで十分だという排煙能力というようになっていくというふうには思うのですが、状況によってはあちこち入り口から風が吹いてきたら、煙が流れるという実態が時々あるのも事実であります。したがって、分煙というのが基本でありますから、これをどういう方法で対応できるのか、なかなか難しい課題ではありますけれども、解決する方法を考えてい

きたいというふうに思っております。

女性用トイレに関してでございますが、ご質問のようなことがございますから、清掃面では特に配慮しているつもりではあります。しかし、なかなかそうならないということでありまして、蛇口の水圧を調整したり、飛び散るのを減少させる方法がないかということをやってみたいというふうに思いますし、より細かな清掃をしたいというふうに思っております。これで改善が図られないという場合は、新たな方法も考えなくてはいけないというふうに思います。

ベビーカーの配置でございますけれども、現在ご案内のように市立病院は極めて狭隘な状況にあります。ベビーカーの設置につきまして、その設置場所、あるいは外来待合スペースの狭隘の状況、あるいは患者様の行き来に支障を来すということも大いに心配でありまして、ベビーカーの配置というのは極めて困難な状況にあると言わざるを得ません。ご理解を賜りたいと存じます。また、現在授乳が必要な方につきましては、申し出があった場合に産婦人科待合室を利用させていただいております。PRが十分でないということもあるかもしれませんので、今後この産婦人科待合室の利用ということについて一層PRしていきたいというふうに思っております。乳幼児ルームあるいは授乳室の配置ということにつきましては、院内が極めて狭いために設置場所の確保ということも極めて難しいということもありますし、一方こんなことがあってはならないのでありますけれども、感染の心配もないわけではないというふうに思いますから、配置についてはなかなか難しい状況にあるということをご理解いただきたいと思います。そういう意味では、新たな中核病院の立地というのが大きな課題となってくるわけでありまして、そういう段階ではしっかりとさまざまな問題解決が必要だというふうに思います。

天下り規制と倫理規程の制定ということでございますが、ご質問にありましたように、国は国家公務員法第103条第2項において、職員の離職後の就職を制限する規定を設けております。地方公務員法は、この規定を設けておりません。私は、国家公務員が行政上の大きな権限、あるいは営利企業に対しまして特定の権限の行使、そういうものに極めて大きな関連性、影響力を持つがゆえに、国家公務員法にはこういう制限を設けたというふうに思っております。そういう影響力の大小が地方公務員法にはそういう制限を設けていないということにつながっているのではないかとこのように思います。当市におきましては、入札、契約におきまして、予定価格の事前公表等、公正、公平な執行がなされるなど、職員がみずからの権限を恣意的に働かす余地というのは、国家公務員に比べると極めて乏しいというふうに判断をいたしているところであります。したがって、退職職員の再就職ということにおきまして、市はあつせんということは一切やっております。企業の皆さん方は、滝川市の退職職員の個人の能力あるいは経験、そういうものを必要として採用していただいているのではないかと。そういう意味では、極めて感謝を申し上げているわけでありまして、それをあつせんするというようなことは一切行われておりませんから、したがってあつせんもしない天下りというのではないというふうに思っております。地方公務員法の倫理規程ということでありまして、根本の倫理は地方公務員法で定めております。その地方公務員としての倫理をしっかり守っていくということについては、さまざまな機会を通じて周知、研修しているところでありますし、職員に対して一層そういう意味での喚起と対応を進めていきたいというふ

うに思っております。

次に、庁舎内での喫煙についてであります。まず、1点目の勤務時間中の喫煙ということでありまして、1点目、2点目あわせてご答弁を申し上げたいというふうに思いますが、私はさまざまな生理作用もあると。あるいは、リラクゼーションを行うためのお茶を飲む、コーヒーを飲むということもあると。そのときに何が必要かといいますと、節度ある行動が大切だというふうに思っております。それがいつもトイレに行くとか、いつもお茶とコーヒーを飲んでいる。これは、必然的な理由があると、そういうことを除きますと、やはり節度ある対応が必要だというふうに私は思っております。したがって、私どもは職務専念義務がありますから、その職務専念義務を超えない、そういう節度ある対応がなされていないというふうに判断される場合には厳しく指導したいというふうに思いますし、節度ある対応については皆さん方にこれはご理解を求めなくては行けない。人間は、ロボットのようなわけにはいかないわけでありまして、これは、ご理解を賜りたいというふうに思います。

百年記念塔の管理についてでありますけれども、窪之内議員はいつごろになったのかわかりませんが、私もどうぶつらんのオープンの日、遅いぞと言われるかもしれませんが、あわせて北電公園一帯をくまなく見て歩きました。百年記念塔の状況が一部ご質問のようなことでございましたから、直ちにその対応について指示をいたしております。今は、窪之内議員がごろになったような状況にはないということをお話し申し上げておきたいというふうに思いますが、しかし最低限の危険防止の手だてというのはしっかりやらなくては行けないというふうに思っております。シンボルタワーとしての百年記念塔の位置づけは変わりません。しかし、行革の重点期間中、平成15年度まではあれを再開しないという既定方針でありまして、16年度もなかなかオープンする客観条件が整わないということから閉鎖をいたしておりますけれども、将来的には少なくとも北電公園の中における休憩室としての使用も含めて、適正な維持管理に努めてまいりたいと思います。

学校給食に関連をいたしまして、給食費の滞納の市の補填ということについては、これは市長の答弁というよりも、教育委員会の立場での答弁の方が適切であるというふうに思います。

それから、学校施設、設備のセキュリティーに関しての2番目、他市と同様に警備保障会社への委託をということですが、これも教育委員会の仕事でありますから、教育長さんのお立場でご答弁があるというふうには思いますが、先ほど予算執行の判断は市長にあるというふうなご質問がありましたから、これは訂正をさせていただきたいというふうに思います。教育予算の執行の判断は教育長にあります。市長にはありません。教育予算について市長はどのような権限を持っているかということ、予算の提案権を持つだけです。教育予算について予算の提案権を持つと、それは市長に属する権限であります。それでは、予算はどのように編成をしていくのかと申しますと、教育委員会と協議の上、優先性の高い、優先順位を勘案しながら予算編成をしていくということになっているわけでありまして、そのあたりを十分ご理解を賜りまして、教育委員会との連携の中に予算編成をし、市長の権限として予算提案をさせていただきたい。適切な運営に努めてまいりたいというふうに思っております。

以上申し上げまして、窪之内議員の質問に対する答弁といたします。

○議 長 教育長。

○教 育 長 それでは、窪之内議員からのご質問がございましたので、お答え申し上げたいと思います。

まず最初に、学校給食に係る各学校の昨年度の給食費の滞納額と累積滞納額、その回収状況等々についてのご質問がございました。まず、小中学校11校の平成15年度の滞納額の合計でございますけれども、約404万円でございます、未納率は2.2パーセント、そういう状況でございます。なお、累積滞納額につきましては、データを整えるのがなかなか難しいと、そういう状況もございますので、14年度と13年度のみ申し上げたいと思います。14年度につきましては約288万円、13年度におきましては約246万円、このようになっております。これらの未納額の徴収方法につきましては、学校長から文書による督促並びに各学校給食運営委員の方がいらっしゃいますので、この人方と協力しての各家庭への訪問、それから電話等の督促などを行っておりまして、ここにも議員さんでPTAの役員をやったことのある方がいらっしゃいますけれども、そういう各関係者の大変な努力によって今解消に努めていると、そういう状況でございます。ただ、残念ながら、一部には何度も固定していると。督促をすると、しかし固定していると、そういう残念な状況もございますので、今後これらについては改善の方法等について検討していかなければならないと考えております。

次に、滞納のある学校では、いわゆるデザート等のカットはあったのかということでございますけれども、残念ながら平成14年度は4校、平成15年度は3校ございました。今後につきましては、こういったことが少しでも解消されますように学校長を指導するとともに、教育委員会も文書を発送しておりますので、こういった文書の工夫など、さらに努力をして、解消のためにも教育委員会も一体となって努力をしていきたいと、このように考えております。

なお、献立はどのように決定されるのかということでございますけれども、栄養士がおりますので、栄養士が献立を検討し、立て、最終的に学校長が決定していると、そういう状況で献立が決められております。

次、2点目でございますけれども、給食費の滞納は市が補填すべきであると、そういうご質問でございます。ご案内のとおり、滝川市の学校給食は私会計で処理しており、各学校長が運営委員会を組織して徴収に努めていると、そういうところでございます。なお、給食費は学校給食法に照らしまして受益者負担の措置と、これが原則であると思っておりますし、これが正しいという認識をしておりますから、今後とも受益者負担を通していきたいと、このように考えております。そこで、正しく支払っている世帯が滞納している世帯をカバーしていると、こういう現象をご指摘でございますが、いわゆる滞納を見逃しておくということについてはこれは大変問題でありますことから、今後とも先ほど申し上げましたようにさまざまな工夫をして、その解消に全力を尽くしていきたい。私会計といいながらも、教育委員会も設置者でございますから、教育委員会としても知恵を出しながら未納者の解消に努力していきたいと。各学校でも、先ほど申し上げましたいろんな督促の状況とともに、例えば口座を農協の口座にするとか郵便局の口座にするとかなどして若干改善を図っているところも見られます。こういったことを十分今後とも分析いたしまして、教育委員会といたし

ましても保護者に対して先ほど言いましたように文書を配布するとともに、固定している保護者もいらっしゃいますから、今計画しております学校長、関係者との十分な検討のところを設けて、未納者に対する一層の啓発、これを強化していきたい、このように考えております。ひとつご理解を賜りたいと、このように考えております。

次に、学校施設に対する投石等の状況と、そういうことがございました。13年度は10件、14年度は2件、15年度については14件となっております。顕著な例としては、投石によるガラスの損傷、これが7件ございました。侵入による備品等の被害、これは盗難等の被害でありますけれども、6件、侵入によるガラス損傷1件と、このようになっております。こういったことがなされておりますけれども、従来どおり各学校におきましては、施錠を徹底するなどして今管理に全力を尽くしていると、そういうことでございますし、従来から校長、教頭等が真剣にやっておりますので、そういったことを継続する中で、さらに改善できるものは改善して万全を期していきたいと、そのように考えております。

以上申し上げます、窪之内議員への答弁とさせていただきます。

○議長 答弁が終わりました。

窪之内議員、再質問。

○窪之内議員 それでは、何点か再質問を行いたいと思います。

1件目の市民サービスについては、一定前向きな答弁をいただいたということを理解しておりますので、ありがとうございます。

次ですが、2件目の市民に信頼される市職員のあり方についてです。市長のご答弁は、前の清水議員に行ったご答弁の範囲を超えていない答弁だなというふうに受けとめております。確かに市長がおっしゃるように、国家公務員と地方公務員が持っている影響力というのの差は歴然としていますし、そのことについて私はどうこう言うつもりはありません。でも、滝川市は滝川市なりに、市職員の態度を見ている市民の厳しい目があるのではないのでしょうか。また、先ほども申し述べましたように、本当に大変な就職状況の中です。年金も大変なときに、そういう公務員と比べて、民間の方たちがそういった公務員が再就職するに当たっているような感情を持つということは当然のことではないかと。そういった点で、私は市職員の再就職を否定するものではないのです。ただ、市民から見て納得できるような、国と同じような基準を設けると言っているわけではありません。そういった市としての基準を設け、市民にも明らかにしていく、こういう立場をとる必要があるのではということですので、市長に改めてお伺いしたいと思います。

次に、市職員の喫煙の問題です。お茶とかその他の自席で行えるリフレッシュもあるのかもしれませんが。ただ、喫煙というのは、今全館分煙になっていきますから、当然仕事場を離れて喫煙室に行って喫煙をするわけですから、その時間はどう見ても仕事をしている時間とは言えない。市民もそう見ます。そういったときに、節度ある行為だということでそういったことを片づけて果たして市民は納得するのでしょうか。私は、職員の何十人の方が喫煙されているのかもわかりませんし、実際に先ほど私が試算したような形でどういった勤務をしていない時間が総計でどれくらいあるのか、職員の総計でどれくらいあるのか、金額的にどれくらいあるのかということとはわかりません。しか

し、今財政難だと言われているときにこういったことにきちんとした節度ということをして市長がおっしゃるのであれば、やはりそれを認めるということが節度ではないというふうには私は考えます。市長に改めてお伺いをしたいというふうに思います。

次に、3件目の財産管理、百年記念塔の管理についてです。私もどうぶつランドが開園してから後に行きましたので、その後私が行った後きちんとしたものになったのかもしれませんが、そこで、先ほどいろんな状況を私も言いました。そういったものが、それではどのような対応をされたのか、そのことについてお伺いしたいと思います。どうぶつランドは、小さなお子さんたちが行きますし、その丘のところも含めて遊び道具が幾つかあるのです。だから、子供さんたちがその丘や階段を上がるということは十分考えられますし、さっき言ったように、そういう階段の上りおりの際に小さなお子さんがあそこに足でもひっかけたら、階段から転倒しかねないという状況もあったのです。そういうことも含めてきちんと対応されたのか、その中身についてお伺いしたいというふうに思います。

次ですが、学校給食についてお伺いします。私会計だからということ、これはもう何回も聞いていますし、受益者負担だということも聞いているのです。しかし、現に14年度では4校、15年度では3校、栄養士が立てた献立を遂行できない学校が既に出ていると。そういった学校では、納めた人たちのお金で、何度も言いますが、給食の素材なりなんなりを使っているわけですから、当然自分たちが払った給食費が子供たちに全額戻っているという仕組みではないのです。給食費の計算は、そういう何食食べたかということをして計算して、人数分で割ってくるというふうになっていると思うのですけれども、そういった点でも本来納めていただいた方の子供さんたちにお金を全部返していることにならないということから見てもおかしいのではないかとこのように思っています。給食は、食の教育の一環であり、設置しているのは滝川市です。だから、先ほどやじがありましたように、市で負担したとしても税金だと。それは、そのとおりのかもしれません。でも、設置者としての市がそういったところに責任を持つということがやっぱり市のそういう役目ではないかと。そこで、学校間格差を生むということがあってはならないのではないかとこのように考えますので、現に岩見沢ではそういった対応をしてきているわけですので、そういったことも考えていただいて、もう一度ご答弁をいただきたいというふうに思います。

最後の学校セキュリティーの問題です。不法侵入によってガラスが割られ、備品の盗難が発生しているというふうに説明されました。13、14、15年で26件の被害だと。こういった被害について、まず被害金額についてどのようなものになるのかお答え願いたいと思います。あと、このように侵入による被害が出ている以上、そういった侵入をどう防止するのかというのが見えてこないのです。校長、教頭に任せて侵入を防止し、きちんとしたセキュリティー対応ができるということにはならないというふうに考えるのですが、せめて他市と同様のこういったセキュリティーを警備会社に委託する方向について前向きに考えられないか、改めてお伺いして再質問いたします。

以上です。

○議 長 窪之内議員の再質問に対する答弁を求めます。市長。

○市 長 窪之内議員の再質問にご答弁を申し上げます。

市職員のあり方ということについてであります。再び申し上げますけれども、国家公務員あるいは都道府県職員のように、ある意味では利益誘導による不正のおそれの余地というのは、基礎的
地方自治体の場合に、しかも滝川市ということをお考えすると、極めて少ないというふうに思っております。滝川市役所の職員は、市内における就職は一切まかりならないと、そういうことで本当にいいかどうか。私は、先ほど申し上げましたけれども、市職員が退職後、その経験、能力、そういうものを企業あるいは法人格を持つ組織の代表者の皆さん方が買って採用して下さるとい
ことは極めてありがたいことだというふうに思っておりますし、当然滝川市職員として在職した以上、公務員時代としての倫理をしっかりとわきまえて対応するはずだというふうに思っております。反対
のことを言いますと、企業の皆さん方が滝川市の職員を雇用することによって企業の利益に大きく影響を与えると、そういう状況がある。恐らく滝川市職員を雇用して下さらないでしょう。私は、あ
っせんをするということは一切やっておりますし、本人の能力を買って下さって対応して下さっているというふうに思っておりますし、そういう状況であるということをご理解をいただき
て、滝川市独自のそういう意味での倫理規程を制定をして大きな制約を加えるという考え方はありません。

それから、喫煙についてであります。いつも喫煙に出かけるというのは、何度も申し上げますが、モラルの問題だろうというふうに思います。私は、常々コスト意識ということを職員に喚起をして
いるわけでありましてけれども、そういうコスト意識が乏しいということはないというふうには思
いますけれども、いつも喫煙に出かけるモラル上の問題があるような事例があるとすれば、それは調
査をして、先ほども申し上げましたように、現実にある場合には厳正に指導する必要があるとい
うふうに思っております。喫煙法でもでき上れば別だというふうに思いますが、現状におい
てはそういう対応をしてまいりたいというふうに思っております。

百年記念塔についてご答弁を申し上げます。百年記念塔は、いたずらがひどくて実はなかなか大
変なのです。それで、その後の対応をどうしたかということでありましてけれども、割れた窓ガラス
は修繕しましたし、それから腰の部分に当たるガラスがよく割られるものですから、腰の部分には
白トタンを巻きました。そして、補修をいたしております。従来から階段周辺には進入防止のトラ
ロープを張ってあったのですが、どうもいたずらで支柱がよく壊されるということで、この春先
にはその対応がなされていなかったということもありますので、看板もよれよれ看板を多少見場のい
いようにして、現在は進入防止のためのロープの設置もして、立ち入らないでくださいというよ
うな対応も実はいたしております。そういう対応をしているということをご答弁を申し上げたいとい
うふうに思います。

以上もちまして、再質問に対する答弁といたします。

○議 長 教育長。

○教 育 長 窪之内議員から2点にわたりまして再質問がございましたので、お答え申し上げたい
と思います。

まず、1点目は、給食費のことについてでございますけれども、先ほど申し上げましたように、
受益者負担、この原則を通していきたい。結論から申し上げますと、そのように申し上げたいと思

います。実は、教育長のもろもろの会議がございます。都市教育長会議でこの問題も分科会等でいろいろ検討されました。北海道のほとんどの都市は受益者負担です。ほとんどというよりも、全部に近いのではないかと考えております。いろいろ検討した経緯もございますけれども、最終的にはそれは市町村個々の、あるいは教育長個々の判断でございますけれども、トータル的にほとんどの都市が北海道では受益者負担と、そういう原則を貫いております。仮に私会計に公会計からお金を入れるということになりますと、これは法的にどうかという問題もございます。それから、もう一つは、大きな問題として、未納者をさらに拡大する傾向にないかと。であれば払わないよと、そういったこともふえてくる。こういったことも多くの教育長から出される意見でございます。そういったことが解消されない以上、滝川市としては受益者負担、これを外すわけにはいかないと、このように考えております。さらに、岩見沢市の問題でございますけれども、これは最初から公会計で実施しておりましたし、いろいろあったようでございますけれども、今年度新しくお金を入れるということではなくて、私なりに調査しておりますけれども、手続き上の問題と、このように認識しております。いずれにしましても、先ほど言いましたように、固定化している現象というのはこれは見過ごすことはできないと、そういうふうに考えております。私会計といいながらも、設置者は教育委員会でございますから、教育委員会も十分責任を感じているところでございます。そういった意味で、この固定化をいかになくすか、具体的に校長等と、あるいはPTAのお力もかりながら解消に努めていきたい。さらに、準要保護、要保護、この家庭は給食費をいただいているのですが、これも未納ということも実態がございます。こういったことも解消していただかなければいけないと思っておりますし、その他のことでもいろんな経済的な事情はございますけれども、当然払っていただくと思ってもいただけない面、これは極めて残念でございます。そういった意味で、学校だけに任せるのではなくて、教育委員会もともに汗を流しながら、受益者負担の原則を守りつつ解消に努めていきたい、このように考えております。これが1点目でございます。

次に、2番目はセキュリティーの問題でございますけれども、おのおのの金額のデータその他は今ここに持ち合わせておりません。ちょっと申し上げることはできません。これは、従来から言いますように、単に校長、教頭だけの責任ということでは考えておりません。身体的な危険、そういったこともありますので、常々校長、教頭と相談しておりますし、あるいは起きた場合とか危険性があるという場合については警察とも相談して、これまで何度も警察も見回っていただいております。いつ起きるかということについてはなかなか察知できませんけれども、常に校長と情報を取りながら、警察とも私も部長ともども足を運びまして依頼し、好意的に何度も見回っていただいていると、そういう状況もございます。あるいは、前後にPTAのご協力もいただいております。大変ありがたいことでございます。しかし、PTAの皆様方にも危険を及ぼすということは、これは決してできませんので、可能な範囲でご協力もいただいていると、そういう状況でございます。今後ともそういったことを積極的に努めていきたいと、そのように考えております。財政が潤沢であれば、それは幾らでもできるということもありますけれども、財政が厳しい状況でございますから、少ない予算を私はできるだけ子供たちが生きて活動する場面にお金を使いたい、これが第1と考えております。そういったことで、何を重点化していくかということについては今後とも検討してい

きたい。少ない中の予算ですから、有効活用ということで何を1番、2番にするか、これについては今後とも検討していきたいと、そのように考えております。それから、セキュリティーを実施している市町村もありますけれども、それではセキュリティーを今の時点の方法で行ったから侵入が皆無かという、そうでもございません。そこに難しさがあるのです。そういった意味で、今後ともどんなものがあるのか、どんな方法があるのか、これについては継続して検討してまいりたい、このように考えております。

以上でございます。

○議長 長 以上をもって窪之内議員の質問を終了いたします。

酒井議員の発言を許します。酒井議員。

○酒井議員 皆さん、おはようございます。日本共産党の酒井隆裕です。菜の花まつりも終わりました、この滝川市も本当にいい季節になってきたなというふうに思います。私も黄色いじゅうたんのところを歩いてみまして、この滝川市も本当に捨てたものではないなと。会場に来られた方では、その魅力について再発見した方も多かったのではないかと、このようにも思っております。そのような中、この滝川市、中空知合併協議会において合併の論議がされております。中でも病院問題というのは極めて大きな焦点であります。そのことについて関心を持っている市民も本当に多くいらっしゃる。私ごとではございますが、私の父が先日病気で入院いたしまして、こうした病院問題でありますとか、そしてバリアフリー問題でありますとか、こうしたことについて今まで以上に関心を持つ、そうした次第であります。今回は、投票所のバリアフリー問題、そして病院問題、2件に絞りました私の一般質問を行いたいと思います。

それでは、通告の順に従って質問を行います。

◎1、選挙

・投票所のバリアフリーについて

参議院議員選挙が近づいております。そこで、投票所のバリアフリーについてお尋ねしたいと思います。言うまでもなく、選挙は最も基本的な国民の権利であります。その権利を行使されない方々が毎回いらっしゃるのには本当に残念に思います。しかしながら、その権利を行使されない理由が条件が整っていないからだとする、これは大きな問題であります。例えば車いすに乗っていらっしゃる方が出入りに段差がある投票会場に1人で行った場合です。近くに係員などだれもいない場合、係員が気づいて介助するまでか、もしくは次に投票に来た人などが手伝ってくれるまで中には入ることができません。それに対して、呼んでくれれば対応できる係員がいますと、そうおっしゃられるかもしれませんが。しかしながら、係員などを呼べば介助を行うといっても、周りにだれもいなければ出入りで叫ばなければならない、そういった状況ではありませんか。私もそうですが、人を呼びつけてお願いするというのは、気持ちの問題からいっても非常に難しい問題であります。また、勇気が要ることもあります。言われれば行くでは、問題があるのではないのでしょうか。それに対しまして、これまで不在者投票、今回からは期日前投票でしょうか、こうしたものを利用すればいいのではと、そう言う方、またそういった意見もあることだと思います。しかし、車を持

っていらっしゃる方ならともかく、バスや場合によってはタクシーを利用しなければいけない、そういう方々ではお金や手間をかけなければならず、これまで以上に投票所が遠くなることになりかねないのではないのでしょうか。こうした選挙の機会平等がされていない方々の権利を確保する上でも、例えば出入り口が見えるところに介助員などを配置することや、介助員だと一目でわかるように腕章をつけることなどが必要ではないのでしょうか。見解を伺います。

また、投票所によっては靴を脱がなければならないところがあります。私の知っている方で、靴を脱がなければいけないから投票には行かないと言う方がおりました。靴を脱ぐときに、腰が痛いのに中腰にならなければいけない、それが大変だということであるそうであります。また、赤ちゃんをおぶってくる方も本当に大変だと聞きました。土足で投票所に行けるように改善すること、玄関へいすなどの設置、乳幼児同伴者が記入しやすいようにベビーベッドの設置など、厳しい財政事情ではございますが、その中でもできるだけお金をかけずに、なおかつ実施可能なものから行うべきです。こうした問題について、選挙管理委員会ではどのような対策を考えているのか、また今後の対応はどのようになっているのか、お考えをお伺いするものです。

◎2、市立病院

・市立病院のあり方について

次に、市立病院のあり方についてお伺いいたします。現滝川市立病院は、外来患者数1日平均1,200人、入院では310人を抱える病院であります。患者は、滝川市のみならず、遠く浜益村からいらっしゃる方もいるそうであります。その点からいえば、まさに地域に欠くことのできない病院となっております。さらに、食材などを搬入する方々、門前薬局、お見舞い用品などを購入する商店など、何らかの形で滝川市立病院にかかわっている方々も多くいらっしゃり、病院を中心とした一つの地域が形成されています。中心市街地の論議の中でも、駅から病院までの動線が示される極めて重要な施設であります。現在合併法定協の中で4市5町の市立病院のあり方が審議されています。また、さきに厚生常任委員会にも示されました市立病院のあり方に関する研究会報告書にも幾つかの案が示されております。この中身では、広域病院プラスサテライト体制、広域病院、準センター病院、サテライト病院、さらには合併が成立しない場合など、それぞれのメリット、デメリットを上げ、その中で検討課題なども示されております。そのような中で、現滝川市立病院がなくなり、移転するのではという声があります。かわりに砂川空知太など市外に移転することとなると、患者の利便性のみならず、商店街や院外薬局など周辺に与える影響は非常に大きいと予測されるものです。想定される影響額などで、砂川などに移転した場合、移転しなかった場合をそれぞれ対比してお示し願いたいと思います。

次に、この研究会報告書で出されております準センター病院、サテライト病院の想定する規模はどのようなものかお尋ねいたします。すなわち、医師数はどれくらいなのか、診療科は何々あるのか、病床数はどれだけか、想定される外来患者数はどれだけか、急性期型や療養型など、この報告書で規定される病院の規模をお示し願います。

次に、お伺いしたいのが所管官庁であります厚生労働省の方針であります。聞くところによりま

すと、1自治体1病院という原則があると聞いております。自治体に一定の規模の病院が存在する場合、新たに病院を建設するとなると許可される対象にならない、こういったふうにも聞いております。こうした方針は、どのようなものなのかお伺いするものです。

最後に、産婦人科医師が砂川市立病院からの出張医として派遣されることになったのは報道によっても明らかであります。これによれば、週3回の外来診療になる見込みだそうであります。このことにより、周産期医療センターとしての指定も砂川市立病院に移るような見込みであるそうであります。市は、これからも常勤医確保のため努力するとのことですが、市民にとって利便性は著しく悪化する状況であります。そこで、市民はほかにも引き上げや出張医化するような診療科がないのかどうか心配しています。こういった医師の引き上げや出張医化は全国的なものとなっておりますが、特に北海道では顕著にあらわれております。他の自治体病院の小児科などでは、医師不足などからセンター病院集約化の動きがあるという情報も聞いております。こういった情報について、滝川市としてどのように把握しているのか、またこのことをどのように考えているのか、お考えをお伺いいたします。

以上、お伺いいたします。

○議 長 酒井議員の質問に対する答弁を求めます。選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長 酒井議員の一般質問で、選挙管理委員会の所管に属します投票所のバリアフリーについてのご質問がございましたので、お答えいたします。

昨年9月の第3回定例会で大谷議員より投票所内への土足で入れるようにのご質問がなされ、この中で答弁しておりますが、現在市内の投票所は19投票所ございまして、土足のまま投票できるところは3カ所でございます。残りの16投票所のうち、江部乙地区の3カ所の福祉会館は和室を利用してございまして、土足にはなれません。また、小中学校、幼稚園を利用している投票所は8カ所ございまして、昨年の衆議院総選挙の前に教育委員会と協議しておりますが、シートを敷いたとしても、教育の場であり、基本的には内と外との区別をしたけじめのある指導を児童生徒にしておりますので、土足で出入りさせることは好ましくないとお話ございましたので、従前同様な取り扱いをさせていただいております。昨年改善しましたことは、小中学校を利用している投票所では、体の不自由な方のために玄関内に児童用のいすを配置し、靴の履きかえ時に利用させていただいております。参議院選挙時も同様の配置を計画しております。ご質問にあります介助員の配置につきましては、その業務のみで配置することは困難でありますので、人に助けを求めるのは大変ですが、助け合いの精神により、投票にいらした健常者の方のご協力を得ていただくほか、当然職員も協力しますし、また介護福祉、障害者福祉サービスなどの居宅生活支援制度を活用していただけるかと思えます。また、ベビーベッドにつきましては、設置場所の問題もありますし、子供はベビーベッドに置いたとしても親を迫います。目を離れたすきにベッドから落ちては大変ですので、必要に応じまして事務従事者、女性職員を必ず配置しておりますので、その職員が積極的に協力するよう要請してまいりたいと思えます。いずれにしましても、体の不自由な方などが会場のせいで投票に行けないということのないよう、各投票所の選挙人の要望を取り入れながら、バリアフリーを視野に入れ配慮してまいりたいと存じますので、よろしくご理解のほどお願い申し上げます。

以上で答弁を終わらせていただきます。

○議長 市長。

○市長 酒井議員のご質問にご答弁を申し上げます。

市立病院のあり方についてであります。現在病院のネットワークにつきましては、統合による中核病院をつくっていくということを基本に置いて、意見交換、調整がなされているところであります。したがって、今こういう形でということについてはご答弁できる状況にないのをご理解をいただきたいというふうに思います。今後の病院のあり方、位置等については、しかるべき時期にそれぞれの小委員会なり協議会を通じて議論がされるというふうに思いますし、その結果を踏まえて、いろんなことを検討しなくてはいけないというふうに思っております。ただ、ご質問のありましたように、影響額はどうかということに、これを定量的に把握するということになるとなかなか難しいなど。日本の国は計画経済ではありませんから、これはなかなか難しいというふうに思いますが、可能な手法で、あるいは定性的に把握できるものについては、定量的に評価をしてみなくてはならないというふうには思っております。したがって、2点目にございました準センター病院、サテライト病院、想定する規模と、そういうところに検討が至っていないということをご理解を賜りたいというふうに思います。

1自治体1病院という国の方針としての原則はありません。しかし、公的病院はその機能、役割を今のままでいいのかということを見直しをして、2次医療圏ごとに、2次医療圏と申しますのは中空知医療圏でございますが、本当に必要とされる医療サービスを効率的に提供しなくてはならないと。必要に応じて病床数を削減するというのが、昨年厚生労働省が出したビジョンであります。一方、自治体病院が良質な医療をどう効率的、継続的に提供していくかという観点に立ちまして、中核病院と関係病院の機能分担を進めて連携強化をするなど、自治体病院の再編、統合、ネットワーク化など、地域における医療提供体制の抜本的な見直しが重要であると。これは、ことしの2月に厚生労働省、総務省、文部科学省が地域医療に関する関係省庁連絡協議会というのをつくって出した方針であります。恐らく国は、こういう方向に沿って当施策を展開してくるのではないかとこのように思っておりますので、こういう国等の動向、それからこの地域の医療を取り巻く状況、そして合併による地域の特性を生かした機能分担、こういうものを総合的に勘案しながら計画されるべきだというふうに思っております。

産婦人科医師の件でありますけれども、医師のセンター病院集約化の大きな要因の一つは、平成16年度から実施された新医師臨床研修制度と、2年間の臨床研修というのがあります。また、診療科目によって、お医者さんが多く希望するところとどうも希望が少ないところと、そういう医師数に、私はこの科目のお医者さんになりたいという希望にばらつきがあるということがよくあります。産婦人科、小児科については、そういう意味では医師の確保ということになかなか厳しい状況にあるというのが今回の集約化の背景にあるようであります。しからば、ご質問のありましたような小児科医師についてはどうなのかということでございますが、厳しい状況にあるというふうなことは聞いておりますけれども、現在本市において小児科の医師の集約化という情報はないということをご答弁を申し上げておきたいと存じます。

以上申し上げまして、酒井議員に対する答弁とさせていただきます。

○議長 長 答弁が終わりました。

再質問、酒井議員。

○酒井議員 それでは、何点か再質問させていただきたいと思います。

まず、投票所のバリアフリーについてでございますが、本当は再質問するつもりは余りなかったのですが、一つ意見としてだけ申し上げたいと思います。私が聞いていたのは、介助員を専門に玄関出入り口に置いて介助させろと言っているわけではないのです。そうではなくて、今そうした係員が言われれば行くという、そういった状況でございますから、それが出入り口から見える状況であれば、それで事は足りるわけで、そういったところでできるだけ気配りをさせていただきたいというところをお願いしたわけで、そういった点でぜひ改善をお願いしたいというふうに思います。

それから、市立病院のあり方についてでございますが、市長のご答弁によりますと、統合により中核病院を云々というお話でございました。それについても、私が聞いたのはそういったことではございません。むしろあくまでも厚生常任委員会にも出されました市立病院のあり方に関する研究会報告書、これに基づいて私は聞いているのです。合併問題で今どうなるかということを知っているのではないのです。この資料の中でどういうふうに出されたのかと。この資料を見ますと、座長に病院長、助役などをそろえておまして、これについて市長に報告されているというものでございまして、これに基づいて聞いているわけでございます。その点から、準センター病院とは何なのかと、それでサテライト病院とは何なのかということを知っているわけでございます。今合併の論議がされているから答えられないというのはちょっとおかしいのではないかと。あくまでもこの中で想定されているものが何かということをもう一度お伺いしたいと。これが答えられないとなると、余りにもいいかげんな文書になってしまいますから、その点についてお伺いしたい。

それから、小児科医については、滝川市ではそういったものはないというふうに聞きまして、安心できることではありますが、こういうことについてはこれから想定される問題でもございますので、ぜひとも産婦人科のようにならないようにと伺いますか、こういった情報にも十分アンテナを張って対応していただきたいと。これについても要望だけしておいて、私の一般質問とさせていただきますと思います。

○議長 長 酒井議員、投票所の関係については意見として、答弁は要りませんね。

○酒井議員 要りません。

○議長 長 それでは、酒井議員の再質問に対する答弁を求めます。市長。

○市長 長 酒井議員の再質問にご答弁を申し上げます。

現在滝川市立病院は準センター病院であります。現在の病院が準センター病院であり、これが将来とも準センター病院としての形が変わっても準センター病院かもしれません。私が申し上げているのは、準センター病院でありますとかサテライト病院、確かに検討して報告をいただきました。この姿というのは、それはサテライト病院と言えばサテライト病院としての一定の姿があるのかと。モデルパターンがあるのかもしれません。しかし、サテライト病院としてこれこそが、これこれこういう形を整えたものがサテライト病院という定義は実はありません。私は、今滝川市の公的医療

機関の体制を考えていくときに、準センター病院でありますとかサテライト病院でありますとか、方が一こういう選択になったときに何が外的要因として選択に大きな影響を与えていくのかということは、中核病院がどういう形になるのかということに大いに影響を受けると。この大いに影響を受けるセンター病院のあり方、これをしっかり前提として議論をして方向性を見つけ出していかなければ、さまざまな医療環境を取り巻く状況の中で準センター病院の姿、サテライト病院の姿、そういうものは浮かび上がってこないというふうに思っております。滝川市が何ぼ頑張ってもセンター病院にしようと、それは政策の方向性としてはあるかもしれませんが。準センター病院という限りなくセンター病院に近い病院というのは、それは選択の物理的な可能性としてはあるかもしれませんが。しかし、それが客観情勢として現実を選べるのかどうかと。そういうことを実は前提にして、先ほど申し上げました。やはり今一生懸命議論している合併の中でセンター病院のあり方論ということが議論されているわけでありますから、そういうものを見据えつつ、この準センター病院あるいはサテライト病院ということについても考えていく必要が、地域医療、地域の公的医療をどう担うのかという形の方法論としての検討は、その次の段階で考えていかななくてはならないことだというふうに思っております。

以上申し上げまして、再質問に対するご答弁といたします。

○議長 以上をもって酒井議員の質問は終了いたしました。

若干早いのですが、昼食休憩といたします。再開は午後1時といたします。

休憩 午前11時39分

再開 午後 1時00分

○議長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

清水議員の発言を許します。清水議員。

○清水議員 それでは、議長のお許しを得ましたので、一般質問を行いたいと思います。

なお、合併問題で言えば、8月にも住民説明会が開始されようという時期ですので、まさに合併の是非を市民に問う直前の定例会での市長のご答弁になると思います。こういうことを踏まえて、ご答弁は具体的にいただきたいというふうに思います。

それでは、通告順に始めてまいりたいと思います。

◎1、合併の是非は市民にわかりやすく

- 1、情報提供と意向把握は、協議会任せでなく広報の活用を
- 2、住民説明は近所が誘い合える町内会単位で
- 3、説明資料は、現在・自立の場合・合併の場合の三者比較表式で
- 4、説明資料での新市計画の取り扱いについて

まず、合併の是非は市民にわかりやすくという点ですが、この通告の第1件から第4件までは合併問題関連です。全体として市長のお考えを伺っていきたく思いますので、よろしくお願いま

す。まず、情報提供と意向把握は協議会任せではなく、広報の活用をもっとすべきという点ですが、市民と対話していますと、合併は決まったと、こういう答えがかなり返ってまいります。この原因として考えられることは、今の情報提供は合併した場合、この情報一辺倒になっていることではないかと。調べてみましたら、広報は法定協ができて1カ月余りに編集された3月号から、合併に関する記載は一切ないということで、協議会ニュース、「結」です。これが市民にとっては最大の情報、もちろんマスコミはございますが、そういう状況になっております。この数カ月間、合併した場合のニュース漬けにされたのでは市民はたまりません。合併と自立どちらがよいかを市民に考えてもらうためには、広報でも独自の情報提供や意向把握をすべきではないでしょうか。せめて市民がもう合併が決まったなどという、そういう考えにならないように、今は皆さん情報を集めてくださいと、7月、8月にはこういうことをやりますよと、皆さんの意見を伺いますので、それまで考えてくださいねということが通じるような広報活動についての市長の考えを伺います。

次に、法定協議会で実施したアンケートの回収率です。法定協では、なぜ少なかったのだという問いに対して、事務局は関心が高くなかったということを書いてあります。非常にこれは市民に対して失礼だなというふうに思うのです。私は、市役所に届けるのが大変ということもあったと思います。しかし、これだけの理由であれば、こんな0.25パーセントなどという限りなくゼロに近いようなものにはならなかったと。やはりどこか遠くで議論しているようだ。どうせこれに書いても意味がないというのが私は一番大きい理由だったのかなというふうに考えます。昨日の渡辺議員への答弁で、市長はアンケートの回収率は関心のバロメーターではないと述べられたことについては同感です。しかし、0.25パーセントという四捨五入で言えばゼロになるような数値にもかかわらず、市長はPR効果はあったと述べただけで、回収率が小さかった原因についてはご答弁されていないと思うのです。改めて伺いたいと思います。

次に、住民説明会の単位についてですが、説明会は近所同士が誘い合って気軽に参加できる、こういうものにすべきだと思います。そういう点で、町内会単位ではいかがでしょうか。また、どんな簡単なことでも質問できるという内容、そういう内容にする必要があると思います。例えばそこで気軽に、合併したら除雪どうなるのだと、合併しなくても財政大変なのだから、その場合は除雪どうなるのだとか、あるいは病院の問題や料金の問題、税の問題、こういうことを老若男女がそれぞれの生活がどう変わるかということで質問できるような内容、こういった内容になるような説明会の持ち方にすべきだというふうに考えますが、市長のお考えを伺います。この点では、既に一昨年秋から行われた、ごみ分別の新たな方法に対する住民説明会は何と500カ所、1万5,000人参加と。通常の住民懇談会が7カ所あるいは11カ所でせいぜい500人、全くどちらを選ぶかというのが明らかだと思うのです。やればできることですから、市長のお考えを伺いたいと思います。

次に、説明資料についてです。現在、自立、合併、この三者比較表が必要ではないかと思えます。まず、合併か自立、これを二者択一を判断できるような資料という点で、詳しいものもいいのですが、何よりもやっぱりわかりやすいということが大事だろうと。そういう点では、比較表というものが用いられるべきではないかなというふうに考えます。この点では、昨日の本間議員が合併推進

の立場と述べられつつ、自立、単独の場合の財政シミュレーションと合併の場合の比較を求め、市長も実施を明言されております。ここでは、財政シミュレーションのみならず、負担やサービス、病院や施設などについても、こういった表形式で載せられることについてお考えを伺うものです。

次に、新市計画の取り扱いです。これは、冒頭一番最初に出てくる言葉は、案では「いきいき輝く新生拠点都市〇〇〇〇」と、形容詞がここだけでも四つも入っているのです。形容詞というのは、非常に誤解を生む、大げさに大きく伝わり過ぎる、あるいは小さく伝わり過ぎる、中身が具体的に伝わらないなど、美辞麗句がちりばめられた新市計画というのは、これが住民説明資料にどう載っていくかというのは非常に私は注目しております。そこで、法定協の議論では委員が財政計画と差があり過ぎると、あるいはこれらの言葉を目標を実現する具体的な策が新市計画には何もないと、まさに絶句という感じで述べられております。委員にしてこうですから、市民にはなおさらわかりにくいのではないのでしょうか。なお、新市計画の中に含まれる各市町の現況説明は必要ですけれども、その他は説明資料としては疑問に思います。仮に載せるとすれば、自立の場合のまちづくり総合計画、これをやはり対比の形で載せるということが択一をする場合の資料としては適正ではないかというふうに考えますが、市長のお考えを伺います。

◎2、自立計画について

・合併と比較できる具体的な自立計画策定のスケジュールについて

次に、自立計画です。これについては、昨日本間議員に対し、自立の場合の資料提供をすべきだということについて、これについてもするというご答弁をされましたが、この問題ではスケジュールについて伺います。8月には住民説明会が始まると。逆算すればもう1カ月余りという中で、これについて検討するか考えるというタイムリミットは過ぎていると思います。何月の何日ごろというところまでもう既に煮詰まったご答弁がいただけるのではないかと思いますので、市長のお考えを伺います。

◎3、市民意見の反映方法について

・市民意見の反映方法について

次に、市民意見の反映方法についてです。この点では、いまだに反映方法の方針が具体的に出されないということで、これについてもいつ方針が提案されるのか、またその方法は住民投票なのか、アンケートなのか、またその他なのか。3番目として、対象です。有権者全員なのか、一部の有権者なのか、それとも全戸なのか全世帯なのか、一定の年齢で18歳以上などにするのかについて市長のお考えを伺います。この問題でも昨日渡辺議員の質問に、最善の方法を議会に提案したいと言われております。最善の方法ということは今言っている時期ではないと。もうその最善の方法が7月の頭にも示されなければというふうに思っていますが、市長のお考えを伺います。

◎4、法定協議の現状についての評価

1、特例債がほとんど使えないことの説明と市の調査不足について

- 2、交付税が15年後には、自立に比べ毎年約17億円も低くなり、15年後からは単年度収支も赤字に転落する財政計画（中間報告）について
- 3、負担は高い方に、サービスは低い方に合わせる協議では、広報や総務省の宣伝と逆ではないか
- 4、新市の総合病院の位置など最重要課題での時間切れ「先送り」「見切り発車」は、決定的な合併デメリット
- 5、図書館新館建設事業要望と機能分担について

次に、法定協議の現状についての評価という点で5点にわたってお聞きしたいと思います。まず、特例債がほとんど使えないことについての説明、あるいはこれはやはり市としても調査不足があったのではないのかなど。説明不足あるいは調査不足ということでお伺いしたいと思います。特例債の実態についてですが、借り入れ可能額467億円に対して、法定協で示された財政計画では40億円あるいは50億円という中身でした。しかも、公営住宅は法定協の事務局から利用できません。学校建てかえは、市の特別委員会で普通の事業債でも統合では使えますので、特段のメリットはありませんし、これまで全国で事例はありません。下水道に関しても、通常の起債、補助金の方が有利、福祉施設も同様と。こういうことで、ではどんなものが利用できるのかというと、どうしても必要だと思われる事業以外のものについて使えるということなのです。ですから、これはむだな事業に使われる危険性が非常に高いと。病院についても、事業費の25パーセントでは該当にならないということが特別委員会でご答弁されています。これらのことを考えると、市民は話が違うのではないかと。市長も繰り返し優位な財政支援を受けられる期限内に合併していきたいというふうに述べられています。その優位な財政支援というのが、ではこの特例債で言えばほとんど優位性はないと。逆にむだ遣いの危険性を考えたら、マイナスではないかというぐらいはっきりしていると思うのです。そういう点で、こういったことについて説明はどのようにされているかといったら、ほとんどされていない。あるいは、こんなことが今ごろわかって遅いのです。毎年出される補助金や起債のマニュアルに載っているわけですから、そういったことをわかっていて優位な支援策だというふうに述べてきたのか、それとも調査不足だったのか、こういったことについて伺いたいと思います。

次に、交付税が激減緩和の後急激に落ちると。そういう中で、法定協の財政計画案で示されたものについて伺いたいと思います。まず、交付税は合併した方が減額されるということで、11年目から減少し、15年後には毎年約17億円も低くなるということについて、これは法定協で出された表、交付税がどうなっていくかという表です。市長もぜひ見ていただきたいのですが、これが合併して1年です。これが16年後です。自立と書いて、マジックでなっています。自立の場合は、10年後から人口に比例した、毎年1パーセントぐらいつしか減らないです。ところが、合併しているところという形で激減していくのです。この差は、合併して16年後には17億円ぐらいだということが特別委員会でも確認がされています。これくらい自立の方が交付税では有利なのだということが法定協の案でも出されております。そして、その結果、合併した場合に普通会計の収支はどうかというと、合併してしばらくいいと。途中ちょっと赤字になっていますが、13年後

の収支をピークにして激減して、15年後、16年後と赤字に転落して、さらにそれが大きくなっていると、こういうことです。こういう財政計画案が出されています。こういうのが出される中で、これでは幾ら最初の10年間で自立と同様に交付税が保障され、そのときに合併すれば、支援策がないときに合併するよりも有利だということがあっても追いつかないと。結局16年後以降を含めて考えたら、交付税の点ではデメリットだというふうになっています。この大きなデメリットを市民にどう説明されるのでしょうか。市長のお考えを伺います。

次は、3番目、負担とサービスについて伺いたいと思います。まず、これは総務省の現在もされている宣伝や市の広報などで示されてきたものと現在法定協で行われていること、これが逆ではないかということについて伺いたいと思います。この点では、固定資産税の減免や上下水道料金、幼稚園の入園料、また公民館などの使用料なども高い方に合わせ、負担は高い方に、サービスは低い方という方向で調整が進んでいます。それで、その調整内容については「結」でもはっきりと示されています。一つは、各種料金などの受益者負担は原則として現在の負担水準を下回らないと。要するに今よりも上げると。もう一つは、1市町の単独や2市町で行っている独自事業は原則廃止ということで、負担は高く、サービスは低くという方向で調整がされています。昨日の渡辺議員の質問に対し、市長はこれまでの時代とは違うと。低負担、高サービスの時代は終わった。適正負担、適正サービスの時代に入っているのだとご答弁されています。しかし、問題はこれは現在でさえ総務省のホームページに載っていて、市も二、三年前には総務省のホームページどおりに、合併したら一般的には負担は低く、サービスは高く調整されるというふうに言っていたのですから、市長がそういうことを言われるのであれば、なぜ一貫してそういうことを言われていなかったのか。合併を推進するときに、今時代は違うと、負担は適正に、サービスもそれに応じて受益者負担なのだというふうに言ってくれば、市民の中にそれはそんな合併はする必要はないというふうな、そういうことになったと思うのです。そういう点で、広報や総務省のホームページと法定協の現状、市長の認識、これが逆だと、まるで正反対だということについてのお考えを伺います。

4番目は、新市の総合病院の位置など、最重要課題での時間切れの理由による先送りや見切り発車、こういうことをやるようであれば、合併は決定的なデメリットではないかということについて伺いたいと思います。この問題では、先ほどの酒井議員への答弁で、滝川に中核病院はできないというのが大体もう常識ですから、砂川市のどこにできるかということ、まず中核病院のあり方について決めて、今の市立病院の位置で、あるいは機能がどう変わっていくかというのはその後で考えると。それで、これが7月の頭には一定の形が法定協の第1小委員会に出されるわけです。そのときに、滝川の地域の医療がどうなるかというのがはっきりしない状態で決めると、時間がないから見切り発車と、これをやるようであれば、滝川の市民にとっての医療というものをいろんな角度から考えて、こうすべきだということを普通であれば十分考えて、そして市民の理解を得ながら病院の再編、統合をやるわけです。それが無い形で今進んでいるという、これを見切り発車のデメリットと。これは、もう明らかだというふうに考えますので、市長のお考えを伺いたいと思います。

次に、図書館新館建設事業要望と機能分担の点ですが、滝川市は4市2町の要望事業として、法定協の第1小委員会に図書館新館建設事業を要望しました。昨年11月号で市長は、今まで

はどこのまちにも図書館があり、体育館がある、そういう均等なまちづくりを国が支援してくれた。しかし、これからは違うと。さらに、このようにも言っています。本当に地域にとって必要なものを地域の意思決定によって使わなくてははいけませんと。こういう発言をされつつ、今回図書館新館を事業要望されていると。そこで、当然どのまちにもすべての施設があるということを否定されているわけですから、まず1点目として、新しい市の他地域の既存図書館施設はどのように再編されるというふうに考えているのか。また、図書館新館が滝川地域にできれば、他の社会教育などの比重は小さくなるのではないかとというふうに考えますが、市長のお考えを伺いたいと思います。

◎5、駅周辺整備事業

1、費用対効果について

2、事業の是非についての市民世論の把握はいつ、どのように行うのか

3、11億円の基金を取り崩す異常事態で総事業費22億8,000万円の本事業計画の中止、凍結、規模の見直しについて

次に、駅周辺整備事業について伺います。まず、費用対効果についてですが、この事業の目的については、中空知の中心都市の玄関口として、利便性の向上とにぎわいの創出を図るとしてありますが、20億円以上もかけて、どの程度のにぎわい、人の流れを創出できるかについてどのように考えているのか、また調査はいつ実施するのか、市長のお考えを伺います。

また、バリアフリーについては大賛成ですが、本事業計画案に示されているトイレ2カ所とエレベーター3基で2億1,000万円、この見積もりは高過ぎるのではないのでしょうか。また、公営住宅並みのエレベーターや市役所並みのバリアフリーのトイレ、こういったものがあれば設備としては十分使える、こういうふうに考えますので、こういう標準的な設備とした場合にはどれぐらい費用がかかるのかについても伺います。

2点目は、事業の是非についての市民世論の把握はいつ、どのように行うのかという点ですが、まず滝川市民の箱物批判、これは本当に大きいものがあります。どういうところから来ているかという点、まずつくっても利用されない、また費用対効果が上がっていないというようなことが主な理由ではないかと。市民一人一人にとっては、こんな施設は必要というふうに感じていた市民は少なかったのではないかとということが根底にあるので、そういう考え方になっていくのだと思うのです。みんなが要望したものであれば、箱物批判というふうにはならないと思うのです。そこで、これからの事業は目的、費用対効果などが市民に示され、市民が納得して行うことが必要ではないでしょうか。まず、これについて市長のお考えを伺います。また、これまでの箱物事業実施で、このような手続き、つまり目的を示し、費用対効果を示し、市民が納得するかどうか、これを調べて、こういう手続きを踏んで行った実績について伺いたいと思います。

2点目は、駅の前側の整備事業、計7億3,400万円、全体事業費の約3分の1ですが、2006年度、再来年度着工に向け土地区画整理事業が着々と進められるなど、事実上開始をされています。しかし、市民の理解が得られたとは聞いていません。そこで、まず何をもち市民理解を得たとすると考えているのか。また、2点目として、どのようなアンケートを実施するのか。3点目

としては、今行われている住民説明会の位置づけについて伺います。

3項目めですが、11億円の基金を取り崩す異常事態の本年度予算、こういう中で総事業費22億8,000万円の本事業計画については、中止や凍結、規模の見直しについて市長のお考えを伺いたいと思います。この問題では、まず財政健全化計画は赤字再建団体転落の回避、こう銘打って、5年間に11億2,000万円の改革目標を掲げています。しかし、その直後の今年度予算では、この健全化計画に盛り込まれていない6億6,400万円が交付税の激減の中で歳入減という三位一体の直撃を受けております。そして、その結果11億円の基金取り崩しと、まさに異常事態です。こういう中で、それでもなおかつやるのかということなのです。これについては、昨日大谷議員や渡辺議員からも質問が徹底してされました。さらに、この11億2,000万円の中には、一つは人件費削減、これは4億8,300万円です。具体的に1人当たりになると、係長職で言えば1年間で約30万円減収になると。合わせて4億8,300万円にもなっていく。こういったものを削減しておいて、このお金が駅の周辺開発に使われると、これでは納得できないという職員の方も多いのではないのでしょうか。また、使用料、手数料の問題では1,700万円が盛り込まれております。昨日の田中議員のご質問では、その結果利用者が減っているということが明らかになりました。さらに、法定協の中でも4市2町の中で既に最も高い使用料金になっています。これを6億6,400万円見込んでいない歳入減になっているのですから、当然さらに負担をお願いするということになるのではないかと。こういうことを進めて、駅だけは見直ししないということでは、市民の納得が得られないというふうに考えますので、市長のお考えを伺います。

最後に、この事業をやめて、ではどうするのかということでの提案として伺いたいと思いますが、バリアフリーや道営住宅誘致、民間集合住宅建設費補助制度、駐車場の確保などは駅周辺整備事業と切り離して個々に進められる事業であり、活性化効果も高いのではないのでしょうか。駅周辺整備事業を白紙に戻し、これらの事業が個々に財政を勘案しながら進めるように変更すべきではないのでしょうか。市長のお考えを伺います。

○議 長 清水議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

○市 長 清水議員のご質問に対して答弁を申し上げます。内容によりましては、所管からご答弁申し上げることもございますので、あらかじめご了承賜りたいと存じます。

合併についての情報提供と意向把握についてでございますが、広報という意味では、8月号の広報たきかわで特集を組んで、市民の皆さん方にこの広報をさせていただく計画を立てております。現状かなり報道機関の皆さん方も積極的に取り扱っていただいているようでございまして、個別の事項については極めて充実した報道がなされているというふうに思いますが、トータルな形で広報たきかわで特集を組みたいと思っております。

それから、法定協議会では、昨日のご質問にもお答えいたしましたけれども、新市建設計画あるいは調整項目、協定項目、そういうものについては、ダイジェスト版を作成をして、広報8月号と一緒に配布をする今の段階での計画を立てているところであります。

アンケート調査につきましては、昨日渡辺精郎議員のご質問にもお答えいたしました。回収率が低い理由ということではありますが、回収率は調査の方法によって大きく変わってくると。極端に言

うと、抽出調査で郵便切手を張って出すか、郵便切手でなくて受取人払いであるか、これによっても回収率が変わるというふうな専門的調査結果が実はあるわけでありまして、調査の手法によって極めて大きく変わる。広報と一緒に配布させていただいて、そして回収するという場合の回収率の低さというのは当然想定されたことでありますけれども、ただ少し低かったかなという印象は持っております。しかし、昨日ご答弁申し上げましたように、その回収された内容は、極めて関心をお持ちになり、よく勉強されている方々がお寄せいただいたというふうな受け取れますし、そういう意味ではPR効果を含めて意味のあるアンケートであったというふうに思います。

住民説明会についてでございますけれども、今の予定では8月初旬からやりたいものだというふうに思っておりますが、可能な限り小さな単位で開催をして、できるだけ多くの皆さんにご参加いただきたいというふうに思っております。しかし、ごみの分別、このときのような小単位でできるかということになりますと、これは難しいと思っております。あのときは、恐らく30チーム以上組みましたから、そして500カ所余りのところのご意見を聞いたわけです。今回の場合は、何チーム組めるのかというのがやはり住民説明会の大きな制約要件にもなってくるだろうなというふうに思っておりますが、いずれにしても幾つかのチームを組みたいというふうに思っております。そういう中で、可能な限り小さな単位で開催していきたいというふうに思います。都市の将来像とあわせて、施策についても理解をいただけるものとしたらいいというふうに思います。

三者比較表方式というご提案がありましたけれども、それはちょっと難しいと思っております。そこまで作業できません。私は、本間議員のご質問に答えたのは、単独の場合と合併した場合の財政の比較をちゃんとデータで提供されるのかというご質問に答えて、単独の場合の財政シミュレーションも資料として提供いたしますというふうには実は申し上げたわけです。その単独でいった財政の中で、具体的な施設水準、あるいは具体的な施策、事業の水準はどうなるのかというところまで、それは難しいというふうに思っております。したがって、財政のシミュレーションは単独でいった場合にはしっかりやると。そこで想定される数字でありますから、数字はいろんな判断がなされるであります。したがって、その数字から読み取れる将来の姿を解説的に説明をしたいというふうに思っているところであります。具体的な個々の施策の水準まで明らかにして、そして三者比較方式だということまでの作業は行えないということをご理解を賜りたいと思います。

次に、新市建設計画の取り扱いについてでありますけれども、財政計画との差があり過ぎるのではないかとございまして、ご理解をいただきたいのは、財政計画は普通会計ベースでやっているわけです。自治体の投資事業というのはそれだけではありまして、特別会計でありますとか企業会計を含めた、そういうものになりますし、建設計画も普通会計だけの建設計画ではありません。したがって、投資という意味ではトータルにご理解をいただきたいというふうに思うわけですが、これから新市建設計画と財政計画の調整というのは当然議論をされていく。したがって、財政計画は中間報告という位置づけになっているわけでありまして、私は新市建設計画の内容と財政計画は一定の幅を持って、整合性を持つべきではないかというふうに思っております。その一定の幅というのをどう理解するのかというのは、計画策定論の考え方の問題だというふうに思います。びたびたということにはならないというふうに思います。まして新市建設計画は、

新市のまちづくりの哲学、基本的な方向性、そういうものを示すことにこそ最も重要な意義があるというふうに思っております。その中で財政の姿も示していくということでもありますから、ただいまご答弁申し上げたような方向で検討がされていくだろうというふうに思います。

自立計画策定のスケジュールということもございますけれども、現在単独でいったと仮定した場合の財政シミュレーションは、現行の財政健全化計画も取り込んで財政予測を示すわけでもありますけれども、ご質問のありました自立計画を立てるものではありません。合併の是非を選択した後の問題として、単独でいくという道を仮に選んだ場合には、あるいは総合計画の見直しということも必要かもしれませんし、そういうことを含むトータルの問題として、単独で自立してやっていくための総合計画のあり方というものを議論する必要があるというふうに思っております。

市民意見の反映方法についてでありますけれども、先ほど申し上げました。できるならば8月初旬から住民の皆さんの説明会、これは地域における主要関係機関のご意見も含んで開催をしたいというふうに思っておりますけれども、そのほか昨日のご質問にもご答弁申し上げましたように、長としての責任ある提案、そして議会が議決権を行使していただく場合に参考となる情報、そういうものをしっかり住民情報として集めさせていただきたいというふうに思っております。その中には、当然アンケート調査というのは具体の課題として実施をしたいというふうに思っております。

次に、特例債についてのご質問でございます。特例債があるから合併するのだということでは、各市町村そうではないというふうに思います。新市をつくっていく場合に有利な制度としての合併特例債も選択肢の一つとして生かして新市の建設を進めたいという考え方は、皆さん同じくおありになるというふうに思います。ほかのまちで、合併特例債を一気に使って極めて財政が厳しくなっているという合併の市の事例もあるようであります。私は、合併特例債は条件は過疎債と、条件というのか、充当率と地方交付税措置についてはほとんど同じでありますから、滝川以外のところについては過疎債が適切なのか、合併特例債が全体の市として有利なのかと、そういう選択の問題は働くというふうに思っております。しかし、合併特例債があるということは、これは有利なことでありまして、可能な限り合併特例債に合致するものについては起債を起すという必要があるというふうに思っております。ご案内のように、合併特例債は最初から合併市町村の一体性の速やかな確立を図るため、また均衡ある発展に資するための公共的施設の整備をやる。あるいは、公共的施設の統合整備事業を行う。そして、基金を積み立てるための合併特例債と。初めからこういうことになっているわけでありまして、基本的に不勉強だという点はないというふうに思っております。ただ、この種の起債はかなり余裕があれば運用基準を弾力的にしていくと、そして予算の枠を超えてはるかに希望が多くなると極めて厳しい判断が行われていくと、そういうことは実はあるだろうというふうに思いますけれども、最初から合併特例債について不勉強だと、そういう認識は私にはありません。

交付税が15年後に自立に比べると、かえって問題になるのではないかとご指摘であります。私は、財政的にも、あるいは都市の魅力からいっても、単独で十分やれるところは合併という手段を選ぶ必要はないというふうに思います。しかし、将来財政的にも、あるいはこれからの魅力的な都市の形成という意味でも、単独よりも力を合わせて、大きな枠組みの中でそれぞれの特質を生か

していったら、より可能性が高まるのではないかとということで、その方向性をみんなで議論をして、新市の形態を考えているところであります。当然合併いたしますと、施策、事業に対してスケールメリットも働きますし、少なくとも単独でいく以上、行政の運営上のコストは削減できるというふうに思っております。したがって、今中間報告のシミュレーションがありますけれども、あの数字どおりに15年過ぎると赤字がたまっていくと、そういうまちをつくるのはいけないというふうに思っております。私は、10年から15年の中でやはり自立するにふさわしい、そしてできるだけ低コストで行政コストは下がり、その部分をほかの市民福祉に振り向けていくと、そういうまちをつくらなくてはならないと。私は、中間報告にあるあのシミュレーションの中でそういう余地は十分あり得るというふうに思っております、あの数字だけで15年以降赤字になるのではないかとご理解についてはお考え直しをいただきたいというふうに考えるところであります。合併は、行政の運営コストを下げる。そして、福祉の充実に回すと。これは、行政運営の基本でありますし、小さな枠組みの中でそれができるのであれば、合併の道を選ぶ必要はないと。それが極めて難しい状況になっているために、皆さんで相談をさせていただいているということをご理解いただきたいと思っております。

次に、負担は高い方に、サービスは低い方にとということでございますが、国は全国的な視点で発言いたしております。ただ、国が今年度こういう表現をしたら、以前に国が発言したような、ああいうことになるのだろうか、どうだろうかという疑問はあります。現在16年度の状況を見ますと、地方交付税の状況、あるいは特に北海道を中心とする地方の景気の動向と、こういう状況を踏まえて私はお話を申し上げているわけでありまして、金がじゃぶじゃぶと国から来る状況にはならないわけでありまして、何とか地方分権時代にふさわしい自立の道を探らなくてはならないというふうに考えているために、昨日来のご答弁を申し上げた次第であります。現在の行政サービスの水準がずっとそのまま続くということを清水議員は出発点にされているのではないかと、物事は16年度の推計で35億円の赤字になっているという状況から出発しなくてはならないと、そういうふうに実は思います。できるだけ現在の行政水準、市民生活水準を維持するためにも、行政コストは低廉にしていかななくてはならないというふうに思っております。そのために、合併協議会において、より地方都市にとって可能性のあるという道を一生懸命選択しているわけでありまして、財政の厳しいこの地方自治体も、恐らくこのまま行くと縮小、均衡の道をとらざるを得ないというところが極めて多いと思っております。少なくともそういう縮小、均衡の道だけが選択の道ではないと、そういう意味で合併の中でさまざまな議論をしているということもご理解を賜りたいと思っております。

市立病院についてであります。先送り、見切り発車というつもりはありません。私は、やはり2次医療圏において高度な医療が行われると。そして、一方で地域住民にとっても不便のない医療機関のあり方というものを考えていく必要があると。それは、先ほどのさまざまご質問がございまして、ご答弁をさせていただいたわけでありまして、医師が極めて不足である、あるいは医療費が大きな問題となっている、一方で高度な医療も求められていくと、そういう中において国が現状の医療体制では難しいのではないかと。私は、国が進めている現在の医療体制の延長線上に、滝川の市立病院は幸い黒字でありますけれども、新聞で報道されますように、かなり多くの公立病

院が赤字体質であると。これをどうするのかということで、極めて難しい選択を迫られていると。こういう状況を踏まえながら、中空知の2次医療圏の医療体制というものをやっぱりしっかり議論する必要があるというふうに思います。私は、2次医療圏におけるセンター病院あるいは中核病院の問題というのは、今合併ということがあって一生懸命議論しておりますけれども、これは合併の問題だけでない問題だというふうに思っております。いずれにいたしましても、大きな課題として解決をしなければならぬ。先送り、見切り発車という問題ではないというふうに思っております。

図書館の建築事業についてでありますけれども、私が従来市民の皆さんにご理解を求めてまいりましたのは、小さな単位での地方自治体がすべてワンセット主義で何でもかんでも整えるのはもう既に限界が来ているのではないかと。したがって、高次機能を持つ施設についてはやっぱり広域的に整備する必要があるし、コミュニティにサービスする施設についてはやっぱりコミュニティのエリアというものをそれなりに特定して施設整備を図っていく必要があると、そういう性格に応じた最適化が必要であるというふうな趣旨のことを実は申し上げてまいりました。滝川市は、これまで広域的にサービスする施設についてはゾーン化を図ろうという政策がとられてまいりました。一方、地域に必要な施設については地域化を図ろうということで、政策の選別が行われてきたというふうに理解をしております。しかし、広域行政の中でこの実現というのはなかなか難しい。滝川市は、広域にサービスする施設というふうにゾーン化を図ってきましたけれども、すべてそれは滝川市民の税金で実現してきたことであります。そうではないのではないかと。広域的にサービスできるものについては、やはり広域的に考えなくてはいけない。そのためには、もう少し大きな枠組みで、すべてが1セットではないことが必要なのではないかとということを実は申し上げてきたわけでありまして。そういう意味では、今ある程度ワンセット整っていますから、今後の問題ということについてはやはり一定期間の中に計画的に整備する必要があるというふうに思いますけれども、それぞれある1セットのものを今壊せと言ったって、そうはまいりませんから、ネットワーク化が必要だというふうに思っております。そのネットワークというのは、ドングリの背比べで何の連携もないとネットワークになりませんから、施設の大小はともかくとして、どこかが核にならなくてはならない。どこかが核になって、よく連携がとられる、私はそれをネットワークだというふうに思っております。それでなかったらネットワークではない。ただ会って、連携という名の何か連絡がとられているだけ、施策としてコントロールはとられていないという話であります。私は、合併ができ上がって新市になるときのネットワークというのは、やはり福祉施設においても、社会教育施設においても、そういうネットワークの形成が必要だというふうに思っております。しかし、新しく建てる必要があるというものについては、新しく建てる施設が全体のネットワークの中の核になり得るのか、なり得ないのかと、そういうことは十分検討していかなくてはならないと、そういうふうに実は思っているところであります。図書館は、これからの重要課題であるということで、重要性の高い事業として掲げてございますけれども、すべての施設についてネットワークには核が必要であって、その核は施設の大きさではない、機能ということになるとは思いますけれども、しかし新しく建てる場合は施設の規模も当然その中に参酌をしていかなくてはならないというふうに思っております。

駅周辺整備事業の費用対効果であります。費用対効果をどうする場合に算出をするのかということ、すべてのことについて費用対効果が補助事業の上で求められているわけでありまして、すべての事業について費用対効果の算出が求められているかということ、実はそうではありません。主に道路でありますとか、公園でありますとか、土地区画整理事業でありますとか、こういう場合に費用対効果の積算が求められていくということになります。費用対効果というのはさまざまありますけれども、補助事業上は一定の基準があって、算出をするルールがあります。ただ、私どもが費用対効果というふうに一般論的に言う場合はきっと違うのではないかと。ご質問にありますような人の流れがどうなるのかとか、地域の魅力度がどう高まるのかとか、あるいは経済的な波及効果はどうであるのかとか、そういうことになるのだろうというふうに思います。できるだけ駅周辺整備事業については、国の言う費用対効果、ビーバイシーと言っておりますが、このビーバイシーの調査を行いますけれども、それ以外の一般論的な費用対効果ということにつきましても、定性的、できれば定量的に把握できるものもあれば、定量的に把握して検討したいというふうに思っております。参考までに申し上げますと、例えば都市再生事業に手を挙げております。都市再生事業では、大会社数でありますとか、居住人口でありますとか、あるいは駐車場利用台数でありますとか、こういうものについてどれだけ効果が定量的に上がっていくのかということも評価の対象となっておりますから、こういうものについてはそれぞれ目標値を定めて取り組んでまいりたいというふうに思っております。

箱物批判ということがございますけれども、これまで土地区画整理事業を実施してきたと。こういうときには、かなり地域の皆さんと協議し、先ほど申し上げましたビーバイシーの調査なんかもやりながら、実はかなり綿密に住民意向の把握をやってきたということがあります。公園をつくる時なんかも地域の皆さん方とワークショップをつくって、どういう公園にしていくのかということをも十分議論をさせていただいて、そういう意見を反映できるところは十分反映をして公園づくりなんかを実は進めております。箱物についても、補助金をもらう上でどういう制約条件があるかないかということとは別にして、やはりこれからは市民の皆さん方が本当に望む形のものをつくっていく必要があるというふうに思いますから、そういうことについては十分配慮をしてまいりたいというふうに思います。むしろ地域の皆さん方と一緒につくるのだということを基本にしながら対応してまいりたいと思います。

世論調査についてでございますけれども、平成15年度、16年度は計画づくりであります。計画をつくっていくために、住民の皆さん方の十分なお意向をお伺いをしていきたいというふうに思います。アンケートは、これまでも何度かやってまいりました。そういうアンケートの結果というのは、この計画づくりにこれまでも反映してまいりましたし、これからもこのアンケート結果は反映させていきたいというふうに思っておりますけれども、今回の説明会に伴ってアンケートを実施する考え方は今のところございません。

駅周辺整備事業の事業規模の問題であります。駅だけ見直ししないと。見直しすべきではないかと。今計画策定中であります。見直すとか見直さないとか、そういうことではなくて、計画を策定するときにはしっかりと計画をつくりたいということでありまして、中止、凍結、規模の見直し、

そういう論点で今作業をやっているわけではありません。この事業は、都市の魅力、あるいは中心性の確保、交通拠点性、そういうものを総合的に勘案して必要ではないかと。そしてまた、必要ではないかという多くの市民の皆さん方のご意見を背景にして事業に取り組む。事業に取り組むときに、どういう事業に取り組んでいくのかと、そのことについて今計画を立てているわけでございまして、そういうことをご理解いただきたいというふうに思います。バリアフリー、道営住宅誘致、民間集合住宅建設費補助制度、駐車場確保、ご提言のありましたことはすべて今まないたに上げて議論をしているところであります。そういうことも含めながら、これからの計画の策定と、それから中心市街地の活性化を具体的に進めていくための方法論について、さらに綿密な検討を行って、しかるべき時期に施策化したいというふうに思っているところであります。

以上申し上げます、清水議員のご質問に対する答弁といたします。

○議長 建設水道部参事。

○建設水道部参事 私の方から、バリアフリー、費用対効果の関係でございますが、トイレ2カ所とエレベーター3基、2億1,000万円の計画は高過ぎる、それと参考としまして、公営住宅並みのエレベーターと市役所並みのトイレの場合の費用という質問でございます。これにつきましては、公営住宅のエレベーター、これは参考までに4人乗りであれば1基600万円、それと市役所に設置されているエレベーター、これは4基ついていますが、15人乗りが3基、17人乗りが1基、これがトータルで4基で1億1,700万円という費用でございます。平均すれば、1基3,000万円ということになるのかなと。それと、市役所のトイレ、これにつきましては建設単価は平方メートル当たり50万円というふうに聞いております。これは、市役所のは1カ所のトイレ15平方メートルでございますが、1カ所750万円ということで、ワンフロア男女でいけば1,500万円という費用になるかと思えます。

参考までに、今計画していますJR駅舎のエレベーター3基、この考え方につきましては、バリアフリー対応ということで、北海道の福祉条例のまちづくり条例に適合した基準ということで、できれば最低床面積をクリアする。そうすると、13人乗りのエレベーター、またはエレベーターの出入り口が1カ所ではなくて2カ所、入って出るといような対面式の出口式の部分も考えているということでございます。トイレについては、中央バスとJR駅舎の部分でいけば、バリアフリー、障害者対応でいくと、JRに今設置されているような面積のトイレは最低必要だろうということからいきますと、滝川市役所の1カ所のトイレのほぼ2倍ぐらいの面積の計算になるということでございます。

以上でございます。

○議長 長 答弁が終わりました。

清水議員、再質問ありますか。清水議員。

○清水議員 それでは、6点にわたって再質問を行います。

まず、1件目の第2項目で、住民説明会の規模についてです。市長のご答弁は、可能な限り小さな単位と。ごみの説明会ほどの小単位は難しいというご答弁で、従来のご答弁を繰り返された内容です。そこで、やはり目標を持つということが不可欠だというふうに思うのです。一生懸命やった

ということではやはり合格ではないと。そういう点で、1万5,000人に対して、どうしてごみが1万5,000人で、合併はそれより少ない参加人数でよしとされるのか、私はどう考えても理解できないのです。ごみ一つでもあれだけ、それぞれの住民生活に物すごくかかわることばかりですから、皆さんたくさん聞きたいことがあるのです。だから、小学校単位で町内会長さんとかが来るような立派な質問を一つされてしまったら、もう聞くことはならないのです。そうではなくて、隣の奥さんや向かいのおじいちゃん、そしてアパートの2階のお兄ちゃんと誘い合って行くと。兄ちゃん、これ聞いてよとかと、そういうことでごみ分別はやられたわけですから、中には小路のごみ箱をどうするかみたいな話まで出たのです。そういうことですから、やっぱり1万5,000人、2万人を集めるような目標をまず持つと。そこから逆算式でチームは何チームと。それで足りなければ、その場合はやはりいろんな形で人材を集めて説明会を持っていくと。逆算式でやることについて市長のお考えを伺います。

2点目は、三者比較式が難しいと。これでは、財政シミュレーションだけ見せられても市民は全くわかりません。財政シミュレーションは、一つにこ顔と困り顔で終わってしまいます。これでは話にならないです。市民は、生活がどうなるのかというのが一番大事なのです。だから、いろんな生活に関する事で比較できる。表ということでもなく、老若男女の皆さんが比較できる。財政シミュレーションだけでは全く零点に近いです。そういうことで、市長のお考えを伺います。

3番目は新市計画。これについては、先ほど新市計画だけを載せるのは、これはやはり事実上、消去法で言えば合併選択に導く合併誘導に近いというふうに述べましたので、新市計画を載せることについて、私は否定するものではありません。しかし、それを載せるときは滝川市のまちづくり総合計画もあわせて載せると。これが公平な資料の提出ではないでしょうか。市長のお考えを伺います。

済みません。番号をきちっと言わないと。2点目は、1の3項目での再質問です。3点目は、総合計画との関係については、これは要望ということで、再質問にはいたしません。

次に、3件目ですが、3件の1、市民意見の反映方法です。市長は、また長として責任ある提案をさせていただくということを述べられましたが、ここでは特にもう少し突っ込んでお伺いしておきたいと思います。一つは、住民投票やアンケートというのは全有権者あるいは全世帯、限りなく全に近いのです。住民投票になれば当然そうですけれども、アンケートでもそういう規模を考えているのか、それとも昨年の秋やられたような2,000人規模的なものも含めて検討されているのか。そういった中では、2,000人規模のアンケートではだめだと。ある世帯に行くと。Aさんあてだが、そのうちのおやじさんが書くこともあるのです。そういったことではなく、やはり個々の意見表明の自由を保障するということ言えば、仮にアンケートであっても、全有権者規模、そしてきちんと返信用封筒をつけて、これは先ほど市長も言われておりましたので、回答効果の上がるやり方ということで私は考えておりますが、もう少し突っ込んだ、どれぐらいの規模でと、そういったようなことについて伺います。

4点目は、財政問題で法定協の現状で、4件の第2項目ですが、市長は合併してから15年、16年で行革効果が上がっていくので、単純に財政計画案のように赤字にはならないということで私

に再考を促されましたが、私は私なりに考えております。一つの目標として北見市があるのです。北見市は人口11万人です。4市2町は9万5,000人です。北見市と4市2町の人件費の差は29億円です。北見市は、支所は4カ所3人ずつですから、計12人なのです。私は、4市2町が合併して、幾ら何でも3人の支所になるというのは到底無理だと。ですから、歴史を考えれば、そこまで行き着くには50年も60年もかかるのではないかと。あるいは、ほかに切り詰められる経費、市長は先ほどいみじくも図書館と体育館の問題でこのように言われました。ネットワークだと。そして、図書館でも中核になるものとそれぞれだから、結局合併しても施設は一つ、二つになんか減っていかないのです。そう考えたら、とても北見市のような規模までは落とせないのです。ですから、合併したら行革効果が高い、高いと言いますが、仮に北見市を目標にしても29億円、せいぜいこの半分。そうすると、先ほど示した自立の方が17億円交付税が多い。ここがそこで生きてくるといふふうに考えております。ですから、私は再考の考えはございませんが、北見市の例を示しながら、合併して本当に北見市ぐらいまで行革効果で減らせるのか、あるいは北見市よりもっとスリムにできるのか、もう一度市長のお考えを伺いたいと思います。

次、5点目です。駅周辺の1項目め、費用対効果です。市長は、市民が本当に望む形のものをつくるということは述べられるのです。ですから、つくるということが前提なのです。つくることを前提にして、どんな形のもを市民は望むかというところから入るのです。それで、アンケートは何度もやってきたと。しかし、今回の説明会に伴ったアンケートを実施する考えはないということは、これ以降アンケートを実施する考えはないというふうにも受けとめられるし、少なくとも駅周辺事業の是非に関するアンケートはもうとるお考えはないのだというふうに理解していいのかについて伺いたいと思います。

この5件を再質問としたいと思います。

○議 長 清水議員の再質問に対する答弁を求めます。市長。

○市 長 清水議員の再質問に、以下ご答弁を申し上げます。

住民説明会の規模についてであります。何人に話を聞いてもらうのだ、目標を設定して、それを達成すべきだと、極めてよくわかる話であります。ただ、現実にやるときに本当にそうなるのか、これも私としては考えてみなくてはいけない。ごみのように30チームつくって、特別職あるいは部長職、そういうことで何十人かのリーダーが行ってご説明を申し上げるといふことに、そうであればなるのでありましょう。しかし、なかなかそういうわけにはいかないのではないかと。幾つかのチームをつくって、できるだけ細やかに対応したいというふうに思っておりますけれども、しかしそれはごみとは違った意味での限度、限界があるというふうに思っておりますから、その説明体制というのがある意味では制約要件になるというふうに思っております。したがって、この大きさの範囲内で、地域の広がり範囲内で多くの皆さん方に集まっていただくと、そういうことで関係機関、団体の皆さん方にはお願いしたいというふうに思っておりますけれども、清水議員も先ほどご質問のありましたように、ぜひ多くの人たちを誘い合わせてその懇談会にご出席をお願いしたいというふうに思います。そういう積み重ねが結果としてより多くの皆さん方のご意見をお伺いするということにつながるというふうに思っております。

三者比較式についてでありますけれども、私が先ほど申し上げたのは、まず財政シミュレーションが出発だというふうに思っております。財政シミュレーションが示すものは何であるのかということについては、ポイントの解説を加える必要があるというふうに思っております。ポイントの解説によって、やはり皆さん方に単独で行った場合にはこういう姿が想定されますということをご理解をいただきたいというふうに思っておりますが、それが施設の整備水準であったり、具体的な個々の施策水準であるということにはならないというふうに思っております。零点に近いというふうなご評価をいただきましたけれども、私は満点とは申しませんが、現在においてできることについては最大限やろうということは、そういう限界があるということをお願いしたいというふうに思います。

市民意見の反映方法についてでありますけれども、今回アンケートはやりたいというふうに思っています。ただ、それは従来の無作為抽出によるアンケート調査では適切でないかなというふうに実は思っております。したがって、世帯アンケートということも可能性の一つとして具体的に検討したいというふうに思っております。これは、1世帯にいろんな方がいらっしゃるかもしれません。今までの無作為抽出というのは、対象はいろいろでありますけれども、若い人から世帯主から高齢者まで、年齢的にもバランスよくというのが一般の抽出調査の事例でありますけれども、今回はそういうやり方ではない方がいいのかもしれないということで、世帯アンケートということも何世帯調査するのかというのはまた別の議論でありますけれども、世帯調査ということの可能性も少しまないたにのせて検討したいと思っておりますが、返信用封筒を入れて回収率を高めるということだけでなく、これはもっと回収率を高めるいい方法がないかということで知恵を絞りたいというふうに思っております。

本当に合併してスリムにできるのかと。単独でやる以上は、行政コストを下げられるということでない、行政コストの上からは意味がありませんから、それはそういう方向に沿ってやるべきだというふうに思いますし、この6市町を取り巻く状況というのは、恐らく道内の中でも極めて厳しい地域ではないかというふうに判断されますし、そういう意味でのスリム化というのは共通の課題として進んでいくことのできる課題だというふうに思っておりますが、北見市のようになるかどうかということは、地域事情がありますから、これは別問題でありますけれども、相当行政コストの削減は図って、それをほかの事業費に転換できる余地はあるというふうに思っております。

駅周辺整備事業についてアンケートをとらぬのかということですが、先ほど来ご答弁を申し上げますように、これまで何回かアンケート調査もやりました。機関、団体のご意見をいただきましたし、懇談会もやらせていただきました。そういうことを背景として、今案をつくりまして、こういうことではいかがでしょうかという事業計画の内容を詰めているところでありまして、そういう中ではなかなかアンケートという手法に適しないのではないかと。私は、住民懇談会の中でよく意見をお伺いして、計画づくりに反映したいというふうに思っております。

以上申し上げます、清水議員の再質問に対する答弁とさせていただきます。

○議 長 以上をもって清水議員の質問を終了いたします。

中田議員の発言を許します。中田議員。

○中田議員 共産党さんの3人の鋭い質問が終わりまして、お見受けいたしますと、理事者側は何かお疲れのようでございますけれども、メインディッシュが終わった後はデザートだけでございますので、私の質問にもお答えいただきたいと思っております。

私は、産業振興について二つの項目で質問させていただきますが、合併等の今までのような高い議論の中にこの問題が消されませんように、また先送りもされませんように、納得のできるお答えをちょうだいしたいと思っております。では、質問に入る前ではありますが、この経済不況の中、私ども商業界の活性化のために、滝川市経済部を初め、総力を挙げていろいろとご努力、ご支援をいただいていることに深く敬意と感謝を表すものでございます。

◎1、商業振興

1、固定資産税・都市計画税の条例減額制度について

2、滝川市商工業振興条例について

まずは、固定資産税、都市計画税の条例減額制度についてであります。去る5月19日に総務文教常任委員会におきまして、平成16年度の主な地方税制改正について報告がございました。個人事業税の均等割の見直しでありますとか、老年者控除の廃止等の報告をいただきましたけれども、最後に固定資産税、都市計画税の条例減額制度の創設がされたという報告がありました。しかし、せっかく優遇措置が出ましたのでありますけれども、当滝川市としては、全道的に他市もこれを行わないから、横並びで商業地の固定資産税の引き下げはしないよという発言でありまして、それもあっさり言われたものでありますから、実は私もあつけにとられたわけでありまして、これはちょっと質問しておかなければならないなということで、この税制について質問させていただきますが、その前にちょっとこの税制について私なりに説明をさせていただきますと、間違いがあればぜひご訂正もいただきたいと思いますが、固定資産税、不動産取得税のベースとなります固定資産税評価額は平成6年度に公示地価の7割の水準に引き上げられたのでありまして、その後地方商業地では空洞化現象などから急激な地価の下落が進行しましたことは皆さんもご存じであろうと思っております。これが私たち納税者の負担感を強める結果となっていると考えます。しかし、行政側は、これは滝川市に限らないわけでありまして、この固定資産税が市町村税の税収の大きな部分を占めているものでありますし、しかも非常に安定した税収でありますし、徴収もしやすいということもありましようけれども、財政難を理由にその負担率の引き下げに難色を示してきているということも、今自分がこの議会の立場では理解もできます。しかし、平均負担率というのがございまして、これを各地がそれぞれまちまちに定めているわけでありまして、砂川市は58.8パーセント、岩見沢市は60.3パーセント、千歳市56.0パーセント、美唄市に至っては46.2パーセントという中、当滝川市は67.0パーセントと道内34市中、上から6番目の高い水準にございます。これは、商工業用地も含めての数値でありますから、純然たる商業地だけの数値はまだまだ高くありまして、ちなみに私の栄町地区では81.3パーセントにもなっております。これが土地が高いということにもなってくると思うのでありまして、地代、家賃に影響してくるわけでございます。こういうことから、これをもとに質問を行いたいと思いますが、まずこれだけ下落している

商業地における高税額に対する市長の認識、見解についてお答えいただきたいと思います。

そして、2番目として、他都市と比べて明らかに高い負担率の算定基準とは一体何なのでしょう。どのようにして決定するのでしょうか。これについてもお答えください。その適用地区の範囲とは、どこまでのことをいうのでありましょうか。そして、この条例を適用したときの減税額の試算は持っているのでしょうか。というようなことの種々の検討が去る5月19日の委員会の報告の前に実際庁内で行われていたかについてお伺いしたいと思います。

次に、滝川市商工業振興条例についてお伺いをいたします。その総則をちょっと朗読させていただきますと、本市における商工業が市民生活の向上と市勢の発展に果たす役割の重要性にかんがみ、企業の自主的な努力を助長し、企業の近代化、合理化及び協業化並びに企業の立地及び振興を促進するため、その健全な発展に必要な助成及び融資を行い、もってその育成振興と雇用機会の拡大を図る、このようにございます。確かに条例制定時期におきましては、企業誘致が非常に盛んでありまして、我々市内事業者も活発なときでありましたから、適切なものであったと考えられますけれども、現在この経済環境の中では時代に十分な対応ができていないと考えます。ほぼ死文化しているものもあるようでございます。特に郊外大型店の進出につきましては、大店法の廃止の中、出店規制ができなくなってきたこともありまして、もちろん消費者の利便性からも、私どもは大型店との共存共栄を図っていくことでまちづくりを行っていくことに努力しているものでありますが、しかし現状におきましては、各組織が例外なくアウトサイダーの問題、すなわち組織の未加入、脱退問題で苦慮しているということに行政はお気づきになっておりますでしょうか。固有名詞は避けますけれども、東町の大型食料品店、滝の川の同じく大型食料スーパー、そして国道12号、38号バイパス沿線の大型スーパーでありますとか、紳士服、靴の大型量販店、また商店街にありましては、中型の生活医薬品店、また本部直営のコンビニエンスストア等がそれに当たりまして、数に限りがございません。もちろん商工会議所でありますとか商店街では、組織への加入要請の働きかけを行ってきておりますが、ほとんど効果がございませんで、逆に脱退企業がふえているというのが現状でございます。しかし、市長が常に提唱されております協働のまちづくりの観点からも、進出企業は環境サービスの整った当市に入ってくるわけでありますから、権利を享受する片側には義務の履行という関係におきましても、適正負担でありますとか地域貢献を求めべきだと考えますが、これについてはいかがでありましょうか。しかも、市は進出基準に対して、事務所の届け出でありますとか建築確認申請等でいち早く知る立場にございませし、接点、話し合いの場が持たれるわけでありますから、まちづくりに対する彼らの連携、共同の重要性を彼らに訴えて、進出企業に対して行政指導を行うべきと考えます。

そこで、その規範となります市条例ということでありまして、時代に合った、すなわち商業組織に加入、協力、負担の規定を加えるような見直し改正につきまして、次の2点でお伺いをいたします。一つ、同条例に対する現状認識はいかがお持ちでしょうか。そして、まちづくりの視点から、行政による調整、指導等の条例制定化に向けての市長のお考えをぜひお聞かせいただきたいと思ひます。

以上、2点であります。

○議 長 中田議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

○市 長 中田議員のご質問に、以下ご答弁を申し上げます。内容によりましては、所管からのご答弁がありますことも事前にご了解を賜りたいと存じます。

デザート的な質問という前ふれでございましたけれども、中身は極めて厳しいご質問でございました。以下、ご答弁をさせていただきます。商業地及び高税額に対する認識と見解ということであります。ご案内のように、評価額は国の地価公示価格、それと道の地価調査価格、不動産鑑定士、滝川の場合174地点でやっておりますけれども、かなり細かく不動産鑑定士による鑑定価格、そういうものをもとに決定いたしております。近年著しい地価下落の状況に対応した、できるだけ適正な評価がなされるということに努力をいたしているところであります。15年度と比較いたしますと、16年度は商業地等で平均9パーセントの引き下げになっております。市全体では平均5パーセントの引き下げでございますから、この商業地等における地価の下落状況というものが反映しているというふうに思っております。

2点目の負担水準の算定基準ということではありますが、これがどういう意味を持つのかというのはちょっとよくわからないのですけれども、算式だけ申し上げます。算式は単純であります。当該年度の評価額、例えば16年度のその土地の評価額分の前年度の、15年度の課税標準額なのです。前年度の課税標準額割る今年度の評価額、これを負担水準と言っているわけです。この負担水準が70パーセントの土地については、評価額を70パーセントに引き下げましょと。例えば負担水準が90パーセントあっても、70パーセントに引き下げましょということであります。今回の法律改正は、この70パーセントは全国的にやるのですけれども、地方自治体の状況によっては60パーセントまで下げることが可能です。それは、実は自治体の選択ですよという状況であります。この減額による影響額の試算ということでございますけれども、仮に70パーセントを60パーセントにということで下げた場合には、個人で1,480人、法人で278が影響を受けてまいります。それはまちの中の商業地だけではないのです。むしろまちの中の商業地は、割合的には少ないだろうというふうに考えられます。そのほかの雑種地とか、まちの中のさまざまところに実は影響を及ぼしていきます。その影響の総額は、試算いたしますと4,300万円、固定資産税と都市計画税を含めた数字であります。滝川市としては、評価替えは3年に1度というのが基本ですけれども、3年に1度という評価替えにとらわれずに毎年時点修正をやっているわけです。そういうふうにして社会情勢に即した地価を把握して、公正な評価をしているということをぜひご理解いただきまして、60パーセントまで条例で定めることができるというふうな地方税法の改正になっておりますけれども、今そういう判断ができる状況ではないというふうなことをご理解いただきたいというふうに思います。参考までに、道内では市においては一市もありません。全国でどうかということ調べてみますと、栃木県で3市あるようであります。今後どうなるかわかりませんが、この3市はすごいなというふうに思いますけれども、今後の動向というものも見据えながら、現状においてはこういうことをご理解を賜りたいというふうに思います。

滝川市商工業振興条例についてであります。産業の振興条例というのは、やはり時代の流れに沿って適切に産業を振興していくための手だてが明確な施策の基本の考え方となっていくべきだろう

というふうに思いますし、そういう意味では時代に合って、しっかりとこの条例が改正されていく必要があるというふうに思っておりますし、これまでも15年度における条例改正等を通じまして、商工業の振興が時代に即した行政のあり方になるように配慮して改正をしてきたつもりであります。そういう基本方針に立って、これからも商工業振興条例を改正すべきはしっかりと調査検討の上改正するという基本方針は持ち続けてまいりたいというふうに思っております。調整、指導等の条例制定ということではありますが、特に大型店については大店立地法というものがあるわけでありまして、環境等の条件、さまざまなインパクトに対して市町村長としては意見を言うことができるという定めになっておりまして、大型店との関係という意味については、やはりこの立地の段階において環境に影響を与えることを意見があるとすればしっかりと意見を言い、この改善を求めると、そういうことは必要だというふうに思います。しかし、大型店の立地ということだけに関して言いますと、これにかさ上げ、上乘せの制限を条例で定めることは適切でない、ということでもありますから、大型店の立地の場合には、そういう現行の立地法に基づいた対応でしっかりとした意見反映が必要だというふうに思っております。少し言い過ぎかもしれませんが、私は世の中の産業について言えば、産業社会において強者を弱くすることによって弱者を救うと、そういうことを中田議員は言っていないというふうに思いますが、そういうことにはならない。そのツケはいつか必ずやってくるというふうに思っておりますし、国のとってきた施策の中でもそういう反省が幾つか産業振興の上であるのではないかとこのように思っております。大型店と共存共栄、これは極めて重要な課題だというふうに思っております。中小小売商業の振興というのが商工業振興条例の背景にあるわけございまして、小売商業、中小企業振興の立場から、どういう施策が必要かというのは今後十分検討して、時代に合って検討していかなくてはならないということでもありますけれども、行政の側から地元商業のためにしっかりと頑張れというのは、口としては言うことができますけれども、これを条例で何らかの形で担保するというのは極めて難しいと。ぜひ大型店の皆さん方もさまざまな組織に入って協力してくださいということは、口では言えますけれども、条例化するというのは世田谷がやっているようでもありますけれども、極めて難しいというふうに私は思っておりますし、効果もほとんどないのではないかとこのように思います。それよりも、大型店をぜひ商店街振興組合とか各組織の中で土俵に引きずり込んでもらって、一緒にやろうという環境条件を整えていただくと。極端に言いますと、この組織に入っていることのメリットがあるのか、ないのかということが極めてドラスチックに評価される最近の世の中でもありますから、こういう大型店が我々の組織に入って一緒にやるのがあなた方のためにもなると。そのためには、こういうことをやろうではないかと。いわば、そういう意味で積極的に土俵に乗せていく対応というものがこれから必要だというふうに思っておりますし、そういう意味で行政もぜひその一角の役割を果たさせていただきたいと、そういうふうに思っているところでございます。

以上申し上げまして、中田議員のご質問に対するご答弁にかえさせていただきます。

○議長 長 答弁が終わりました。

中田議員。

○中田議員 今市長から答弁をいただきました。まず、条例の改正についてであります、今市長

からもちょっと出ましたけれども、世田谷区でこの条例を去る4月1日に施行いたしました。まだ期間がたっておりませんので、効果については期待をできるものがないかとは思っておりますが、それは思っているということで、情報として受けとめておられるかどうか、それをまずお聞きしたいのでありますが、市長の言われますとおり、強者を弱くするというについては、私はそういうことは考えておりませんで、先ほども申しましたとおり、まちづくりはやはり共存共栄の中でやっていかなければならない。それについては、権利の分ばかりこちらから与えている部分があって、義務を果たしていただけない部分があるのではなかろうかということで、そういうことに対してやっぱり呼びかけをして、我々ももちろんするわけでありまして、これは、商店街だけの話ではなくて、市税を使う中でのまちづくりの一環でありますから、その中で今市長もおっしゃっていただきましたけれども、調整をしながら働きかけの一角というようなお話もいただきましたので、これからについてはそういうような形で、別に条例ができたからといって罰則規定もあるわけではありせんし、どうということはないのですけれども、そういう意思がある中で話し合いが進めば一番いいかなということでございまして、これについてはこれからも効果としては期待したいと思っております。これについては1点だけ、その情報をお持ちかどうかお聞かせください。

それから、固定資産税の関係でありますけれども、固定資産税でありますとか都市計画税というのは目的税の性格を持っているのではないかなと思っておりますが、これをがらがらぼんで税収の一部として福祉ですとかほかの方に回していいものかどうか、この辺どういう認識をされているか私もわかりませんので、お聞かせいただきたいと思っております。私がこれを出したということは、もちろん税金が安くなればこれにこしたことはないのですけれども、実はそれを言いたいわけではなくて、これを機会に地域間の公示地価の評価の見直しというのが、確かに行ってはいるということではありますが、今の商業地区としての242ヘクタールと東町地区の商業地区と格差が大きいのではないかということがあるわけでありまして、非常に不公平感を我々は持っているわけでありまして、これを幾らかでも是正することによって、それで商業地区が下がれば、これが資産デフレの解消といいますか、将来的には土地が動いて商業界の活性化にもつながるといことが考えられるのではないかということで、公平化に向けてご努力をいただきたいということが趣旨でございまして、この辺につきましてもう一度市長のお考えをお伺いしまして、質問を終了いたします。

○議 長 中田議員の再質問に対する答弁を求めます。

○市 長 中田議員の再質問にご答弁を申し上げます。

1点目の世田谷区の情報を知っているのかということではありますが、新聞情報でありますけれども、その範囲で理解をいたしております。現実にならっているのかということについては、私自身直接的な情報は持っておりません。固定資産税、都市計画税でありますけれども、固定資産税も都市計画税も目的税ということではありません。ただ、都市計画税は都市計画事業に使っていくということが中心の税でありまして、そういう一定の目的は持っているということをご答弁を申し上げたいと存じます。

それから、不公平感があるということでもあります。かつては地価公示価格イコール固定資産税評

価額だったわけです。そのときは、たしか評価額の3割とか、それが固定資産税評価額だった時代がずっとあったと思います。これを7割とすべしということになって、極めて不公平感が増幅をして、さまざまな調整の仕組みが実はできてまいりました。それで、現実があるということでありませけれども、滝川市としては、先ほど申し上げましたように、やはり上がってくるところもある。それから、下がってくるところもある。これを3年に1遍評価をして、それで事足れりということにするのではなくて、毎年時点修正をやって調整を図っているということでもあります。できるならば、高いところの税金を安くするということが好ましいことでもありますけれども、全体的な行政運営ということを考えますときには、やはりほかの都市の動向でありますとか、現実における財政の状況でありますとか、そういうことを総合的に判断いたしますと、国が定めているプラスアルファのかさ上げの対応がとれる状況にはないと。不公平感がおありだということは十分理解できますけれども、そういう状況にないということをご理解賜りたいと思いますし、地価に関する時点修正はそれなりに最善の努力をさせていただいているということをご理解賜りたいと思います。

それから、前段のご質問で答弁修正をさせていただきます。都市計画税は目的税だそうでありまして、都市計画の事業に対して使う目的税であります。訂正しておわび申し上げます。

以上申し上げまして、中田議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議 長 以上をもって中田議員の質問を終了いたします。

これをもちまして一般質問を終了いたします。

3時15分まで休憩といたします。

休憩 午後 2時53分

再開 午後 3時16分

○議 長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎日程第3 議案第7号 議員の派遣について

○議 長 日程第3、議案第7号 議員の派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。本案については、議会運営委員会の方々の提案にかかわるものでありますので、この場合、説明、質疑、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っております。これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、説明、質疑、討論を省略し、直ちに採決いたします。

本案を可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第7号は可決されました。

◎日程第4 報告第8号 社団法人滝川国際交流協会の経営状況について

○議長 日程第4、報告第8号 社団法人滝川国際交流協会の経営状況についてを議題といたします。

説明を求めます。総務部長。

○総務部長 報告第8号 社団法人滝川国際交流協会の経営状況についてであります。地方自治法第243条の3第2項の規定により報告をいたします。

まず、平成15年度の事業報告でございますが、お手元の資料1ページをごらんください。1の国際交流事業ですが、2ページから4ページまでの10の事業を実施しております。特に昨年は、ジュニア大使訪問団派遣事業をスプリングフィールド市との姉妹都市提携10周年記念事業として実施し、滝川西高等学校の姉妹校でありますスプリングフィールド工科高校を訪問するなど、交流を深めたところであります。

2の国際協力事業ですが、4ページから8ページまでの15の事業を実施しております。特にアフリカ、マラウイ共和国からの農業研修員受け入れは4年目となり、昨年1月に現地に派遣した農業調査団の調査結果を受けまして、ことし1月には技術指導を行うため、初めて農業技術専門家4名を1カ月間派遣いたしましたところでございます。

続いて、3の国際理解事業ですが、8ページから14ページまでの18の事業を実施しております。語学講座は、順調に受講者がふえており、事業収入の柱の一つになっております。また、スプリングフィールド市との姉妹都市提携10周年を記念して、滝川西高校の姉妹校でありますスプリングフィールド工科高校とインターネットを活用したテレビ会議を行いました。

4の調査研究資料提供事業ですが、14ページから17ページまでの七つの事業を実施いたしました。お目通しを願います。

6の会員ですが、18ページに参考資料として会員状況を添付しておりますが、14年度末と15年度末を口数で比較しますと、団体会員につきましては92口から96口と4口の増、個人会員につきましては388口から406口と18口の増となったところであります。なお、会員の確保につきましては、今後とも積極的に対応してまいりたいと考えております。

次に、平成15年度の決算でございますが、20ページの収支計算書をごらんください。収入の部ですが、前期繰越金と合わせまして収入合計2,951万円となり、予算と比較しますと642万円の収入増となったところであります。これは、大科目3の事業収入のうち中科目2の受託事業収入で、マラウイへの農業技術専門家派遣事業について概算で予算化していましたが、委託機関でありますJICA国際協力機構において正式に予算化されたことに伴い509万円の収入増となったほか、1の自主事業収入につきましては個々の事業収入が増となったことが主な理由であります。21ページの支出の部ですが、当期支出合計2,725万円となり、予算と比較しますと416万円の支出増となったところであります。これは、大科目1の事業費のうち中科目2の国際協力事業費で、収入の部で申し上げましたが、マラウイ農業技術専門家派遣事業の実施に伴い増となったことが主な理由です。以上、収支を差し引きましてプラスとなり、226万円が次期繰り越したところでござ

ざいます。

次に、22ページから26ページまでにつきましては、正味財産増減計算書、貸借対照表、財産目録、積立金の状況等、それから会計監査報告を添付していますので、お目通しをいただきたいと思ひます。

次に、平成16年度の事業計画についてですが、27ページから36ページに記載の事業を実施する予定であります。ことしは、国際交流員が企画した韓国ツアーを初め、ブータン王国から農業技術研修員として1名を1カ月間、農業普及業務視察研修に3名の受け入れを予定するなど、新規事業を含め積極的な事業展開を図ってまいりたいと存じております。

次に、37、38ページの収支予算書でございますが、各事業を予算化して、収入、支出ともに2,335万1,000円となったところであります。

以上で社団法人滝川国際交流協会の経営状況の報告とさせていただきます。

○議 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

報告第8号は、報告済みといたします。

◎日程第5 報告第9号 滝川市土地開発公社の経営状況について

○議 長 日程第5、報告第9号 滝川市土地開発公社の経営状況についてを議題といたします。説明を求めます。総務部長。

○総務部長 報告第9号 滝川市土地開発公社の経営状況について、地方自治法第243条の3第2項の規定により報告するものでありますが、概要についてご説明を申し上げます。

なお、金額については例年どおり万円単位で読み上げさせていただきます。

初めに、平成15年度事業報告書、決算報告書についてご説明をいたします。3ページをお開き願ひます。1の総括事項につきましては、記載のとおり土地処分について3,541万円の事業計画を立てたところ3,541万円となりまして、執行率は100パーセントとなったところであります。

2の予算の執行状況につきましては、6ページでご説明申し上げます。

3の事業概要ですが、処分の状況につきましては、総じて地積4,382.03平方メートル、金額で3,541万円となったところであります。

4ページ、5ページの庶務事項につきましては、お目通しを願ひます。

6ページの平成15年度決算報告書ですが、アの収益的収入及び支出につきましては、収入総額では予算額3,977万円に対し決算額3,975万円となり、執行率は99.9パーセントであります。その内訳は第1款事業収益と第2款事業外収益であります。支出総額では、予算額3,677万円に対し決算額3,587万円となり、執行率は97.6パーセントであります。その

内訳は第1款の事業原価と第2款の販売費及び一般管理費、第3款の事業外費用であります。決算額の収入から支出を差し引いた387万円が当期の純利益となったところであります。

次に、イの資本的支出であります。予算額1,056万円に対しまして決算額1,055万円となり、執行率は100パーセントで、その内訳は第1項公有地取得事業費と第2項土地造成事業費であります。なお、資本的支出額1,055万円は当年度分損益勘定留保資金で補填したところであります。

7ページから11ページにかけての財務諸表及び12ページの監査報告書については、お目通しをいただきたいと存じます。

続きまして、平成16年度の事業計画書、予算書についてご説明申し上げます。15、16ページについてのみ説明させていただき、17ページ以降につきましてはお目通しを願いたいと存じます。

15ページの第2条、業務の予定量であります。土地処分として1億189万円を予定いたしました。

第3条の収益的収入及び支出では、収入総額1億618万円に対しまして支出総額1億426万円で、差し引き191万円の当期純利益を予定したところであります。

次に、16ページの第4条、資本的支出であります。総額2,212万円で、その財源は当年度分損益勘定留保資金で補填するものであります。

また、第5条の借入金は短期借入金の限度額を25億円に定めたものであります。

ここで、土地開発公社の財政健全化に向けての対応について若干述べさせていただきますが、昨年11月、市は財政健全化計画を策定する中で、公社の未処分公有用地取得費8億8,600万円、土地造成用地の含み損、いわゆる時価と簿価の差であります。4億3,000万円を見込み、計13億1,600万円を10年計画で解消することを位置づけたところであります。一方、自主事業であります住宅用地等の用地販売を積極的に展開するため、土地取得助成を50万円から100万円に引き上げ、4月に新設した管財室を中心に販売促進を行っているところであります。平成15年度で3区画の販売実績が本年度4月からの2カ月半で現在5区画の販売状況であり、目標の10区画以上の販売に向けて努力しているところでもあります。また、市からの公有地取得の財源確保として市有地の売却も積極的に行っているところであります。今年度既に5件、1,114平方メートルを売却している状況も申し添えまして、以上健全化に向けての対応を申し上げまして、報告第9号の説明とさせていただきます。

○議長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。清水議員。

○清水議員 それでは、事業計画書並びに事業報告書について、6点にわたり質疑を行いたいと思います。

まず、1点目は、9ページの財産目録について伺います。前段平成13年8月6日から10月1日に行われました監査委員による出資団体監査報告書では、12年度末の土地帳簿価格25億7,500万円で時価が18億7,900万円と試算をし、当時含み損は全体で6億9,600万円な

どとしています。公有用地の3億4,700万円の含み損は、市に帳簿価格で売却となることから、実質的に含み損は生じない。しかし、未成土地は公社の自主事業であり、3億4,900万円は公社負担となると述べております。この観点で、公社負担となるということを前段としながら質問をしたいと思います。まず、1点目、財産目録で、含み損は15年度末で幾ら生じているのかと。全体、さらに公有用地分、また未成土地分、この3点でお答えをいただきます。

2点目は、同じくこの財産目録で、市が土地開発公社に先行取得させた未処分公有地、これは財政健全化計画ではただいまのご説明でも8億8,600万円、1年度違うので、この数字がどう変わるかは若干の違いはあると思いますが、これは市が買い取ると。これは、もともとそういう制度ですから当然ですが、この主な用地の場所、目的、金額、どういう目的でどの場所にどの程度の帳簿価格で未処分公有地があるのかと。この8億8,600万円の内訳について主なということでお伺いいたします。

3点目は、同じく次は未成土地15億9,900万円についてですが、これについては公社の責任でという中身です。この内訳として、例えば工業団地あるいは分譲、いろいろな事業をやられていると思いますが、主な事業ごとに金額、帳簿価格をお示しいただきたいと思います。

次、4点目ですが、3ページで事業の概要ということで、処分された中身で道路が1,923万円、20年間貸借というご説明ですが、内容について伺いたいと思います。

5点目は、11ページで短期借入金明細書があります。15年度の期末残高で、計22億円のうち14億円が滝川市から、あるいはその他8億円がみずほ銀行からと、こういう内容です。つまり市が融資をとめれば倒産すると。こういう点では、民間であればとっくに債務超過になっているわけですから、融資をとめる状況になっている。市だからこそ、債務超過でも融資をとめない。ですから、事実上常識的に言えば債務保証の段階に入っているのではないかと考えますが、市長のお考えを伺います。

6点目は、公有用地については市が要請して購入した土地ですから、帳簿価格で将来市が買い取る、このように方針を持たれていることは当然です。これに対して、未成土地については公社の自主事業で、公社の責任において取得し、処分を行う。危険、負担が伴うという中身です。これについては、監査委員も公社負担となると、この含み損についてはそう述べております。ところが、これが健全化計画では4億3,000万円の時価、簿価差として、市が含み損を補填するという計画になっております。しかし、問題はまず1点目として、健全な運営をするために、ある権限を持って、自治法上の規定をもって、市長は土地開発公社に対していろんな行為ができるというふうにされていますが、3点です。一つは、公社の責任がどうなるのかと。どのような形で公社の含み損の責任を果たそうとしているのか、具体的に伺います。2点目は、市長の責任について伺います。3点目は、公社の負担とならしているものを市が負担するように健全化計画が出されていますが、そこにはやはり公社の責任を述べつつ、こういう理由で市が負担するという市民に対する説明が必要だというふうに思いますが、ご答弁をいただきます。

以上6点、1回目の質疑といたします。

○議 長 答弁を求めます。総務部長。

○総務部長 回答で前後することもあるかもしれませんが、ちょっとお許しをいただきまして、まず第1点目の含み損の関係でございますが、9ページの公有土地と未成土地がございますけれども、その中の造成用地、公有土地以外での未成土地の部分です。未成土地の中の分として4億3,000万円を時価との差ということで見込んだところです。未成土地というのは、土地開発公社が基本的に独自でやらなければいけない土地ということなのですが、一体性の中で行政との間で一体的に先行取得する分については簿価で取得することを基本としますと。未成土地については、時価と簿価の差があると。公社独自ということの観点もあるのだけれども、行政としてはやはりそれも一体性の中で未成土地の部分も簿価を吸収していかなければならないのではないかという財政健全化のもとで4億3,000万円見込んでいるということでご理解いただきたいと思います。

それから、先行取得させた主な用地はどこだろうかということの公有用地としてはいろんなところがございまして、道路関係が主なものでございます。東滝川の道路用地だとか裁判所の隣接地だとか自衛隊の宿舎用地だとか緑寿園用地だとかそれぞれございます。それから、公社が基本的な処理をしなければならぬという持っている土地造成用地は、中央工業団地、それからニュータウンせせらぎ団地が主な用地でございます。

それから、3ページの事業の概要の1,923万5,000円の道路の中身ということですが、これについては栄町3丁目市道用地、鈴蘭通りの拡幅用地ほか3路線、590平方メートルがその用地でございます。

それから、11ページ、短期借入金ということで、滝川市を含めて13億9,900万円と載っておりますけれども、みずほ銀行8億2,000万円ということで載っています。これが市がとまったら破綻ではないかと。まさしく融資がなければ破綻状況になります。ただ、財政健全化計画でも申しあげましたように、市と公社というのは公拡法のもとで土地開発公社が設立されて、市と一体の中で進めてきた経過ということの中で、自主事業でありますせせらぎ団地の販売とかは、当然土地開発公社として、中央工業団地の処分も含めてやっていかなければならない。一方、行政としてもやはり不文律というか、表裏一体の関係にあるということから、それは貸付金は継続して、健全化に向けて貸付金を出しながら、中期的、長期的な形の中で健全化を図っていかなければならないと思っております。

それから、トータルで申しあげましたように、健全化計画の中で含み損の補填を含めて、本来は含み損なのだから公社でというお話がありましたけれども、不文律というか、表裏一体の関係から、それぞれ行政としても配慮し、健全化計画を立てたということで、中長期的な形の中で短期的な処分を、先ほど申しあげましたように、せせらぎが50万円から100万円に上げる中で販売を早く促進していく。一方では、中央工業団地を含めて、昨年かおとしでしたか、50パーセント助成を図る中で企業誘致に向けて努力もしていくと。一方では、行政サイドの方も、先行取得させた分を市の方で10年計画の中で買い戻していくということの中で中期的な展望に立って、短期的、中期的、もしくは長期的なことも含めまして、表裏一体の中で健全化に向けて努力していくという観点ですので、ご理解いただきたいと思います。

○議 長 答弁が終わりました。

清水議員、再質疑ありますか。清水議員。

○清水議員 まず、1点目の含み損については、公有用地そのものの事業が実施されないということ言えば、購入して、ただ時価、簿価差だけが市の負担になるということは今後も生じますので、継続されますので、先ほど未成土地の4億3,000万円だけでした。健全化計画の13億1,600万円ということであれば、それはそれで結構ですが。

2点目については、ただいま道路関係というご答弁でしたが、やはりどこにどれだけ、全部で8億円以上も公有用地として確保しながら、事業が実施されないと。完全に塩漬けになっているわけです、10年以上も。恐らく九十何パーセントが10年以上ということだと思うのですが、土地開発公社は情報開示の条例の対象外になっていますので、やはりこの場である程度具体的に道路用地の件数と最大1路線でどれぐらいの金額かぐらいのことは、件数、最大、何町何丁目何番地の道路が帳簿価格幾らと、ベストスリーぐらいを上げていただかなければ、答弁をいただいたということにはならないと思います。

それと、5点目、6点目に共通することなのですが、公社の自主事業でありながら、表裏一体だから一体の中で処理すると。これは、すべて責任をあいまいにして、そういうふうに言われたら初めからわかっているのです。そうなる可能性が強いからこそ、監査委員の出資団体監査報告書、3年前に行われた中でもきちっと区別すべきだと。そして、公社負担だと。ですから、今のわずか表裏一体だから一体として処理しなければならないということでは全く理由にならないです。もっと自主事業で、本当はこういう含み損を出さないという計画のもとにやられているわけですから、なぜその計画が狂ったとか、それは市長の指導が弱かったのか、あるいは時代の流れだったのか、あるいはということ、そのあたりのことをきちっと責任の中身についてご説明いただかなければならないと思います。

それで、事実上の債務保証だということについては同じ認識だというご答弁でしたので、これについてはよろしいですが、6番目では公社の事業の責任は具体的に形を私は聞いたのです。どこでどういう責任をとるといことが発表されるのかと。2点目、市長の指導責任についてはどこでどういう形で発表されるのか。こういうことを具体的に形で聞いておりますので、ご答弁を伺いたいと思います。

(「議長、議事進行」の声あり)

○議長 長 藪内議員。

○藪内議員 公社の会計の公表については、議会の関与できる限度があると思いますので、ただいまのご発言等について、今までのご質疑等について、議長において整理されるようお願いいたします。

○議長 長 ほかにありませんか。

(なしの声あり)

○議長 長 暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時47分

再開 午後 3時49分

○議長 再開いたします。

総務部長。

○総務部長 公有用地を含めての情報開示の展開から、どんな路線でどのぐらいの、ベストスリーを言ってくれというお話ですが、私どもの把握している観点でいきますと、道路関係では11路線、面積で約4,444平方メートル、これが約3億5,700万円の簿価、それからその他の用地で7区画、面積で5万8,589平方メートル、簿価で約5億3,000万円が今公有用地の関係で把握している総括的な資料です。

それと、先ほど申し上げました公社と市は一体論だということの中で責任論、理由にならない、独立してやれと。一つは、健全化計画の中で含み損等含めて先行取得させた分については、行政としても含み損を含めて何とかしたいという健全化計画を打ち出した。一方では、土地開発公社が理事会において土地の販売促進を積極的に行おうということで、つまりせせらぎ団地を含めて土地販売をやっというということで、前段説明しましたように、50万円の助成金を100万円に上げて販売促進に向かうと、そういう一つの土地開発公社としての努力をしているということはお含みいただけるのではないかと考えております。それと、責任論を含めていくのは、商法上の取締役会と同じように理事会という制度もありますので、その中での議論になると思っておりますので、それは私どもとしてはちょっと言える段階ではございません。

以上申し上げまして、答弁とさせていただきます。

◎議事延長宣言

○議長 本日の会議は、議事の都合によりあらかじめ延長いたします。

再々質疑、清水議員。

○清水議員 市長にご答弁を伺いたいと思います。

まず、市の指導責任というか、これについては市が負担しなければならない理由として、公社も努力をしているからと。しかし、今50万円足して100万円の助成にするというのは、そうしないと売れないからなのです。至極簡単な話で、値引きをするか助成するかだけの話なのです。これは、努力でも何でもない売るための唯一の方法なのです。ですから、公社が努力しているということではもちろんないです。それで、今財政健全化計画で毎年10億円ぐらい、この2割を土地開発公社の含み損の処理で使われると。ですから、半分が土地開発公社、そして半分は市が先行取得させたということで、事実上10億円のうち1億円は土地開発公社の責任で処理すべきものを市民が負担するということになります。こういう点で、市民にきちんとこの説明を何らかの形ですべきだと。財政健全化計画の中では、公社の含み損ということは明確になっていますので、ホームページで見てもそういう言葉は出てきます。しかし、市民に対するおわびとか、あるいは市長がこういう形で市で負担することになったという説明がないのです。そういう点で、市民に対する説明責任もあるというふうに考えますが、市長のお考えを伺います。

○議 長 市長。

○市 長 清水議員のご質問にお答えいたしますが、土地開発公社に対する市長の責任の所在ということでもあります。

ご案内のように、土地開発公社は公拓法に基づいて、さまざまな土地取得上の問題に対して解決するために、その当時と土地を取り巻く状況というのは変わっているというふうに思いますけれども、都市開発を円滑に進めていくと、そのための問題をクリアすると、そのために土地開発公社が公拓法に基づいて設置をされたところでもあります。公有地を先行取得するというので、これは計画的に公有地の先行取得は進めなくてはならないということで先行取得をお願いをした。しかし、さまざまな環境条件がその計画的な土地の利用ということに及ばなかったと。こういう部分については、やはり行政として当然責任を持つ必要があるというふうに思っております。したがって、公有地の部分につきましては、当然含み損を含めて行政責任があるというふうに思っておりますから、その対応の方針を決めたわけでもあります。

未成土地の分についてであります。未成土地の分について、土地開発公社が自主的にやっておりますけれども、その背景は何かといいますと、工業団地を造成したり、住宅団地を造成したりと、そういうことがあるわけです。それは、土地開発公社が独自事業として決定をいたしておりますけれども、背景には都市全体の総合計画のプランに基づいて、行政のまちづくりに対する実行というもの土地開発公社の責任の中でやっていただいていると、そういうことがあるというふうに私は思っております。したがって、未成土地の分すべてについて、意思決定をした土地開発公社の責任であるというふうに必ずしも言えないのではないかと。したがって、さまざまな環境条件の中で土地が動かないと。その中で時価、簿価の差が出てくると。この分については、まちづくり全体の発想から、やはり市の会計の中で補填するのが適切ではないのかという選択をさせていただいたところでもあります。しかし、これが今4億3,000万円と想定されているところでありまして、土地開発公社はみずからの取得をした土地について最大限売却の努力をしていただかなくてはならないと。その最大限の売却の努力を今払っていただいているところでもあります。さまざまなアイデアもまたおありになるというふうに思いますけれども、私どもとしては今後とも土地開発公社、未成土地の工業団地及び住宅団地を中心とするこの土地について、ある意味では行政も一体となってPRして売っていかなくてはならないというふうにも実は思っているところではありますが、販売の責任は土地開発公社にあるというふうに思います。

それから、土地開発公社は損失補償ではない債務保証が法律的に認められている組織であります。今率直に言いますと、債務超過であります。この債務超過の状況というものをいち早く脱皮して、土地開発公社自体が健全な運営が行われる、そういう最善の努力が必要だというふうに思っておりますし、その方針の一環として、ただいま申し上げましたような基本の考え方を取り入れたということでもあります。かつて九州のある町が土地開発公社の破綻ということを引き金にして赤字債権団体突入という状況が生じました。むしろあの場合は、土地開発公社を積極的に解散をさせて、赤字債権団体による再建の道を選んだというのが適切かもしれませんけれども、そういう状況にならない最善の努力を今しているということをご理解を賜りたいというふうに思います。

以上申し上げまして、清水議員に対するご質問の答弁にかえさせていただきます。

○議 長 ほかに質疑ありますか。

(なしの声あり)

○議 長 これにて質疑を終結いたします。

報告第9号は、報告済みといたします。

◎日程第6 報告第10号 財団法人滝川市生涯学習振興会の経営状況について

○議 長 日程第6、報告第10号 財団法人滝川市生涯学習振興会の経営状況についてを議題といたします。

説明を求めます。教育部長。

○教育部長 それでは、報告第10号ということであります。財団法人滝川市生涯学習振興会の経営状況等について報告いたしたいと思っております。地方自治法第243条の3第2項の規定によりまして、配付しております資料に基づき、その概要についてご説明申し上げます。

まず、平成15年度の事業報告でございますけれども、2ページをお開きいただければと思っております。当振興会におきましては、大きく五つの事業ということになってございますけれども、中心となる事業は一つ目の学習機会の提供に関する事業ということでございます。ここにおきましては、講演会を初め14種類の講座を22回開催し、延べ日数で年間111日実施しております。内容的には、教養講座から体験もの、趣味、実用的なもの幅広く、市民の皆様の多様なニーズに沿うような数多くの事業に取り組んでいるという状態であります。

また、5ページの(6)番目のリブラーンin学びフェスタということがございますけれども、これにつきましては新会員の獲得に向けたイベントということでも昨年実施いたしました。内容的には、犬の育て方講座ということからそば打ち体験講座まで5講座ということでも実施したところであります。この中身は、どの講座も昼夜2回ずつ開催いたしましたけれども、いずれも好評であったということでもあります。

6ページをお開きいただければと思っております。6ページの2、情報の提供に関する事業ということでもあります。ここでは5項目記載しておりますが、特に1番目の情報誌、リブラーン滝川ということでもあります。年7回発行しております。広報たきかわの折り込みとして市民に配布して、生涯学習に対する普及啓発に努めたというところであります。

3の指導者の登録に対する事業から5の連絡推進に関する事業までは、後ほどお目通しいただければと思っております。また、7ページの各種会議の開催についてもお目通しいただければと思っております。

次に、決算ということでもあります。8ページをお開きください。8ページの総括表ということでもあります。収入の部、基本財産運用収入43万1,306円、会費収入560万円、事業収入160万6,250円、雑収入4,668円、固定資産売却収入8,020円ということで、収入合計765万244円、前期繰り越しを入れまして、収入合計1,190万7,746円となったところであります。これに対して、支出の部でありますけれども、事業費としまして718万3,79

9円ということでありまして、管理費として149万4,374円ということでありまして。支出合計867万8,173円というような形であります。したがって、差し引き322万9,573円が次期繰越金というふうになったところであります。

9ページから14ページまでの収支計算書というのがありますが、これはただいま説明いたしました総括表の詳細を記載したということですので、後ほどお目通しいただければと思っております。

次に、19ページということでありまして。19ページから24ページまでは、16年度の事業計画書ということでありまして。ここでは、学習機会の提供に関する事業を主に、会員の意向を反映させた講座、さらには先ほど事業報告で説明いたしましたリブラインin学びフェスタで好評でありましたイベントを新規講座として取り入れるなど、健康と趣味、実用的でリラックスもできて、市民が楽しめる内容を盛り込んだ計画を組んでおります。詳細につきましては、お目通しいただければと思っております。

次に、25ページの収支予算書ということですが、収入、支出ともに1,180万円の計上ということでありまして、前年と比較しますと139万3,000円の減というふうになってございます。詳細につきましては26ページ以降ということですので、お目通しをいただければと思っております。

以上で滝川市生涯学習振興会の経営状況等の報告といたします。

○議長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

報告第10号は、報告済みといたします。

◎日程第7 報告第11号 監査報告について

報告第12号 例月現金出納検査報告について

○議長 日程第7、報告第11号 監査報告について、報告第12号 例月現金出納検査報告についてを一括議題といたします。

説明を求めます。八幡監査委員。

○監査委員 報告第11号 監査報告についてご説明いたします。

初めに、定期監査報告ですが、地方自治法第199条第4項の規定に基づき行いましたので、同条第9項の規定により、その結果を報告いたします。

監査の対象につきましては、議会事務局、農業委員会事務局、選挙管理委員会事務局を対象に実施いたしました。

監査の範囲につきましては、平成15年度執行事務について実施いたしました。

監査の期間及び監査の方法につきましては、記載のとおりでありますので、お目通し願います。

監査の結果につきましては、おおむね適正に執行または管理されていると認められましたが、各所属に対する講評において、一部に改善、検討が必要と思われる事項として、文書事務処理については文書の処理、文書分類番号等の記載、文書の訂正など規定に基づく適切な処理方を、出張、復命については用務のてんまつの記載、他団体から旅費の支給を受けて出張する場合の伝票の処理方を、収入、手数料については免除の根拠の適用条項の誤りの処理方を、契約事務については契約根拠の適用条項の誤り、納期限を過ぎて納品された場合の遅延等の処理方を、前渡資金、備品出納簿、郵便切手等受け払い簿については規則に基づく適切な処理方について指導を行いました。また、検討事項として、他団体の事務局に職員がかかわっていることについて、行政改革の一環として事務局団体の検討を、政務調査費においては適正執行のため旅行費用の計算書の添付について情報公開に対応し、透明性を保つため検討を求めました。このほか監査の過程におきまして軽易な事項につきましては、その都度直接事務担当者に是正または処理方を要望しておりますので、その内容は省略をいたします。

次に、報告第12号 例月現金出納検査報告についてご説明をいたします。

地方自治法第235条の2第1項の規定に基づきまして、平成16年2月分、3月分及び4月分の例月現金出納検査を実施いたしましたので、同条第3項の規定により、その結果を報告いたします。

検査の対象につきましては、一般会計、各特別会計、病院事業会計、水道事業会計、各基金、歳入歳出外会計の現金、預金、一時借入金等の出納保管状況を対象に実施いたしました。

検査期日及び検査の方法につきましては、記載のとおりでありますので、お目通し願います。

検査の結果につきましては、各会計、各基金及び歳入歳出外会計とも計数上の誤りは認められませんでした。各所属に対する講評において、請求書については正当な請求書の要件であるあて先や請求日が正しく記載されていないもの、収入及び支出手続きが遅延していると思われるもの、旅費の計算が経済的な方法で算出されていないもの、支出年度や支出科目の誤り、前途資金の処理誤りなどが見受けられましたので、規則、規定等に基づく事務処理の適正化等について指導を行ったほか、検査の過程において軽易な事項につきましては、その都度直接事務担当者に是正または処理方を指導しておりますので、その内容は省略をいたします。

なお、行財政改革を踏まえ、徹底したコスト縮減に努めている折から、予算の執行に当たっては前例踏襲にとらわれることなく、合理的、効率的な執行により、なお一層経費節減に努められることを要望しております。

以上で報告第12号 例月現金出納検査報告を終わります。

○議 長 これより一括質疑に入ります。質疑ありますか。

(なしの声あり)

○議 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

報告第11号及び第12号は、報告済みといたします。

◎日程第8 意見書案第1号 地方分権を確立するための真の三位一体改革の実現を求める要望意見書

意見書案第2号 緊急地域雇用創出特別交付金制度の延長・改善を求める要望意見書

○議長 日程第8、意見書案第1号 地方分権を確立するための真の三位一体改革の実現を求める要望意見書、意見書案第2号 緊急地域雇用創出特別交付金制度の延長・改善を求める要望意見書を一括議題といたします。

提案者の説明を求めます。堀田議会運営委員長。

○議会運営委員会委員長 それでは、意見書案2件について説明を申し上げます。

なお、説明に当たっては内容を省略し、件名と送付先のみ申し上げます。

意見書案第1号 地方分権を確立するための真の三位一体改革の実現を求める要望意見書。送付先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、経済財政政策担当大臣であります。

意見書案第2号 緊急地域雇用創出特別交付金制度の延長・改善を求める要望意見書。送付先は、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣であります。

以上、滝川市議会会議規則第13条の規定により提出するものであります。

以上、説明を終わります。

○議長 長 お諮りいたします。

本件については、議会運営委員会の方々の提案にかかわるものですので、この場合、質疑、討論を省略し、直ちに一括採決いたしたいと思っております。これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

よって、質疑、討論を省略し、直ちに一括採決いたします。

本案をいずれも可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

よって、意見書案第1号及び第2号の2件は、いずれも可決されました。

◎日程第9 常任委員会及び議会運営委員会閉会中継続調査等の申出について

○議長 長 日程第9、常任委員会及び議会運営委員会閉会中継続調査等の申出についてを議題といたします。

お手元に印刷配付のとおり、第2回定例会以降における閉会中継続調査等の申し出がありました。

お諮りいたします。各常任委員長及び議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査等とすることに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、各常任委員長及び議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査等とすることに決しました。

◎市長あいさつ

○議長 以上で予定されました日程はすべて終了いたしました。この場合、市長から発言の申し出がありますので、これを許したいと思います。市長。

○市長 第2回定例市議会に当たりまして、補正予算及び関連議案、そしてまた一般質問において、さまざまご啓示をいただきました。提出をさせていただきました議案につきまして、すべて可決をいただきましたこと、心から厚くお礼を申し上げたいと存じます。

予算の執行に当たりましては、迅速に、しかもご意見をいただきました内容をよく吟味させていただきます。適切な執行に当たりたいというふうに思いますし、一般質問を通じましてさまざまご提言をいただきました内容につきましても、お答えを申し上げたところでございますけれども、その方向に沿って鋭意職員ともども一層努力してまいりたいというふうに思います。

心から厚くお礼を申し上げまして、議長にお許しをいただきましたお礼のごあいさつとさせていただきます。まことにありがとうございました。

◎閉会宣告

○議長 本定例会に提案されました議案の審議はすべて終了いたしました。

これにて平成16年第2回滝川市議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

閉会 午後 4時17分

上記会議のてん末は誤りがないので、ここに署名する。

平成 年 月 日

滝川市議会議長

滝川市議会議員

滝川市議会議員